

葉山町クリーンセンター再整備工事

要求水準書

令和3年6月

葉 山 町

《目 次》

第1章 総 則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主要目	9
第3節 環境保全にかかわる計画主要目	11
第4節 設計・建設条件	15
第5節 材料及び機器	27
第6節 試運転及び運転指導	28
第7節 性能保証	29
第8節 契約不適合責任	33
第9節 完成図書	35
第10節 検査及び試験	36
第11節 引渡し	37
第12節 その他	38
第2章 機械設備工事仕様	40
第2-1章 生ごみ資源化処理施設編	40
第1節 各設備共通仕様	40
第2節 受入供給設備	44
第3節 前処理設備	46
第4節 発酵設備	51
第5節 貯留搬出設備	54
第6節 脱臭・集塵設備	55
第7節 給水設備	59
第8節 排水処理設備	60
第9節 電気設備	61
第10節 計装設備	69
第11節 雑設備	71
第2-2章 サテライトセンター編	73
第1節 各設備共通仕様	73
第2節 受入供給設備	73
第3節 貯留搬出設備	73
第4節 脱臭・集塵設備	74
第5節 給水設備	74
第6節 排水処理設備	74
第7節 電気設備	74
第8節 計装設備	74

第9節 雑設備	75
第2-3章 各種ストックヤード	76
第1節 各設備共通仕様	76
第2節 受入貯留設備	76
第2-4章 仮施設（必要に応じて）	83
第1節 仮設サテライトセンター	83
第2節 仮設各種ストックヤード	85
第3節 その他	85
第3章 土木建築工事仕様	87
第1節 計画基本事項	87
第2節 建築工事	89
第3節 土木工事及び外構工事	102
第4節 建築機械設備工事	105
第5節 建築電気設備工事	108
第4章 解体・撤去及び仮設工事仕様	111
第1節 解体・撤去工事	111
第2節 ダイオキシン類のばく露防止対策等	114
第3節 ダイオキシン類付着物除去工事	122
第4節 アスベストのばく露防止対策等	125
第5節 解体・撤去工事	130

用語の定義

葉山町クリーンセンター再整備工事の要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本 町： 葉山町をいう。
- 本 事 業： 葉山町クリーンセンター再整備工事をいう。
- 本 工 事： 本施設の設計・建設工事、葉山町クリーンセンターの解体・撤去工事、地質調査、造成工事、仮施設の設計・建設・解体工事及び工事期間中の施工監理等をいう。
- 本 施 設： 生ごみ資源化処理施設、可燃ごみ中継施設（以下、サテライトセンターという）、各種ストックヤード及び管理棟をいう。
- 仮 設 施 設： 本事業において、葉山町クリーンセンターの解体・撤去期間中におけるごみ等の搬入出及び中継を行うために必要な仮設搬入出路、仮設サテライトセンター、仮設各種ストックヤード及びその付帯設備等を含めていう。
- プ ラ ン ト： 本施設のうち生ごみ資源化処理施設、サテライトセンター、各種ストックヤードに必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
- 工 場 棟： 本施設のうちプラントを設置する建築物を総称していう。
- 建 築 物 等： 本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- 建 設 事 業 者： 本工事を行う事業者をいう。
- 従 業 者： 本施設及び仮設施設を運営する者（運転要員を含む）をいう。
- 都市計画決定区域： 本施設において都市計画で決定された敷地をいう。
- 事業実施区域： 都市計画決定区域内において設計・建設工事を行うことができる敷地をいう。
- 処 理 不 適 物： 本町では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
- 事 業 提 案 書： 本事業において建設事業者が提案した事業計画をいう。

第1章 総 則

葉山町クリーンセンター再整備工事の要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、葉山町（以下、本町という。）が発注する「葉山町クリーンセンター再整備工事」のうち、以下に示す業務に関し、本町が要求する最低限の水準を示すものである。

- ・本施設のほか、車庫（洗車機能付き）、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備の設計・建設工事
- ・葉山町クリーンセンターの解体・撤去工事
- ・本事業において、葉山町クリーンセンター解体・撤去期間中におけるごみ等の搬入出及び計量を行うために必要に応じて整備する仮設搬入出路、仮設計量機並びにその付帯設備の設計・建設工事

第1節 計画概要

1. 一般事項

葉山町クリーンセンターは、昭和52年にごみ焼却処理施設を建設して以来40年以上が経過し老朽化が進んでいる。平成21年に下水道投入へ移行するため、し尿処理（焼却）施設を停止し、続いて平成22年には、処理水中のダイオキシンの基準値超過により、ごみ焼却処理施設を停止している。不燃物処理施設については、老朽化に伴い、令和3年度に稼働停止を予定している。

また、びん類を始めとした各種ストックヤードについても適正な保管量の確保や機能的に配置されている状況とは言い難く、規模や配置等の再検討が必要である。

この様な状況の中、ごみの広域による共同処理の進展により策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」・「鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画」を踏まえ、停止しているごみ焼却施設、し尿処理施設を中心とした既設施設を全て解体撤去し、生ごみ資源化処理施設、サテライトセンター及び各種ストックヤード等を適正且つ機能的に再配置し、再整備を行う。

本事業における施設整備基本方針は以下に示すとおりである。

- 1) 緑に囲まれた周辺環境と調和した施設とする。
- 2) SDGs「⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の目標達成に寄与できる整備計画とする（省エネ、再エネを積極的に導入するとともにエネルギー消費の少ない施設等）。
- 3) ゼロ・ウェイストの推進に寄与する施設とする。
- 4) 循環型社会形成推進交付金等を活用して経費負担を抑制するなど経済性を考慮した施設整備計画とする。

2. 基本事項

1) 事業名

葉山町クリーンセンター再整備工事

2) 施設規模

施設	規模	処理対象物	処理方式(概要)	備考
生ごみ資源化処理施設	10t/日	生ごみ	堆肥化方式	
サテライトセンター	19t/日	可燃ごみ	ダンピング方式	コンテナ4つ 配置想定
各種ストックヤード				
プラスチックストックヤード	約97m ²	製品プラスチック	屋内式	
植木剪定枝ストックヤード	約140m ²	剪定枝	[]	
白トレイストックヤード	約12m ²	白トレイ	屋内式	
蛍光灯・電球等・乾電池 ストックヤード	(200L) 10缶程度	蛍光灯、電球等 乾電池	屋内式	ドラム缶 保管
廃食用油ストックヤード	(200L) 4缶程度	廃食用油	屋内式	ドラム缶 保管
資源物ストックヤード	約67m ²	紙パック、新聞、 雑誌、ダンボール、 ミックスペーパー、古布	屋内式	
ペットボトルストックヤード	約28m ²	ペットボトル	[]	
びん類ストックヤード	約68m ²	ガラスびん(3区分)	[]	
その他資源物スペース	約24m ²	金属類・小型電気製品等	屋内式	
管理棟	—		[]	
車庫(洗車機能付き)	f —		屋根付き	
駐車場	—		[]	

注1) 想定値である。実際の設定値は、建設事業者提案による。

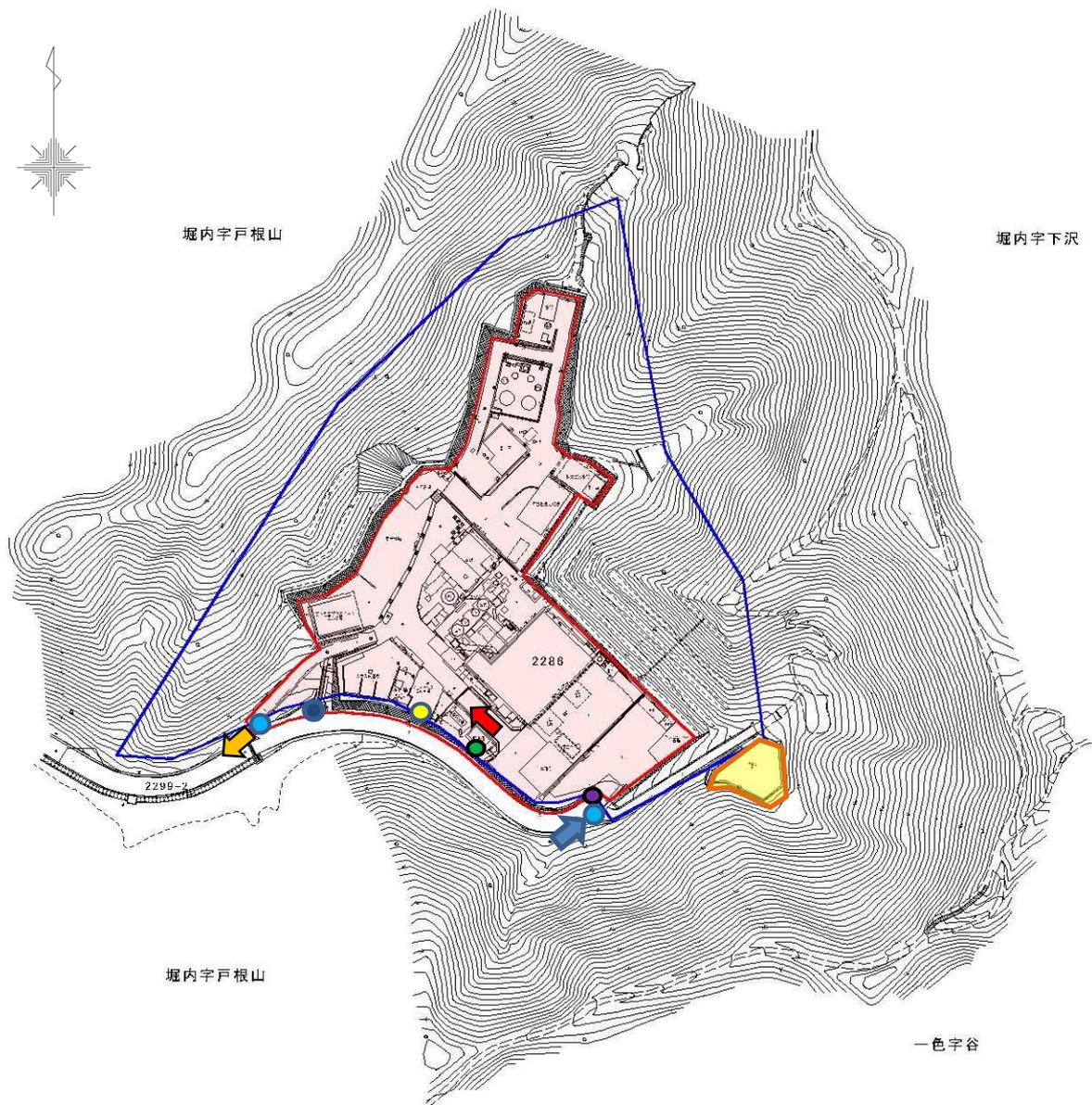
3) 建設場所

建設予定地 : 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286 番地

4) 敷地

【都市計画決定区域面積】 約 13,550m²

【事業実施区域面積】 約 6,550m²



【凡例】

- | | | | |
|---|------------------|---|---------------------------------|
|  | : 都市計画決定区域 |  | : 事業実施区域 |
|  | : 施設入口 (通常時) |  | : 施設出口 (通常時) ※南西側搬出入路 |
|  | : 場内スロープ |  | : 上水取合い点 (受水槽) |
|  | : 電気取合い点 (構内第1柱) |  | : 電話引き込み点 |
|  | : 下水取合い点 (下水道管末) |  | : 敷地範囲内用地 (185 m ²) |
|  | : 雨水放流先 | | |

図 1-1 都市計画決定区域及びユーティリティ取合い点

3. 全体計画

1) 全体計画

- (1) 本事業は、既施設の解体工事を含み、工事期間中においても一部を除き、現在と同等のごみ処理機能（対象処理物の収集・運搬・搬出等）を継続する計画とする。その際、事業期間中のごみ処理の安定稼働はもとより、工事期間中の敷地内の安全確保に十分に留意すること。
- (2) 工事期間中の管理棟機能（事務所・職員の待機場所等）については、葉山町福祉文化会館（葉山町堀内 2220 番地）に移設するものとする。ただし計量業務・場内整理業務・重機の運転業務等は移設せず、クリーンセンターに残るものとする。また、工事期間中の管理機能の移設に伴い、同期間における乗用車（事務所用）1台、2tパッカー車8台、軽ダンプ車2台の駐車機能についても、葉山町福祉文化会館へ移設するものとする。なおこれらの本移設作業については、クリーンセンターから葉山町福祉文化会館への移設作業は工事範囲外とし、葉山町福祉文化会館からクリーンセンターへの移設作業は工事範囲内とする。検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮施設等については、極力建設しないこととし、以下の順番で検討すること。但し、仮施設無しで新施設が施工できない場合は、本要求水準書に記載の仮施設の仕様を基に計画すること。
 - ①ごみ処理の継続的な安定稼働と安全確保が行えることが可能な施設配置、施工順序を優先的に検討すること。検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮施設等を建設せずに、新施設が施工できる提案を優先すること。
 - ②検討の結果、新施設の施工が実施できないと判断された場合は、検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮施設等によるごみ処理を考慮の上、施設配置、施工順序を提案すること。
- (3) 事業実施区域周辺には中学校、民家が存在するため、工事中及び施設稼働後の騒音、振動、悪臭等の環境への影響を抑制するとともに、敷地は緑に囲まれているため、この良好な環境を維持するとともに周辺環境に融和した施設とする。
- (4) 施設稼働後の維持管理（処理設備、管理設備）の容易性に配慮するとともに、維持管理費の削減が図れる施設とする。
- (5) 既施設について、全撤去のうえ新設することを想定しているが、将来的に使用可能であることを神奈川県等に確認した上で継続利用することも可能とする。
- (6) 事業敷地内のメイン車両動線は一方通行を原則とする。ただし、周回動線が確保できない場合や仮施設での運営時については、本町と協議することで原則を解除できるものとする。
- (7) 本施設のうち、屋外ストックヤードを除く各施設から発生する生活排水及びプラント系排水は、雨水をつながない分流式下水道放流とする。そのため、下水道に接続する場合は、屋根を設置する等の適切な措置をすること。
- (8) 施設建設に支障を及ぼす事業実施区域縁辺部の樹木等については、本町の指示により伐採等を行うこと。

- (9) 配置計画の基本は、敷地の西側に生ごみ資源化処理施設を配置する計画とする（要求水準書添付資料-1「クリーンセンター再整備に係る用地造成設計等業務委託報告書（造成設計図）」参照）。ただし、検討した結果、総合的に優位な配置計画を提案することも可とする。
- (10) 葉山町福祉文化会館から新設管理棟への引っ越し作業、既設管理棟及び葉山町福祉文化会館から新設管理棟へ引っ越しする際に残置する什器・備品類や事務用品等の処理処分及びかかる費用は工事範囲とする。
- (11) し尿処理施設及び不燃物処理施設周辺の造成レベルは現況高以上とし、盤下げは原則不可とする。ただし、土留めにより斜面及び土留めの安定性が確認された場合は原則を解除できるものとする。
- (12) 事業実施区域内南側及び東側の造成レベルは、既設擁壁に影響を与えないこと及び新設サテライトセンターにおいてダンピング可能な高低差を確保すること。
- (13) 仮設サテライトセンターの検討は、盛土によるダンピング方式を基本とするが、他の方式でも可とする。
- (14) 南西側の既存搬出入路は、想定する搬出入車両が走行できる道路幅員を確保するよう、道路拡幅（4.3m以上）を計画すること。拡幅に際し、既存擁壁の撤去や電柱の移設は可とする。また、既設階段も撤去可とする。
- (15) 施設整備後も焼却施設南側の場内スロープの利用を想定する場合は、想定する搬出入車両が走行できる道路幅員を確保するよう、道路拡幅を計画すること。また、スロープ全面の路盤補修を計画すること。
- (16) 事業実施区域内の既存雨水排水設備は全て撤去し、新たに整備する計画とすること。流末は、南西側の既設搬出入路東側にある既設の集水桝に接続すること。なお、集水桝以降の雨水放流先は戸根山川となる。
- (17) 要求水準書 添付資料-2「地質調査資料等」を参照し、追加の地質調査や軟弱地盤対策を計画すること。
- (18) 新設施設及び仮設施設（特に居室となるもの）の検討に際し、敷地範囲のほぼ全域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されたため、対応可能なように計画する。
- (19) 工事期間中の持込みごみについて、基本的には事業系（可燃ごみ・植木剪定枝）、家庭系（植木剪定枝）を受入れるものとし、それ以外は制限するものとする。ただし、臨時的な家庭系（植木剪定枝以外）については受入れがあるものとする。
- (20) 工事期間中「葉山町クリーンセンター再整備工事 環境影響評価書」に記載されている環境保全のための措置を遵守すること。

2) 工事計画

- (1) 工事作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への2次災害が発生しないように努めるなど、工事中の安全対策に十分配慮すること。
- (2) 工事中において、周辺住民の生活環境及び安全に十分配慮するとともに、災害対策に万全を期すること。

3) 全体配置計画

- (1) 施設の配置においては、有機的連携が確保できる合理的な配置計画とすること。
- (2) 施設に出入りする人的動線及び車両動線の安全性が確保できること。

4. 設計・建設範囲

本要求水準書に定める設計・建設の範囲は次のとおりとする。

1) 本施設に関わる基本設計

2) 本施設に関わる実施設計

3) 機械設備工事

- (1) 各設備共通設備
- (2) 受入供給設備
- (3) 前処理設備
- (4) 発酵設備
- (5) 貯留搬出設備
- (6) 脱臭・集塵設備
- (7) 給水設備
- (8) 排水処理設備
- (9) 電気設備
- (10) 計装設備
- (11) 雑設備

4) 土木工事（造成工事含む）

- (1) 土木工事
- (2) 外構工事

5) 建築工事

- (1) 建築工事
- (2) 建築機械設備工事
- (3) 建築電気設備工事

6) 解体・撤去

- (1) 解体・撤去工事
- (2) ダイオキシン類のばく露防止対策等
- (3) ダイオキシン類付着物除去工事
- (4) アスベストのばく露防止対策等

7) その他

- (1) 測量（必要に応じて実施）
- (2) 地質調査（必要に応じて実施）
- (3) 残土処理、残置物処理
- (4) 本工事にかかる工事監理等
- (5) その他必要な工事

5. 立地条件

1) 地形・土質等

要求水準書添付資料-2「地質調査資料等」を参照のこと。

2) 気象条件（昭和51年～令和元年実績）

（昭和51年～令和元年：アメダス三浦観測所）

気温 最高 36.4℃（平成16年）最低 -3.8℃（昭和57年）

最大降雨量 87mm/h（平成29年）

葉山町消防署において過去5か年気象年報データは要求水準書添付資料-3「気象年報データ」のとおりである。

3) 都市計画関連事項等

事業実施区域の都市計画決定は令和4年7月頃を予定している。着工は、都市計画決定以降に行うこと。

(1) 区域区分	都市計画区域
(2) 用途地域	指定なし
(3) 建築物最高高さ	15m以下
(4) 防火地域	指定なし
(5) 建ぺい率	40%以下
(6) 容積率	100%以下
(7) 日影規制	指定なし
(8) 防火地域	指定なし
(9) 準防火地域	指定なし
(10) 緑地または植栽率	20%以上
(11) 高度地区	指定なし
(12) 風致地区	第4種
(13) 宅地造成工事規制区域	
(14) その他	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） 土砂災害警戒区域（土石流）

4) 搬入出道路

事業実施区域には、2箇所出入口があるが、南東の出入口を搬入、南西の出入口を搬出とすることを基本とする。

ごみ収集車や一般車両の安全を確保するために、敷地内の車両動線は一方通行とし、できるだけ交差させないことを基本として検討する。

5) 敷地周辺設備

(1) 電力

高圧受電とする。また、電力会社からは本施設への1受電を基本とする。

(2) 用水

① プラント用水 上水

② 生活用水 上水

(3) 排水

本施設のうち、屋外ストックヤードを除く各施設から発生する生活排水及びプラント系排水は、雨水をつながない分流式下水道放流とする。取合い点は現施設の施設入口及び施設出口付近とする。なお、下水道管は、令和3年度中に整備予定のため、本事業実施にあたり関連工事となることに留意すること。

※事業実施区域外の下水道整備工事(町道牛ヶ谷・戸根山線内)は、令和4年3月15日に完成する予定。

(4) 雨水

雨水の再利用は行わない計画とする。

(5) 燃料

建設場所には、都市ガスは引き込んでいない。燃料が必要な場合は、施設整備と合わせて計画すること。

(6) 電話・通信

電話及びインターネット配線については事業実施区域周辺公道部より必要回線を引き込むものとし、電話回線は、通話用・非常通報用の2回線とする。

6. 工期

設計・建設期間は、本契約締結日(令和4年3月を想定)から令和7年2月までの36カ月間以内(造成、解体工事含む)とする。

第2節 計画主要目

1. 処理能力

1) 処理能力

本施設の処理対象物の種類と処理能力は表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 主な処理対象物の種類及び処理能力

対象物	施設規模
生ごみ資源化処理施設	
家庭系生ごみ	10 t/日
サテライトセンター	
可燃ごみ	19 t/日
各種ストックヤード	
プラスチック（製品プラスチック類等）	—
植木剪定枝（草木類）	—
白トレイ	—
蛍光管・電球等	—
乾電池	—
廃食油	—
紙パック	—
新聞	—
雑誌	—
ダンボール	—
ミックスペーパー	—
古布・衣類	—
ペットボトル	—
びん類（ガラスびん）	—
その他資源物（金属類・小型電気製品等）	—

2) 生ごみ中水分

令和2年11月に実施した可燃ごみ中生ごみの水分測定結果は以下のとおりである。なお、この値は参考値とし、設計に当たっては事業者の経験値等も考慮すること。

地区名	A	B	C	D	平均
水分 (%)	78.7	79.2	81.3	78.9	79.5

2. ごみの搬入出

1) 搬入出車両

本施設における搬入出車両は表 1-2 示すとおりである。

表 1-2 搬入及び搬出車両一覧 (参考)

	車種	寸法 (各車種最大寸法のみ記載)	計量回数						搬入台数 (台/日) (台数×往復回数)		頻度	備考		
			工事期間中			新施設			工事期間中	新施設				
			0回	1回	2回	0回	1回	2回						
搬入	町 (直営)	パッカー車 (2t)	5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH	●			●			24 (8台×3往復)	24 (8台×3往復)	週5日	可燃・生ごみ・植木剪定枝・プラ・容プラ ※容プラは計量せず返子市へ直送	
		軽ダンプ車	3,390mmL×1,470mmW×1,800mmH	●			●			14 (2台×7往復)	14 (2台×7往復)	週5日	可燃・プラ・生ごみ・植木剪定枝・容プラ	
	町 (委託)	平ボディ車 (2t) パッカー車 (2t)	5,980mmL×1,880mmW×2,200mmH	●			●			1 (1台×1往復) 10 (5台×2往復) (繁忙期:20)	1 (1台×1往復) 10 (5台×2往復) (繁忙期:20)	週5日 週1日	可燃・プラ びん類・白トレイ・ペットボトル・廃食用油	
		一般乗用車				●		●		5 (5台×1往復) (繁忙期:10)	5 (5台×1往復) (繁忙期:10)	週2日	蛍光管・電球等・電池	
	事業者 (直接)	パッカー車等 (許可業者等)	5,770mmL×2,220mmW×2,630mmH	●			●			30 (30台×1往復) — (繁忙期:15)	30 (30台×1往復) — (繁忙期:60)	週5日	直接搬入物 (可燃・植木剪定枝・その他)	
		平ボディ車 (2t) トラック等	5,980mmL×1,880mmW×2,200mmH			●		●		20 (20台×1往復) (繁忙期:40)	20 (20台×1往復) (繁忙期:40)	週5日	直接搬入物 (植木剪定枝)	
		返子市 (委託)	パッカー車 (2t)	5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH	—			●		—	10	週5日	生ごみ	
	搬出	町 (委託)	アームロール車 (10t車)	7,900mmL×2,400mmW×3,200mmH 12,000mmL×2,490mmW×3,750mmH	●						4 (1台×4往復)	4 (1台×4往復)	週5日	可燃ごみ
			パッカー車 (2t)	5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週4日	容プラ ※ストックヤード無し (オープンスペースで軽ダ ンプ車からパッカー車へ積替え、返子市に搬出)
		平ボディ車 (2t) 等	5,980mmL×1,880mmW×2,200mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週5日	その他資源物 (金属類・小型電気製品等)	
トラック (2t)		7,100mmL×2,200mmW×3,230mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週1日	白トレイ		
アームロール車 (10t車)		12,000mmL×2,490mmW×3,750mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週2日	廃プラ		
ダンプ車 (10t車)		8,750mmL×2,490mmW×3,350mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週1日	びん類		
パッカー車 (4t)		7,400mmL×2,140mmW×2,720mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週2日	ペットボトル		
平ボディ車 (3t)		5,980mmL×1,920mmW×2,690mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週1日	紙バック、新聞、雑誌、ミックスペーパー、古 布・衣類		
パッカー車 (4t)		6,460mmL×2,100mmW×2,690mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週1日	ダンボール		
アームロール車 (30t)		12,000mmL×2,490mmW×3,750mmH	●			●			2 (2台×1往復)	2 (2台×1往復)	週2日	植木剪定枝		
平ボディ車 (5t)	8,160mmL×2,360mmW×2,900mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	1カ月に1日	蛍光管・電球等、乾電池			
ロングパネルバン (2t)	5,160mmL×1,750mmW×2,640mmH	●			●			1 (1台×1往復)	1 (1台×1往復)	週1日	廃食用油			

注 1) 車両の寸法は使用車両の変更により多少変わることがある。

3. 主要設備方式

1) 生ごみ資源化処理施設

微生物やバクテリアを使用した有機物の分解による堆肥化施設とすること。

2) サテライトセンター

パッカー車等から直接コンテナにダンピング投入し、重機による圧密とすること。

3) 各種ストックヤード

腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。

4) 稼働時間

生ごみ資源化処理施設は、1日24時間稼働 (ただし、実作業時間は6.75時間/日、搬入日数は5日/週を原則とする) とし、サテライトセンター及び各種ストックヤードは1日7.75時間稼働 (ただし、実作業時間は6.75時間/日、搬入日数は5日/週を原則とする) とする。

第3節 環境保全にかかわる計画主要目

1. 公害防止基準

1) 悪臭・騒音・振動基準値

本施設から発生する悪臭・騒音・振動については、次に示す基準値を遵守すること。

表 1-3 悪臭・騒音・振動基準

項目		基準値
悪臭	事業実施区域境界	臭気指数 15
	気体排出口	悪臭防止法換算式による
	排水水	臭気指数 31
騒音	AM8:00～PM6:00	55 dB
	AM6:00～AM8:00	50 dB
	PM6:00～PM11:00	
	PM11:00～AM6:00	45 dB
振動	AM8:00～PM7:00	65 dB
	PM7:00～AM8:00	55 dB

注) 悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による。

2) 排水

本施設のうち、屋外ストックヤードを除く各施設から発生する生活排水及びプラント系排水は、下水道へ放流する。下水道放流する際は、次に示す基準値を遵守することとし、必要に応じて排水処理設備を設けること。

表 1-4 排水基準 (1/2)

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L

注) 水質汚濁に係る環境基準、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による。

表 1-5 排水基準 (2/2)

項目	基準値
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
フェノール類	5 mg/L
銅及びその化合物	3 mg/L
亜鉛及びその化合物	2 mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)	0.5 mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L
クロム及びその化合物	2 mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

注) 水質汚濁に係る環境基準、神奈川県生活環境の保全等に関する条例による。

表 1-6 排水基準

項目	基準値
生物化学的酸素要求量 (BOD) ^{注1)}	600 mg/L
浮遊物質 (SS) ^{注1)}	600 mg/L
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 mg/L
水素イオン濃度 (pH)	5 超え 9 未満
ヨウ素消費量	220 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類)	30 mg/L
温度	45°C
ヨウ素消費量	220 mg/L

注) 葉山町下水道条例による。

2. 環境保全

公害防止関係法令等に適合し、これらを遵守し得る構造設備とすること。

1) 騒音対策

騒音が発生する設備・機器は、低騒音型の機種を選定するほか、必要に応じて防音構造の室内に收容し、内壁に吸音材を施工するなどの騒音対策を講じること。また、必要に応じて排風機等に消音器を取り付けるなどの対策を講じること。

2) 振動対策

振動が発生する設備・機器は、振動の伝搬を防止するため、独立基礎や防振装置を設けるなどの対策を講じること。

3) 悪臭対策

生ごみ資源化処理施設からの臭気は、脱臭装置を設置し、臭気を外部に拡散させないこと。また、サテライトセンターからの臭気は、薬液噴霧等の装置を設置し対策すること。

4) 排水対策

本施設のうち、屋外ストックヤードを除く各施設から発生する生活排水及びプラント系排水は、雨水をつながない分流式下水道放流とする。

5) 作業環境保全対策

- (1) 粉じんが発生する箇所や機械設備には、集じん設備や散水設備を設けるなど、粉じん対策を講じること。
- (2) 本要求水準書等に示す関連法令、諸規則に遵守して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、熱中症対策、騒音防止、トップライト等を設置したうえで必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保を心掛けること。
- (3) 機器側における騒音が約 80dB（騒音源より 1 m の位置において）を超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。機械騒音が特に著しい送風機・空気圧縮機等は、必要に応じて別室に收容すると共に、必要に応じて部屋の吸音工事等を施すこと。
- (4) ごみ焼却施設及びし尿処理施設の解体にあたってはダイオキシン類の管理区域を明確にすること。非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること。

6) 既存樹木の保全等

都市計画決定区域の範囲の既存樹木の保全を行うこと。整備後の都市計画決定区域の面積に対する緑地または植栽率が 20%以上となること。

3. 安全衛生管理

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

1) 安全対策

本施設及び仮設施設の設備の配置及び据付は、すべて労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

2) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、防火対策設備を設けること。

3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策は、必要に応じて本町と協議し、適切に行うこと。

第4節 設計・建設条件

1. 設計

1) 設計にあたって参考とする図書

基本設計及び実施設計は、各種法規及び次の図書（最新版）に準拠して設計すること。

- ① 敷地測量図
- ② 地質調査報告書
- ③ 建築構造設計基準（国土交通省）
- ④ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省）
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省）
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省）
- ⑦ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- ⑧ 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省）
- ⑨ 建築設備耐震設計施工指針（国土交通省）
- ⑩ 建築設備設計基準（国土交通省）
- ⑪ 建築設備計画基準（国土交通省）
- ⑫ 建築工事監理指針（国土交通省）
- ⑬ 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- ⑭ 建築工事設計図書作成基準及び同解説（国土交通省）
- ⑮ 鉄骨設計標準図（国土交通省）
- ⑯ 公共建築工事積算基準（国土交通省）
- ⑰ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）
- ⑱ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ⑲ 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ⑳ 日本建築センター 各種指針類
- ㉑ 日本建築学会 各種設計基準、設計指針
- ㉒ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ㉓ 空気調和衛生工学便覧（空気調和・衛生工学会）
- ㉔ 舗装設計便覧（日本道路協会）

2) 設計の変更

- (1) 建設事業者が提出した事業提案書の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本町の指示により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 設計期間中、本施設及び仮施設の性能と機能を満足することが出来ない箇所が発見された場合、性能と機能を満足するよう建設事業者の負担において行うこと。
- (3) 事業提案書に対して部分的な変更を必要とする場合には、性能と機能及び本施設及び仮施設運営上の内容が同等以上の場合において、本町の指示又は承諾を得て変更することができる。
- (4) 設計完了後に、本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、建設事業者の負担において設計図書に対する改善変更を行うこと。

3) 疑義の解釈

「第4節 1.5) 基本設計」及び「第4節 1.6) 実施設計」に示した図書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、本町と協議し、その指示に従うこと。

4) 内訳書の作成

部分払及び工事変更設計、交付金等の申請等のため、契約金額内訳書を作成し提出すること。これらの書式及び項目等については、本町の指示によること。

5) 基本設計

(1) 基本設計の実施

建設事業者は、契約後直ちに、入札参加時に提出した事業提案書を基に基本設計に着手し、提案書で示す工期内にすべての基本設計を完了させること。

なお、本町と協議の結果、事業提案書にて提示した図面から基本設計に際して変更が生じた場合にも、原則として契約金額の増額等の手続きは行わない。

(2) 基本設計の業務内容

国土交通省告示第98号（平成31年1月21日）「建設士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（以下「告示98号」という。）別添一1設計に関する標準業務一基本設計に関する標準業務とする。

(3) 基本設計図書の提出

基本設計完了後、告示98号別添一設計に関する標準業務一基本設計に関する標準業務に定める成果図書及び概略工程表を各3部提出すること。

6) 実施設計

(1) 実施設計の実施

建設事業者は、基本設計を基に実施設計に着手し、提案書で示す工期内にすべての設計を完了させること。

(2) 実施設計の内容

告示98号別添一1設計に関する標準業務二実施設計に関する標準業務のほか次の追加業務とする。

① 積算業務

② 確認申請等に関する各種手続き及びこれに付随する詳細協議

③ 工事工程表の作成

(3) 実施設計図書の提出

実施設計完了後、告示98号別添一設計に関する標準業務二実施設計に関する標準業務に

定める成果図書及び次の追加業務の成果図書を各3部提出すること。

① 積算業務

- イ 積算数量算出書
- ロ 単価作成資料
- ハ 見積書
- ニ 見積検討資料

② 建築確認申請書及び確認通知書並びに工事着手届等各種手続き書

③ 全体工事工程表

④ プラント工事関係

- イ 工事仕様書
- ロ 工事計算書
- ハ 主要機器容量計算、性能計算、構造計算
- ニ 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図、搬入出道路計画図
- ホ 各階機器配置図
- ヘ 主要設備組立平面図、断面図
- ト 計装制御系統図
- チ 電気設備主要回路単線系統図
- リ 配管設備図
- ヌ 負荷設備一覧表
- ル 工事工程表
- ヲ 実施設計工程表（各種届け出書提出日含む）
- ワ 予備品、消耗品、工具リスト

⑤ 土木関係

- イ 造成設計図（平面図、横断図）
- ロ 外構設計図（道路設計図、雨水排水設計図を含む）
- ハ 仮設計画図（山留含む）
- ニ 工事工程表

⑥ 建築関係

- イ 建築意匠設計図
- ロ 建築構造設計図
- ハ 建築機械設備設計図
- ニ 建築電気設備設計図
- ホ 構造計算書
- ヘ 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画含む）
- ト 各種工事計算書（機械設備、電気設備含む）
- チ 色彩計画図
- リ 負荷設備一覧表
- ヌ 建築設備機器一覧表
- ル 建築内部、外部仕上げ表及び面積表

- ヲ 工事工程表
- ⑦ 解体・撤去工事及び仮設工事関係
 - イ 仮設工事計画図
 - ロ 事前調査計画書
 - ハ 事後調査計画書
 - ニ 解体・撤去工事計画図
 - ホ 工事工程表
- ⑧ その他
 - イ 施工体制台帳
 - ロ 交付申請書等
 - ハ その他本町が指示する図書

7) 本要求水準書の記載事項

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・建設することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て建設事業者の責任において補足・完備させなければならない。

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。建設事業者は「(参考)」と記載されたものについて、基本設計図書及び実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。

(1) []書きで仕様が示されているもの

本町が標準仕様として考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本町が妥当と判断した場合に変更を可とする。

(2) []書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

(3) []書きが無く、仕様が示されているもの

本町が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本町が認める場合に変更を可とする。

2. 建設工事

1) 設計図書

本事業は次の図書（以下「設計図書」という。）に基づき建設工事を実施すること。

- (1) 本町が承諾した基本設計図書
- (2) 本町が承諾した実施設計図書
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) 国土交通省工事共通仕様書（最新版）
 - ① 公共建築工事標準仕様書 建築工事編

- ② 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- ③ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- ④ 土木工事共通仕様書
- (6) 神奈川県土木工事共通仕様書
- (7) その他本町が指示するもの

2) 建設工事基本条件

建設工事に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 安全管理

工事中の安全対策を十分に行い、あわせて、工事作業従事者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努める。

特に、解体・撤去工事は、ダイオキシン類除去、アスベスト除去の特殊工事が含まれていることから、解体・撤去工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害のないように努めるとともに、関係者以外の立入を禁止すること。

建設事業者は、作業員の健康管理について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施するとともに「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「石綿障害予防規則」等により適切に行うこと。また、各管理区域の作業者は、事前に血中ダイオキシン類濃度の測定を行うこと。

(2) 現場管理

- ① 現場代理人は、工事を管理すること。現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。
- ② 現場代理人は、工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置すること。
- ③ 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。
- ④ 資格を必要とする作業は、本町に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。
- ⑤ 資材置場、資材搬入路、仮設現場事務所等については、本町と十分協議のうえ周囲に支障が生じないように計画すること（本町は事業実施区域外で必要となる場合の協議に応じるが、事業実施区域外で必要となる場合でも建設事業者の負担で確保すること。）。また、工事現場は、常に清掃及び材料、工具その他の整理を励行し、火災、盗難等の予防対策、事故防止に努めること。また入口に警備員等を配置し部外者の立入について十分注意すること。
- ⑥ 工事用車両を含む周辺の交通安全及び現場安全管理に際しては、必要により交通誘導員を配置するなどして、万全の対策で臨むこと。工事用車両の搬入、搬出については周辺の一般道利用に支障がないよう配慮するものとし、特に周辺道路の汚損を防止すること。
- ⑦ 通勤や資機材等の運搬車両には事前に通行証を渡し、通行時には確認を行い、安全運転の徹底を図ること。

(3) 復旧

工事に伴う車両等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合、建設事業者の負担で速やかに復旧すること。

(4) 目視調査

葉山町クリーンセンター（葉山町堀内 2286 番地）から葉山町消防署（葉山町堀内 2050 番地の 10）に続く道路（長さ約 900m）に関しては、再整備工事前と再整備工事後に状態を目視調査により確認し、写真等により報告をすること。また、葉山町クリーンセンター（葉山町堀内 2286 番地）から葉山町消防署（葉山町堀内 2050 番地の 10）道路等に埋設されている長さ約 100m のボックスカルバート（2,000mm×2,000mm×2,000mm）及び長さ約 600 m の水路（暗渠）についても、再整備工事前と再整備工事後に状態を目視調査により確認し、写真等により報告すること。

(5) 町道仮復旧箇所への対応

令和 3 年度下水道整備工事（町道牛ヶ谷・戸根山線内）による町道仮復旧箇所について破損等が認められた場合、原状復旧すること。

(6) 仮設用水、仮設電気等

工事に必要な仮設用水、仮設電気等全て建設事業者の負担とし、施工計画書を作成し承諾を受けること。

(7) 設計変更

建設工事中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならない。これに伴い費用が発生した場合、建設事業者の負担とする。

(8) その他

建設事業者が設計図書の定めを守らぬために生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても建設事業者の負担において処理すること。

3) 施工承諾申請図書

建設事業者は、設計図書に基づき工事を行うこと。工事に際しては、事前に施工承諾申請図書（計画書、要領書、図面 等）により、本町の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各 5 部提出すること。

- (1) 施工承諾申請図書一覧表（提出時期等の記載を含む）
- (2) 土木・建築及び設備機器詳細図（構造、断面、部分詳細、組立図、部品図、付属品）
- (3) 施工要領書（搬入要領書、据付要領書含む）
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録

4) 工事条件

(1) 接続等工事ならびに仮設工事の負担

本施設及び仮設施設に関する電力、上水、排水及び電話の接続等工事及びそれに付帯する手続き及び申請等は、全て建設事業者の負担で行うものとする。

また、工事中を含む全ての仮設工事についても建設事業者の負担で行うものとする。

(2) 工事工程

建設事業者は、工事着工前に工事工程表を本町に提出し、承諾を得ること。

(3) 残存工作物

事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、本町の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。これに係る経費は建設事業者の負担を原則とするが、必要に応じて本町と協議して決めるものとする。

(4) 地中障害物

本町が把握している地中障害物を下記に示す。これら地中障害物及び想定できる地中障害物については、撤去が必要な場合は建設事業者の責と負担により処分を行うこと。

地中障害物（参考）

品 目	容量（数量）	構造	備 考
し尿貯留槽	170m ³ （1基）	RC	清掃済であるが、確認後解体・撤去
重油貯留タンク	50kℓ（1基）	SS	同上
浄化槽	10人槽（1基） 46人槽（1基）	FRP	
杭	ごみ焼却施設 300Φ、7m×8本 300Φ、9m×5本 350Φ、9m×48本 し尿処理施設 400Φ、3m×5本 400Φ、1～5m×29本 500Φ、2.5～6.3m×18本	PC	
その他	配管、電線ケーブル等が想定されるが、着工時に調査・確認して必要に応じて撤去する		

※詳細は、貸与する設計図書等で確認

上記以外の地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本町と協議し適切に処分すること。上記以外の地中障害物に係る経費については本町と協議して決めるものとする。

(5) 建設発生土の処分

本工事に伴って発生する残土は、原則として事業実施区域内で有効利用を図るものとするが、それでも残土が発生する場合は、本町と協議のうえ建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処分すること。

また、運搬にあたっては発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講ずること。

(6) 建設廃棄物

本工事で発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理ガイドラインのマニフェストシステム」等に基づき、建設事業者の責任において処分すること。

なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ本町の承諾を受けること。場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書並びにマニフェストの写しを提出すること。

(7) 工事用車両の搬入出経路

工事用車両は、周辺道路の交通状況を考慮して、適切に事業実施区域に搬入すること。状況によっては本町から使用する車両動線をあらかじめ指定する場合がある。事業実施区域に必要な応じて仮設道路、仮設駐車場を本町と協議のうえ設置すること。建設事業者は安全性・効率性を考慮した工事中の動線計画を検討すること。

車両の出入りにあたっては、必要に応じて警備員を配置し行き先案内を行い、一般車両の通行に支障をきたさないように通行時間帯をずらすなどの配慮を行うこと。なお、原則として工事用車両の待機は本町の指定する区域で行い、周辺道路に支障とならないようにすること。

(8) 仮設工事

- ① 建設事業者は、仮設工事を行う前に仮設計画書を提出し、本町の承諾を得ること。
- ② 仮設道路、仮設駐車場については本町と協議の上、施工すること
- ③ 正式な引渡しまでの工事用電力、電話及び水は建設事業者の負担にて、関係官庁と協議の上、諸手続きをもって実施すること
- ④ 仮囲い及び出入口ゲートを設置すること。仮囲いは、公衆用道路に面する箇所及びその他必要な箇所に施工し、施工期間中の維持管理を十分に行うこと。
- ⑤ 本町と協議の上、建設事業者の負担で施工監理用の仮設現場事務所（町職員3名程度の執務空間）を別室にして設置するとともに、机、筆記用具等消耗品、空調機器、ロッカー、書棚、作業用保護具等を用意すること。
- ⑥ 仮設現場事務所内には、20名程度が収容可能な会議室（週間・月間工程会議等で使用）を設けること。
- ⑦ 給排水衛生設備（冷暖房機器、厨房器具、室内便所等）、電気設備及び電話（FAX付）及びインターネットが利用できる設備のほか、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、作業用保護具（ヘルメット、長靴、安全带）、冷蔵庫など必要な備品、執務に必要な図書、事務機器（コピー機等を含む）及び消耗品を用意すること。光熱水費、電話料金等は、建設事業者の負担とする。
- ⑧ 仮設現場事務所等として、解体工事前の既設管理棟を使用することは可能とする。また、既設管理棟内にある使用されていない給排水衛生設備、電気設備、備品等についても使用を可能とする。これらを使用した場合の光熱水費、電話料金等は建設事業者の負担とする。なお、工事期間中に仮設の代替として、計量機等の既設管理棟の一部を活かす提案を建設事業者がする場合、建設事業者は本町の業務を妨げないよう管理棟を使用すること。また本庁と建設事業者のそれぞれが使用した光熱水費、電話料金等の費用がわかるようにすること。

- ⑨ 周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備及びホームページを設けること。
- ⑩ 仮設物の建設場所は、原則として事業実施区域内とすること。なお、資材置場、資材搬入路、仮設現場事務所等が事業実施区域外で必要となる場合は、建設事業者の負担で確保すること。また、事業実施区域外であって、図 1-1 に示す敷地範囲内用地（185 m²）については、本工事とは別に本町に使用料金を支払うことで工事期間中の利用を許可する。ただし、使用後は原状回復を行い返却すること。

(9) 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事においては必要に応じ、掘削前に地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障が起きないようにすること。

(10) 測量及び地質調査

必要に応じて測量及び地質調査を実施し、調査結果は本町に提出すること。

(11) 施工方法及び建設公害対策

- ① 工事用車両は、事業実施区域内で洗車を行い、車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出すること。
- ② 騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の基準を遵守するとともに、できるだけ低減を図ること。
- ③ 高さ 3m 程度の仮囲いを設置し、建設作業騒音の低減を図ること。
- ④ 必要に応じて防音シート等を設置し、建設作業騒音の低減を図ること。
- ⑤ ほこりが発生する恐れのある場合は、適時散水を行うなど必要な措置を行うこと。
- ⑥ 工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行うこと。本工事に起因する車両により、道路補修等が必要となった場合は、本町の承諾を得て適切に補修すること。
- ⑦ 発生材及び資機材等の搬入出による交通渋滞や事故が発生しないように配慮すること。
- ⑧ 本工事から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで適切に処理した後に、排水側溝へ接続し、排水すること。
- ⑨ 汚染水が土壌等に流出しないよう、防液堤等を設けて汚染防止すること。
- ⑩ 降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減すること。
- ⑪ 工事中は、気象情報を常に把握し、強雨が見込まれる場合はシート等により裸地面を被覆することにより、濁水の発生を軽減すること。

(12) 環境保全目標

本工事期間中における環境保全目標値を次のとおり定める。

① 騒音

本工事期間中においては、表 1-7 に示す騒音基準値を遵守すること。

表 1-7 騒音基準値

規制種類	特定建設作業
基準値	85dB(A) 以下

注) 騒音規制法による。

② 振動

本工事期間中においては、表 1-8 に示す振動基準値を遵守すること。

表 1-8 振動目標値及び基準値

規制種類	特定建設作業
基準値	75dB 以下

注) 振動規制法による。

③ 大気質

葉山町クリーンセンターの解体・撤去工事期間中においては、表 1-9 に示す大気質基準値を遵守すること。

表 1-9 大気質基準値

分類	種類	場所	基準値
ダイオキシン類で汚染された空気	大気	事業実施 区域境界	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
空気中のアスベスト浮遊物 ^{注)}	大気	事業実施 区域境界	10 本/ℓ以下

注) 第4章 第4節 に示す事前調査で飛散性アスベストの発生が想定される場合

注) ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法による。

④ 水質

葉山町クリーンセンターの解体・撤去工事期間中においては、

表 1-10 に示す水質基準値を遵守すること。

表 1-10 水質基準値

分類	種類	場所	基準値
ダイオキシン類で汚染された汚染水	処理水	仮設排水 処理設備	10pg-TEQ/ℓ
重金属で汚染された汚染水	処理水	仮設排水 処理設備	人の健康に関する 環境基準

注) ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁に係る環境基準による。

(13) 作業日及び作業時間

作業日は、原則として、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする。作業時間は、原則として午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発する恐れのない作業等、合理的な理由がある場合については、本町の承諾を得ることで、上記の日時以外に行うことも可能とする。

(14) 工事に伴う環境調査

本工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じんを正確に把握するため、騒音・振動・粉じん及び事業実施区域周辺の地盤変形等の環境モニタリング等調査を行うこと。騒音・振動については、周辺住民の目につきやすい場所に電光掲示板などを設置し、リアルタイムの計測数値を表示すること。

(15) 工事实績情報の登録

設計・建設工事請負契約の契約金額が、工事实績情報システム（コリンズ・テクリス）が適用される金額となった場合、一般財団法人 日本建設情報総合センター（J A C I C : ジャシック）に登録すること。

(16) 工事説明用リーフレットの提出

一般住民用に工事概要等を記載した広報・説明用リーフレットを工事の進捗にあわせて月 1 回 70 部程度作成すること。また、リーフレットの情報は本町のホームページに毎月掲載する。作成したリーフレットは町内会等に配布するとともに外部関係者等が視察した際にも活用する。リーフレットの仕様は A4 判両面カラー刷り、1 枚程度とする。なお、工事説明用リーフレットの著作権は本町に帰属する。

3. 連絡調整等

建設事業者は本工事を施工するにあたり、設計・工事監理に係る業務等を担当する設計部門、解体・建設に係る業務等を担当する建設部門の横断的な調整、連絡窓口となる本工事全体を管理・マネジメントするプロジェクトマネージャーを配置し、それぞれの部門が緊密な連携等をもって施設整備を行うように管理すること。

4. その他

1) 日報及び月報の提出

工事期間中の日報及び月報を作成し提出すること（工事関係車両台数の集計を含む。）。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真を含む）を添付すること。

2) 構造設計担当者による管理

配筋開始から鉄骨建方完了まで、構造設計担当者が施工図・工作図の確認、配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査（中間検査含む）を行うこと。

3) 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、本町に資格者の証明の写しを提出すること。また、各資格を有する者が施工しなければならない。

4) 施工体系図等

建設事業者は、建築業法に規定する施工体系図を作成するものとし、工事現場の見やすい場所に掲示する。また、その状況を本町に報告する。

第5節 材料及び機器

1. 使用材料規格

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。なお、本町が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

なお、海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に本町の承諾を受けること。

- 1) 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。
- 3) 熱処理等を行う機器及び特殊材料等については、原則として国内品を使用すること。
- 4) 国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。
- 5) 検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において本町が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- 6) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- 7) 海外調達品について、品質管理計画書を作成し、本町の承諾を受けた後に製作にあたること。
- 8) 品質管理計画にあたって、必要となる中間工程における管理や検査については、原則として全て建設事業者が実施すること。

2. 使用材質

高温多湿条件下で使用される材料は、腐食性に優れたものとする。また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

3. 使用材料・機器の統一

- 1) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定し、極力メーカー统一到努め互換性を持たせること。
- 2) 事前にメーカーリストを本町に提出するものとし、材料・機器類のメーカー選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。
- 3) 電線については原則としてエコケーブル、電灯はインバータ等、外灯はハイブリッド型等省エネルギータイプを採用するなどにより、環境に配慮した材料・機器の優先的採用を考慮すること。

第6節 試運転及び運転指導

1. 試運転

- 1) プラント工事完了後、プラント工事工期限内に試運転を行うこと。試運転期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて90日以内とすること。
- 2) 試運転は、建設事業者が本町とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、建設事業者と本町又は運営事業者が協力して運転を行うこと。
- 3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、本町が現場の状況を判断し指示する。建設事業者は試運転期間中の運転記録を作成し本町へ提出すること。
- 4) 試運転期間に行われる調整及び点検には本町の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本町に報告すること。
- 5) 補修に際しては、建設事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本町の承諾を得ること。
- 6) 試運転開始後の負荷運転に伴って必要なごみ量については、本町と事前に協議し、本町で確保する。
- 7) 本町は工事期間中に臨時的なものを除き、基本的に搬入が無いと予定している資源物（紙パック、新聞、ダンボール、ミックスペーパー、古布・衣類）について、試運転期間中に全量切り替えを行うことを予定している。建設事業者は本町の指示に従って、事業敷地内において車両交錯が生じないよう動線計画について調整を行うこと。切り替え時期については、本町と建設事業者が協議のうえ決定する。

2. 運転指導

- 1) 建設事業者は、本施設に配置される運転要員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務含む）について、あらかじめ本町の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、教育と指導を行うこと。
- 2) 本施設の運転指導期間は、90日以内とし、いずれも試運転期間中に設けること。この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果的と判断される場合には、本町と建設事業者の協議のうえ実施すること。
- 3) 施設の引き渡しを受けた後、直ちに本格稼働に入るために、建設事業者は、本町と事前に十分協議し、管理運営体制を整え、運転要員に対する教育、指導を完了しておくこと。

3. 試運転及び運転指導に係る経費

本施設及び仮施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な経費は、建設事業者の負担とする。ただし、堆肥の販売等による収益については本町の収入とし、処理不適物の搬出、資源化及び処分は本町が負担する。

第7節 性能保証

性能保証事項の確認は、工事完了後、工事工期内の部分引渡しの際に行う引渡性能試験等に基づいて行う。

1. 保証事項

1) 責任施工

本施設の要求性能は、すべて建設事業者の責任で発揮させるものとし、建設事業者は、設計図書に明示されていない事項であっても性能保証という工事契約の性質上必要なものは、建設事業者の負担で施工すること。

2) 性能保証事項

本施設の要求性能のうち本工事の性能保証事項と引渡し性能試験要領の基本部分は、以下のとおりとする。

(1) 製造堆肥中異物混入

異物（ガラス、プラスチック、金属等）の混入率は1%（湿重量）以下とすること。

(2) 肥料成分

肥料の品質の確保等に関する法律で義務付けられた下記項目について品質を製品に表示すること。

- ・原料名、窒素全量、リン酸全量、加里全量、炭素窒素比、水分含有量、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度

(3) 悪臭・騒音・振動

「第1章 第3節 1. 公害防止基準 1）」に示す基準値を遵守すること。

(4) 排水

「第1章 第3節 1. 公害防止基準 2）」に示す基準値を遵守すること。

2. 性能試験

1) 性能試験条件

性能試験は、次の条件で行うこと。

(1) 性能試験における本施設の運転は、建設事業者の指導等のもと本施設に配置される運転要員が実施すること。機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等については建設事業者が実施すること。

(2) 性能保証事項に関する予備性能試験方法及び引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、「第1章 第7節 1. 保証事項 2）」に示すとおりであり、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を本町に提案し、その承諾を得て実施すること。

(3) 試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とすること。

2) 予備性能試験方法

- (1) 引渡性能試験を順調に実施するため、建設事業者は、引渡性能試験前に予備性能試験を実施すること。
- (2) 建設事業者は、予備性能試験を行うにあたってあらかじめ本町と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、本町の承諾を得ること。
- (3) 建設事業者は、予備性能試験要領書に従い予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本町に提出すること。
- (4) 予備性能試験期間は、試運転期間中に実施すること。
- (5) 予備性能試験成績書は、この期間中の本施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。
- (6) 予備性能試験の結果、所定の性能を発揮できない場合は、建設事業者の責任において必要な改善、調整を行い、引き続き再試験を行うこと。

3) 引渡性能試験方法

- (1) 建設事業者は、予備性能試験要領書に準じた引渡性能試験要領書を作成し、本町の承諾を得ること。
- (2) 引渡性能試験は引渡前に実施し、建設事業者の立会い指導のもと、本町が指定した期日に実施する。
- (3) 引渡性能試験の結果、所定の性能を発揮できない場合は、建設事業者の責任において必要な改善、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うこと。改めて引渡性能試験を行う場合の性能保証事項は表 1-11 に示す全項目を原則とする。

4) 性能試験経費

予備性能試験、引渡性能試験に必要な経費について、分析試験費用はすべて建設事業者の負担とし、それ以外については、「第6節 3. 試運転及び運転指導に係る経費」に示す負担区分に従うこと。

3. 保証期間

本工事におけるプラント及び建築物等の保証は、引渡し（各種ストックヤード及び管理棟工事完了後の部分引渡しを含む）完了日より3年間とする。ただし、防水工事等は「第8節 1. 2) (2)」に示す通りとする。また、本町と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

表 1-11 引渡性能試験方法

番号	試験項目	試験方法	保証値	備考
1	生ごみ資源化 施設処理能力	(1) 搬入物性状分析方法 ①サンプリング場所 生ごみ受入エリア ②測定頻度 1日当たり2回以上 ③分析方法 「昭52.11.4環境第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、監督員が指示する方法及び実測値による。 (2) 処理能力試験方法 実際に処理する生ごみを使用して処理を行い、その時の処理量で確認を行う。	10 t/日	年間約3,500t（月変動係数考慮済）の生ごみを処理できること。 具体的な試験内容は、性能試験要領書で示すこと。
2	破除袋機処理能力			
	処理能力	(1)測定場所 破除袋機 (2)測定回数 2回以上 (3)処理能力試験方法 実際に処理する計量済の生ごみを投入し、処理時間から処理能力を確認する。	100%以上	処理能力 (t/h) =処理量 (kg) ÷ 処理時間 (分) × 60分/h ÷ 1,000
	破除袋率	(1)測定場所 破除袋機出口 (2)測定回数 2回以上 (3)処理能力試験方法 実際に処理する生ごみの入った袋を100個以上投入し、破袋、除袋状況を確認する。	破袋率 90%以上 (参考値) 除袋率 90%以上 (参考値)	破袋率 (%) = (破袋された袋数) ÷ (投入袋数) × 100 除袋率 (%) = 除袋された袋の数 ÷ 投入された全袋数 (投入された袋数 + 投入された袋の中の袋数) × 100 ・多重袋、米袋等の厚手袋も対象
3	堆肥	異物混入率 堆肥成分	(1)測定場所 発酵設備 (2)測定回数 2回以上 (3)測定方法 「農林水産省農業環境技術研究所法(肥料分析法)」に	異物混入率 1%以下(湿重量比)

			よる。		
4	排気口出口 粉じん濃度 (設置した場合)	(1) 測定場所 集じん器排出口又は排気口 (2) 測定回数 1回/箇所 (3) 測定方法 「大気汚染防止法」による。	0.1g/m ³ N以下	保証値は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」による。	
5	作業環境中 粉じん濃度	(1) 測定場所 発酵槽等周りで人が常時作業する箇所 (2) 測定回数 1回/箇所 (3) 測定方法 「作業環境測定法」による。	8mg/m ³ N以下	保証値は、「産業衛生学雑誌 許容濃度等の勧告」において有機粉塵の総粉塵量による。	
6	騒音	(1) 測定場所 監督員の指定する事業実施区域境界4か所 (2) 測定回数 AM8～PM6の間で1回以上 (3) 測定方法 「騒音規制法」による。	「第1章 第3節 1. 公害防止基準 1)」に示す基準値以下	定常運転時とする。	
7	振動	(1) 測定場所 監督員の指定する事業実施区域境界4か所 (2) 測定回数 AM8～PM7の間で1回以上 (3) 測定方法 「振動規制法」による。	「第1章 第3節 1. 公害防止基準 1)」に示す基準値以下	定常運転時とする。	
8	悪臭	(1) 測定場所 監督員の指定する事業実施区域境界4か所 (2) 測定回数 同一測定点につき2回以上 (3) 測定方法 「悪臭防止法」による。	「第1章 第3節 1. 公害防止基準 1)」に示す基準値以下	定常運転時とする。	
9	緊急作動試験	全停電緊急作動試験を行う。	・受電が10分間停止しても機械設備が安全であること ・停電中においても計量システム等が使用可能であること	定常運転時とする。	

第8節 契約不適合責任

本施設及び仮設施設に係る設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行うこと。本事業は性能発注（設計・建設工事請負契約）という発注方式を採用しているため、建設事業者は施工の契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）に加え、設計の契約不適合についても責任を負うこと。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本町は建設事業者に対し、契約不適合の改善を要求することができる。契約不適合の有無については、適時契約不適合の検査を行い、その結果に基づいて判定すること。

1. 契約不適合責任

1) 設計の契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任期間は、引渡し（各種ストックヤード及び管理棟工事完了後の部分引渡しを含む）後 10 年間とする。
- (2) 完成図書に記載した本施設及び仮設施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて建設事業者の責任において保証すること。
- (3) 引渡し（管理棟工事完了後の部分引渡しを含む）後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本町と建設事業者とが協議し、建設事業者が作成した性能試験要領書に基づき、両者が合意した時期に試験を実施すること。これに要する費用は、建設事業者の負担とすること。
- (4) 性能試験の結果、建設事業者の契約不適合に起因し、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善すること。

2) 施工の契約不適合責任

契約不適合責任期間は、引渡し（管理棟工事完了後の部分引渡しを含む）を受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合責任期間は 10 年とする。

(1) プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後 3 年間とする。ただし、本町と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

(2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し（管理棟工事完了後の部分引渡しを含む）後 3 年間とする。ただし、本町と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

ただし、防水工事等については下記のとおりとし、保証書を提出する。

① アスファルト防水

コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水	10 年保証
断熱アスファルト防水	10 年保証

露出アスファルト防水	10 年保証
浴室アスファルト防水	10 年保証
② 塗膜防水	5 年保証
③ モルタル防水	5 年保証
④ く体防水	5 年保証
⑤ 合成高分子ルーフィング防水	10 年保証
⑥ 仕上塗材吹き付け	5 年保証
⑦ シーリング材	5 年保証

2. 契約不適合検査

プラント工事完了後の部分引渡し後 3 年目の時点で契約不適合検査を実施する。また、プラント工事完了後の部分引渡し後 3 年目の契約不適合検査とは別途、本町が契約不適合責任期間内に本施設及び仮設施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、建設事業者に対し、契約不適合検査を行わせることができるものとする。建設事業者は本町と協議したうえで、契約不適合検査を実施しその結果を本町に報告すること。契約不適合検査にかかる費用は、建設事業者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、「契約不適合確認要領書」により行うものとする。契約不適合検査で契約不適合と認められる部分については、建設事業者の責任において改善、補修すること。

3. 契約不適合確認要領書

建設事業者は、プラント工事期間中に「契約不適合確認要領書」を本町に提出しその承諾を受けること。

4. 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的考え方は、以下の通りとすること。

- 1) 運転上支障のある事態が発生した場合。
- 2) 構造上、施工上の欠陥が発見された場合。
- 3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等を発生し、著しく機能が損なわれた場合。
- 4) 性能に著しい低下が認められた場合。
- 5) 主要装置の耐用が著しく短い場合。

5. 契約不適合の改善補修

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本町の指定する時期に建設事業者が無償で改善、補修すること。改善、補修にあたっては、改善、補修要領書を提出し、本町の承諾を受けること。

第9節 完成図書

建設事業者は、建設工事完了に際して完成図書として次のものを提出すること。完成図書の電子データは、データベース化して検索・管理が容易に行えるようにすること。電子データはオリジナルデータ形式の他 PDF 形式とする。機器台帳及び機器履歴台帳は Microsoft Excel 形式でも提出すること。

建設事業者は、管理棟工事を完了し、部分引渡しを行う際に、かかる部分引渡しの該当となる部分の完成図書を提出すること。

1) 竣工図 (A1)	3 部
2) 竣工図縮小版 (A3)	3 部
3) 竣工原図及び電子データ	1 式
4) 施工承諾申請図及び電子データ	1 式
5) 工事仕様書及び電子データ (完成版)	3 部
6) 取扱説明書	3 部
7) 試運転報告書	3 部
8) 引渡性能試験報告書	3 部
9) 単体機器試験成績書	3 部
10) 機器台帳 (電子媒体含む)	1 式
11) 機器履歴台帳 (電子媒体含む)	1 式
12) 解体・撤去工事報告書	3 部
13) 各調査等報告書	3 部
14) 議事録	1 式
15) 各工程の工事写真及び竣工写真 (カラー)	1 式
16) 説明用映像資料 (工事記録映像を含む。)	1 式
17) 空撮電子データ (CD-ROM:2 枚、タイトル付き)	1 式
18) 上水道、消防、建築等の所轄官庁検査合格証	1 式
19) 長期修繕計画書	1 式
20) その他指示する図書	1 式

第10節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記によること。

1. 立会検査及び立会試験

指定主要機器・材料の検査及び試験は、本町の立会のもとで行うが、本町が承認した場合は建設事業者が示す試験成績書をもって替えることができる。工場検査（必要に応じて）は、本町又は工事監理者の立会のもとで行う。

また、解体・撤去工事においては、進捗状況に応じて、工程の区切りごとに最適な時期に本町の立会検査を行うものとする。

2. 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本町の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行うこと。

3. 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については検査及び試験を省略できる場合があるものとし、詳細については本町と協議すること。

4. 経費の負担

工事にかかる検査及び試験の手続きは建設事業者が行い、その経費（本町が負担する各種申請等に係る経費を含む）は建設事業者の負担とすること。ただし、本町の職員又は工事監理者の旅費等は除く。

第11節 引渡し

建設工事期間中に仮設施設、建設工事完了後に本施設を本町に引渡すこと。

建設工事完了とは、「第7節 2.性能試験」に合格し、「第1節 4.設計・建設範囲」に示す設計・建設範囲の工事を全て完了し、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

なお、工場棟本体工事を完了し、「第7節 2.性能試験」に示す引渡性能試験により所定の性能が確認された後、部分引渡しを実施すること。

第12節 その他

1. 関係法令の遵守

本工事にあたっては、関係法令、基準、規格等を遵守すること。

表 1-12 関係法令等

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 資源の有効な利用の促進に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 森林法 ● 河川法 ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 農地法 ● 建築基準法 ● バリアフリー法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 水道法 ● 労働安全衛生法 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 景観法 ● 日本産業規格 (JIS) ● 電気規格調査会標準規格 (JEC) ● 日本電機工業会規格 (JEM) ● 日本電線工業会規格 (JCS) ● 日本照明器具工業会規格 (JIL) ● 日本油圧工業会規格 (JOHS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 国土交通省建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ● ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 土砂災害防止法 ● 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 ● 神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱 ● みんなのバリアフリー街づくり条例 ● 葉山町まちづくり条例 ● 葉山町下水道条例 ● その他諸法令、通知、規格等
--	--

2. 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、建設事業者は、その手続を建設事業者の経費負担により速やかに行い、本町に報告すること。なお、これらの書類に関しては、あらかじめ本町へ書類を提出し、承諾を受け遅滞なく行うこと。

また、工事範囲において本町が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、建設事業者は書類作成等について協力し、その必要となる手数料等の経費を負担すること。

建築確認申請において、設計者及び工事監理者等は建設事業者から選任すること。

3. 特許権等の調査について

特殊な施工方法に関しては、特許権等について事前に十分調査し問題のない方法を採用すること。

4. 保険

本施設及び仮設施設の施工に際して、建設事業者は組立保険、第三者損害賠償保険に加入するほか、必要に応じてこれらの保険以外の保険にも加入すること。

5. 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品は、それぞれ明細書を添えて運営開始前に予備品 3 年間、消耗品 1 年間に必要とする数量を納入すること。

6. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第 2 号平成 3 年 2 月 5 日）、の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

建設事業者は、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、本町に提出すること。

7. 最新機器の採用

要求水準書記載の機器類の中で、今後短期間に飛躍的に性能向上の可能性あるもの（電話、ITV、モニタ、制御機器、AV 機器等）は、各機器発注時点での最新機器を調達納入すること。

8. 住民説明

本町が必要と判断し住民説明会等を開催する場合には、建設事業者はこれに出席し、施工方法その他本町が求める説明を行うこと。なお、説明会開催に必要な資料及び機材等の準備を行うものとする。

9. 空撮

工事前・工事中・完成後にドローンにより空撮すること。空撮ポイントは本町と別途協議する。

第2章 機械設備工事仕様

第2-1章 生ごみ資源化処理施設編

第1節 各設備共通仕様

1. 歩廊・階段・点検床等

プラントの運転及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設け、これらの設置については、次のとおりとする。

1) 歩廊・階段・点検床及び通路

- (1) 構造 チェッカープレート（必要に応じてグレーチングまたはエキスパンドメタル使用）
- (2) 幅 主要部 1,200mm 以上（有効）
 その他 800mm 以上（有効）
- (3) 階段傾斜角 主要通路は 40 度以下

2) 手摺

- (1) 構造 鋼管溶接構造（ ϕ =[]mm 以上）
- (2) 高さ 階段部：900mm 以上（有効）、その他：1,100mm 以上（有効）

3) 特記事項

- (1) 階段の高さが 4m を越える場合は、原則として高さ 4m 以内ごとに踊り場を設けること。
- (2) 梯子の使用はできる限り避けることとし、各槽、機器の点検用に垂直梯子を設ける場合には、2m以上の部分に必ず背籠を設けるとともに、本町の承諾を得ること
- (3) 主要通路については原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- (4) 通路は点検、運搬等を考慮し、つまづくことの無いように段差をできる限り無くした仕上げとすること。
- (5) 主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して 40 度以下（主要部以外の階段は 45 度以下）とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏み面等の寸法は極力統一すること。
- (6) 手摺りの支柱間隔は 1,100mm（有効）とすること。
- (7) 歩廊にはトープレートを設置すること。
- (8) プラント内の建築所掌と機械所掌の手摺、階段等の仕様は、機械所掌の仕様に原則として統一すること。
- (9) 歩廊・階段・点検床及び通路の幅について、点検作業を目的とした場所等は、600 mm以上（有効）でも可とする。
- (10) グレーチングは積載荷重を 300kg/m²としたとき、（たわみ量÷支間距離）が 1/500 以下とする。
- (11) 点検口付近の床は、チェッカープレート（3.2mm 以上）を重ね敷きすること。

2. 防熱、保温

保温材は目的に適合するものとし、外装材はステンレス鋼板、キーストンプレート又はカラー鉄板とする。蒸気系の外装材はケイ酸カルシウム又はロックウール、水、空気、排ガス系の外装材はグラスウール又はロックウールとすること。

3. 配管

- 1) 勾配、保温、防露、防錆、防振、凍結防止、エア抜き等を考慮して計画し、つまりが生じやすい流体用の管には掃除等が容易となるように考慮すること。
- 2) 汚水配管系統の配管材質は、管（内面）の腐食等の対策として、硬質塩化ビニル管等適切な材質を選択すること。
- 3) 管材料は、以下の表を参考に使用目的に応じた最適なものとする。

表 2-1 管材料仕様（参考）

規格	名称	材質記号	適用流体	適用圧力
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S SCH40	高圧蒸気系統 高圧ボイラ給水系 高 圧復水系統	980kPa 以上
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S STSSCH80	高圧油系統	4.9-13.7 MPa
JIS G 3455	高圧配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S SCH140	高圧油系統	20.6MPa 以下
JOHS102	油圧配管用 精密炭素鋼鋼管	Ost-2	高圧油系統	34.3MPa 以下
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP-E SGP-B	低圧蒸気復水系統 雑用空気系統 燃料油 系統 排水・汚水系統	980kPa 未満
JIS G 3459	配管用 ステンレス鋼鋼管	SUS304TP-A	温水系統 純水系統	
JIS G 3457	配管用アーク溶接 炭素鋼鋼管	STPY400	低圧蒸気系統 排気系統	980kPa 未満
JIS G 3452	配管用 炭素鋼鋼管	SGP SGP-ZN	用水・冷却水系統 計装用空気系統	980kPa 未満
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP、VU	酸・アルカリ系統 水道用上水系統	980kPa 未満
	樹脂ライニング 鋼管	SGP+樹脂	酸・アルカリ系統 水道用上水系統	
JIS G 3442	水道用 亜鉛メッキ鋼管	SGP-W	排水系統	静水頭 100m まで

4. 塗装

配管の塗装については、耐熱、耐薬剤、防食、配色等を考慮すること。なお、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。また、法規等で全塗装が規定されているもの以外は識別リボン方式とする。

5. 機器構成

- 1) プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネルギーに視点を持った設計とすること。
- 2) 各種設備や機器の管理、点検、清掃、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置すること。
- 3) 機器・部品等は、更新・補修時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせること。
- 4) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- 5) 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- 6) 臭気が発生する箇所には適切な臭気対策を講ずること。
- 7) ベルトコンベヤを採用する場合、その数量は最小限となるように計画するとともに機側には緊急停止装置（引き綱式等）等安全対策を講じること。
- 8) 設備の運転制御を自動あるいは遠方から操作するものは、原則として手動で現場操作できること。

6. 地震対策

自重、積載荷重、その他の荷重、地震力及び温度応力等に対して構造耐力上安全であること。地震対策は建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、かつ「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」を考慮し設計を行うこと。

本施設においては、耐震安全性の分類を「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」（平成 25 年 3 月 28 日）により、構造体Ⅱ種として耐震化の重要度係数を 1.25 以上とし、重要機器（プラント電気・計装制御設備含む）ならびに重要水槽の耐震クラスは「建築設備耐震設計・施工指針」による A クラスとする。なお、重要機器ならびに重要水槽の対象は、本町と協議の上、決定すること。

また、次の点を考慮すること。

- 1) 危険物は、危険物貯蔵所に格納する。
- 2) タンクには、必要な容量の防液堤を設ける。
- 3) タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない構造とする。
- 4) 電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。

7. 火災対策

火災の発生を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、散水装置、消火器及びその他の消火設備を備えること。

8. 台風対策

各建物及び各設備は、台風による被害が最小限となるような仕様とすること。また、安全対策を十分なものとすること。

9. 腐食防止

給水設備、排水処理設備等の薬品及発酵槽の材料は、耐腐食性に優れたものとすること。

10. 高調波対策

高調波抑制対策は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に基づき、高調波流出電流を算出し、高調波流出電流の規定値以下となるよう必要な対策をする。

11. 保安対策

施設内で使用する装置及び居室等の鍵方式は、統一したもので、ピッキング等の被害のないような構造（鍵の凹凸が中にある等）とし、管理が容易であるものとする。

12. 雷対策

避雷設備の設置や、雷保護に適した材料の選定など、直撃雷及び誘電雷への対策を施すこと。

第2節 受入供給設備

本設備は、施設に搬入された廃棄物を受け入れ、一時的に貯留し、後続する処理設備への搬入を調整するために設けるものである。運搬車両の搬出入による臭気の拡散を防止できる対策を講じること。また、発生する汚水（生ごみの水分、洗浄水）は、必要に応じて排水処理設備で適正に処理すること。

1. ごみ計量機

- 1) 形式 [ロードセル式]
- 2) 数量 [1]基
- 3) 主要項目
 - (1) 最大秤量 30ton
 - (2) 最小目盛 10kg
 - (3) 積載台寸法 []m×幅[]m
 - (4) 表示方式 [デジタル表示]
 - (5) 操作方式 []
 - (6) 印字方式 [自動]
 - (7) 印字項目 [総重量、車空重量、種別（地域別）、重量、年月日、時刻、車両通し番号、その他必要項目]
 - (8) 電源 []V
- 4) 付属機器
 - (1) 計量装置
 - (2) データ処理装置
 - (3) リーダポスト
- 5) 特記事項
 - (1) 計量機の進入方向について、原則、搬入車両は一方通行とし、バイパス路を計画すること。ただし、搬出車両または工事期間中は計量をしない大型車両等は、この限りではない。なお、敷地南西から進入する場合などは車両動線に十分配慮するものとし、動線計画を提案すること。
 - (2) 登録車両は、事前に車両番号、風袋重量等を登録し1回計量とするが、それ以外の車両については、2回計量を基本とする。
 - (3) 直営収集車両、委託収集車両等については、本施設にて事前に車両番号や風袋重量等の必要事項を登録可能とすること。
 - (4) 本装置は搬入・搬出車等に対して計量操作を行うものとし、必要に応じて料金の計算、領収書の発行を行うものとする
 - (5) 本装置にはデータ処理装置を設け、搬入・搬出される物の集計に必要な種別の集計、日報、月報・年報の作成を行うものとする。搬入量は管理棟へデータ転送を行う。
 - (6) ピットタイプの場合は積載台を地面から50～100mm程かさあげし雨水が同ピット部に入りにくくするとともに、基礎部ピットの排水対策を講ずること。
 - (7) 搬入出車両の最大寸法に対応可能なものとする。
 - (8) 登録車は、データカード等を活用することにより、計量事務員が操作しなくても運用が

可能な最新のシステムを構築すること。

- (9) 重量の表示は、計量室内及び計量機に配置する。
- (10) 混雑時であっても円滑な計量事務を実施するため、計量機手前には、信号機を設けること。信号機については管理棟で操作可能とすること。
- (11) 信号機は受付処理と連動して制御すること。また、遠隔操作も可能とすること。
- (12) 計量システムは、将来の料金体系改訂等に対応できるようにすること。
- (13) 停電時にも計量機能を保持すること。なお、計量データの消失には特に留意すること。
- (14) データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。
- (15) 車両認識方式は、ICカードリーダーを標準とするが、省力化、車両更新時における車両増減への対応性に配慮したものとし、提案によるものとする。
- (16) ごみ計量待ちの車両を考慮し、車両動線上、合理的な位置に配置すること。
- (17) 混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるようにすること。
- (18) 計量機上のタイヤ滑り防止を講ずること。

2. 受入ホッパ（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 []m³
 - (2) 寸法 幅 []mm×長さ []mm×高さ []mm
 - (3) 主要材質 []厚さ []mm
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

3. 供給コンベヤ（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目(1基につき)
 - (1) 能力 [] t/h
 - (2) 寸法 幅 []mm×長さ []mm
 - (3) 傾斜角 []度
 - (4) 速度 []m/min（可変）
 - (5) 電動機 []kW
 - (6) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

第3節 前処理設備

本設備は以下の点を考慮して計画すること。

- ・臭気の拡散、騒音・振動を防止する対策を講じること。
- ・施設外への臭気の拡散を防止する対策を講じること。
- ・発生する汚水（生ごみの水分、洗浄水）を適正に管理すること。
- ・周辺環境に対する影響（臭気、害虫等）を適切に管理・処理することができること。
- ・設備点検、補修時においても、臭気の拡散を防止できる対策を講じること。

1. 破除袋機

搬入された生ごみが入った袋（プラスチック製袋、ネット・小袋（写真1参照）及び異物混入有）を破袋し、可能な限り機械により除袋することができる設備を採用すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [1]基
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 主要寸法 幅[]mm×長さ[]mm
 - (3) 投入口寸法 幅[]mm×長さ[]mm
 - (4) 材質 []
 - (5) 電動機 []kW []V×[]P
 - (6) 操作方式 []
 - (7) 破袋率 個数割合で[90]%以上（参考値）
 - (8) 除袋率 個数割合で[90]%以上（参考値）
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

- (1) 臭気拡散防止対策を講じること。
- (2) 生ごみ中にはスプーン、フォーク等の不適物や貝殻、骨、野菜の芯など硬いものが含まれているため、これらを考慮した材質を選定すること。
- (3) プラスチック製袋の中に別途プラスチック製袋や写真1に示すプラスチック製のネット・小袋に入れた生ごみが搬入されるため、これらプラスチック製袋が重なっていても（3重程度）破袋でき、生ごみとプラスチック製袋を確実に分離できる性能を有する機種とすること。
- (4) 本機は、悪臭発生源になるおそれがあるため、容易に内部を洗浄できる構造とすること。



写真1 プラスチック製袋中のプラスチック製小袋

2. 破碎機（必要に応じて）

搬入された生ごみを発酵に適した大きさに破碎することにより、ばらつきを少なくするとともに発酵に適した大きさにすることができる設備とすること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 主要寸法 幅 []mm×長さ []mm
 - (3) 投入口寸法 幅 []mm×長さ []mm
 - (4) 材質 []
 - (5) 電動機 []kW []V× []P
 - (6) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 臭気拡散防止対策を講ずること。
 - (2) 野菜の芯等、固形物を細断できること。
 - (3) 生ごみ投入時の臭気の拡散を防止するため、「臭気捕集ダクト」を設置することを基本とする。
 - (4) 防音対策を施した「室内」もしくは「防音カバー」を設置することを基本とする。
 - (5) 「防振架台」を設置することを基本とする。
 - (6) 本機は、悪臭発生源になるおそれがあるため、容易に内部を洗浄できる構造とすること。

3. 磁選機（必要に応じて）

本設備は、主に金属など堆肥化不適物を取り除くため、くぎ、鉄くず、空き缶などの除去が行える設備とする。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目

- (1) 能力 []t/h
- (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm
- (3) 材質 []
- (4) 電動機 []kW
- (5) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []

4. アルミ選別機（必要に応じて）

本設備は、主に金属など堆肥化不適物を取り除くため、鉄くず、空き缶などの除去が行える設備とする。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm
 - (3) 材質 []
 - (4) 電動機 []kW
 - (5) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []

5. 原料搬送コンベヤ（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm
 - (3) 傾斜角 []度
 - (4) 材質 ケーシング[]
 - (5) 速度 [~]m/min（可変）
 - (6) 電動機 []kW[]V×[]P
 - (7) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

- (1) 臭気の拡散を防止するための対策を行うこと。
- (2) コンベヤの機側等に引き継ぎスイッチ等を設置するなどして巻き込まれ防止対策を施すこと。なお、設置するコンベヤには全て本装置による安全対策を施すものとする。

6. 副資材貯留ヤード（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 []m³【 】日分
 - (2) 寸法 幅[]mm×奥行[]mm×長さ[]mm
 - (3) 材質 []
- 4) 付属機器 []

7. 副資材ホッパ（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 []m³
 - (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm×高さ[]mm
 - (3) 材質 [][厚さ mm]
- 4) 付属機器 []

8. 副資材搬送コンベヤ（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm
 - (3) 傾斜角 []度
 - (4) 材質 ケーシング[]
 - (5) 速度 [~]m/min（可変）
 - (6) 電動機 []kW[]V×[]P
 - (7) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項

9. 水分調整装置（必要に応じて）

本設備は、堆肥を発酵過程に送る前処理として、発酵に適した水分まで生ごみの水分を低下させるための設備である。搬入される生ごみのごみ質や、発酵方式等により適切な水分調整方法は異なるため、必要に応じて副資材等を使用すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 能力 | []t/h |
| (2) 投入口寸法 | 幅[]mm×長さ[]mm |
| (3) 材質 | [] |
| (4) 電動機 | []kW[]V×[]P |
| 4) 付属機器 | [] |

第4節 発酵設備

生ごみを好気性条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解し、病原性微生物の死滅及び雑草の種子等の不活性化を図ることで、より安全で安定した堆肥を生産する設備とする。

1. 発酵・熟成槽

生ごみを好気性条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解し、生ごみの発酵・熟成を行う設備とすること。

- 1) 形式 [ヤード式]
- 2) 数量 []槽
- 3) 主要項目
 - (1) 発酵日数 []日
 - (2) 能力 必要能力以上
 - (3) 有効容量 []m³
 - (4) 槽寸法 []mm×[]mm
 - (5) 堆積高さ []m
 - (6) 構造 []
 - (7) 材質 []
 - (8) 通気方式 [ブロワ等による強制通風方式]
 - (9) 電動機 []kW []V×[]P×[1]基
- 4) 特記事項
 - (1) 発酵槽は、重機が安全かつ容易に切り返し・搬出作業ができる構造及びスペースとすること。また、発酵物の飛散対策、適切な防火対策及び火災対策を講じること。
 - (2) 床面の構造は耐摩耗仕様のコンクリート仕上とし、壁面については、計画積上げ高さまで積み上げてもこぼれない高さとし、鉄筋コンクリート構造壁とすること。
 - (3) エアレーション設備の温度計設置や冬季の温度低下対策を実施する等、発酵温度を維持できるようにすること。
- 5) 付属機器 [エアレーション設備、散水設備、その他必要な設備一式]

2. 切り返し装置

発酵・熟成槽内の発酵菌体と堆肥化物の混合を行って、通気性を保持し、槽内における生物反応を促進することを目的として、堆肥化物の切り返しや混合を行うことができる設備とすること。

- 1) 形式 [重機攪拌式]
- 2) 数量 [1]台
- 3) 主要項目
 - (1) 車両寸法 全長[]mm×全幅[]mm×全高[]mm
 - (2) バケット容量 []m³
 - (3) 車両重量 []kg
 - (4) 原動機形式 []
 - (5) 総排気量 []cc

4) 特記事項

- (1) 重機は、本町が準備するため、必要な仕様を記載すること。なお、電動式重機の使用の可否についても検討すること。

3. 製品搬送コンベヤ（必要に応じて）

二次発酵終了後の堆肥を篩分機へ搬送できる設備とすること。なお、重機で篩分機に投入できることを基本とする。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 主要寸法 []mm×[]mm
 - (3) 構造 []
 - (4) 材質 ケーシング[]
 - (5) 電動機 []kW[]V×[]P
 - (6) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []

4. 篩分機

異物を効果的に選別できるものとして設ける。なお、篩分機の直近に残渣物受け容器等を設置する計画を基本とする。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 速度 []
 - (3) 篩目寸法 []mm
 - (4) 材質 []
 - (5) 電動機 []kW[]V×[]P
 - (6) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 防音対策を施した「室内」もしくは「防音カバー」を設置することを基本とする。
 - (2) 「防振架台」へ設置することを基本とする。
 - (3) 臭気・粉じんの拡散防止対策を講ずること。

5. 残さ搬送コンベヤ（必要に応じて）

臭気の拡散を防止するための対策を行うこと。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 能力 []t/h
 - (2) 主要寸法 []mm×[]mm
 - (3) 構造 []
 - (4) 材質 ケーシング[]
 - (5) 電動機 []kW[]V×[]P
 - (6) 操作方式 []
- 4) 付属機器 []

第5節 貯留搬出設備

本設備は、発酵を終えて異物等を取り除いた堆肥を貯留するためのものである。堆肥は放置した状態が継続すると嫌気性発酵が始まり臭気を発する場合もあるため、好気性環境を確保すること。町民等への配布は、ばら積みを想定している。

1. 堆肥ヤード

長期堆積により、製品が劣化しないよう、適宜切り返しを行うこと。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 []m³ 【180】 日分以上
 - (2) 寸法 幅[]mm×奥行[]mm×高さ[]mm
 - (3) 材質 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 臭気・粉じんの拡散防止対策を行うこと。
 - (2) 堆積期間中に嫌気性発酵とならないよう対策を行うこと。

2. 残さヤード（必要に応じて）

貯留日数としては3日以上の容量を確保すること。臭気の対策防止の観点で優れた方式の場合は他の方式でも可とする。残さヤードは分画としない計画とすること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 []m³
 - (2) 寸法 幅[]mm×長さ[]mm×高さ[]mm
 - (3) 材質 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 臭気拡散防止対策を行うこと。

第6節 脱臭・集塵設備

施設から発生する臭気及び粉じんの除去を行う設備である。発生する臭気を高濃度臭気と低濃度臭気の2系統をあわせて適切に処理することを基本とし、臭気濃度に応じた的確な脱臭を行うこと。また、低濃度脱臭設備の前には集塵設備、ミストセパレーターを設け、集塵・除湿後の排ガスを低濃度脱臭設備に導くことを基本とする。

1. 湿式洗浄脱臭装置（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 通気量 []m³/min
 - (2) 構造 []
 - (3) 材質 []
 - (4) 電動機 []kW []V× []P
 - (5) 操作方式 []
 - (6) 悪臭吸引場所 []
- 4) 付属機器 []

2. 生物脱臭装置（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 通気量 []m³/min
 - (2) 構造 []
 - (3) 材質 []
 - (4) 電動機 []kW []V× []P
 - (5) 操作方式 []
 - (6) 悪臭吸引場所 []
- 4) 付属機器 []

3. 活性炭脱臭装置（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 通気量 []m³/min
 - (2) 構造 []
 - (3) 材質 []
 - (4) 電動機 []kW []V×[]P
 - (5) 操作方式 []
- 4) 付属機器 [ミストセパレーター]
- 5) 特記事項
 - (1) 活性炭が水分により劣化することを防止するため、ミストセパレーターを設置することを基本とし、排ガス中の水分の除湿を行うこと。

4. 脱臭用送風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 通気量 []m³/min
 - (2) 風圧 []kPa（20℃において）
 - (3) 回転数 []
 - (4) 電動機 []kW []V×[]P
 - (5) 風量制御方式 []
 - (6) 材質 ケーシング[]
インペラ[]
シャフト[]
- 4) 付属機器 [温度計、点検口、ドレン抜き、ダンパ]

5. ダクト類

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 風速 []m/s（12m/s以下）
 - (2) 材質 ケーシング[]
- 4) 付属機器 [点検口、ダンパ]

6. 排気筒（臭突）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 排気筒高さ []m
 - (2) 頂部口径 []m
 - (3) 吐出速度 []m/s
 - (4) 材質 []
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 動物（鳥類等）及び雨水進入防止対策をすること。

7. サイクロン（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 処理風量 []m³/min
 - (2) 構造 []
 - (3) 材質 []
- 4) 付属機器 [ダスト排出装置]

8. ろ過式集塵機（必要に応じて）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 処理風量 []m³/min
 - (2) ろ布面積 []m²
 - (3) ろ過速度 []m/min
 - (4) 逆洗方式 []
 - (5) 材質
 - ① ろ布 []
 - ② 本体外壁 [鋼板]厚さ[]mm
- 4) 付属機器 [逆洗装置、ダスト排出装置]

9. 排風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目 (1基につき)
 - (1) 通気量 []m³/min
 - (2) 風圧 []kPa (20°Cにおいて)
 - (3) 回転数 []
 - (4) 電動機 []kW []V× []P
 - (5) 風量制御方式 []
 - (6) 材質
ケーシング []
インペラ []
シャフト []
- 4) 付属機器 [温度計、点検口、ドレン抜き、ダンパ]

第7節 給水設備

本施設に必要なすべての給水設備を整備すること。

1. 所要水量

単位：m³/d

		所要水量
受水槽	プラント用水	
	生活用水	
放流量		

2. 水槽類仕様

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

3. プラント用水供給ポンプ類仕様

名称	数量 (基)	形式	容量	電動機 (kW)	材質			操作方式	備考 付属品
			吐出量 (m ³ /h) × 全揚程 (m)		ケーシング	インペラ	シャフト		

第8節 排水処理設備

1. プラント系排水

本施設から発生するすべての排水処理を行う設備を整備すること。

本施設のうち、屋外ストックヤードを除く各施設から発生するプラント系排水は、雨水をつながない分流式下水道放流とすること。なお、屋外の各種ストックヤード等からの排水については、南西側の既設搬出入路東側にある既設の集水桝への放流を可能とする。

1) 排水貯留槽

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備考(付属品等)

2) ポンプ類

名称	数量 (基)	形式	容量	電動機 (kW)	材質			操作方式	備考 付属品
			吐出量 (m ³ /h) × 全揚程 (m)		ケーシング	インペラ	シャフト		

3) 処理設備

名称	数量 (基)	形式	容量 (m ³)	材質	電動機	備考(付属品等)

4) 薬品貯槽

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	薬品受入方法	備考(付属品等)

2. 生活系排水

生活系排水は、雨水をつながない分流式下水道放流とすること。

第9節 電気設備

1. 共通事項

本施設に必要な全ての電気工事とする。使用する電気設備は、現行の JIS、JEC、JEM、電気設備の技術基準及び関連法令を遵守し、使用条件を十分満足するよう合理的な機器、材料の選定並びに設計、製作、試験、検査されたものとする。なお、必要な各種計算書を本町に提出すること。

2. 受変電設備等

1) 高圧引込設備

- (1) 受電方式 高圧交流三相 3 線式 1 回線
- (2) 受電電圧 6,600V、50Hz
- (3) 受電地点 構内第一柱より受電とする。
- (4) 主要機器

ア 柱上開閉器

- ①形式 高圧気中遮断機 (PAS、DGR 付 LA、VT 内蔵)、耐塩型
- ②定格 []kV、[]A
- ③数量 [1]台

イ 避雷器

- ①形式 酸化亜鉛形 LA×3
- ②定格 []kV、[]A

(5) 特記事項

- ア ケーブル埋設部には標識シート、標柱等を設けること。
- イ 電力引込に際して、工事負担金が発生した場合には建設事業者の負担とする。
- ウ 電力会社と協議の上、必要により電圧降下によるフリッカ対策や突入電流対策を行うこと。
- エ 構内第 1 柱に避雷器を設けること。また、構内第 1 柱より高圧受電盤までの距離が長い場合、受電盤内にも避雷器を設置すること。

2) 受配電設備

受配電設備は、保護協調、絶縁協調を考慮し、安全性、信頼性を高め、コンパクトで操作が容易なものとする。

- (1) 受電方法 交流三相 3 線式 6,600V、50Hz、1 回線
- (2) 配電方式
 - ア 高圧配電 (必要により) 交流三相 3 線式 6,600V
 - イ 動力用 交流三相 3 線式 [420、210]V、50Hz
 - ウ 建築設備用 交流三相 3 線式 [210]V、50Hz
 - エ 照明用 交流単相 3 線式 [210/105]V、50Hz
 - オ 計装回路 交流単相 2 線式 [100]V、50Hz

カ 制御回路 交流単相 2 線式 [100]V、50Hz
直流 2 線 [24]V

(3) 操作方式 [高压受電盤操作方式]

(4) 主要機器

ア 受電用高压遮断器

- ①形式 真空遮断器[電動式]
- ②定格 []kV、[]A
- ③遮断容量 []kA
- ④数量 []台

イ 変圧器用高压遮断器

- ①形式 [真空遮断器]
- ②定格 []kV、[]A
- ③遮断容量 []kA
- ④数量 []台

ウ 変圧器

- ①形式 乾式自冷モルト[®] (ダイヤル温度計、警報接点付)
- ②電圧 1 次側 6,600V、50Hz
- ③ 2 次側 420V 又は 210V 及び 210V/105V
- ④数量 動力用 : []kVA、[6.6]kV、[]V、[]台
建築設備用 : []kVA、[6.6]kV、[]V、[]台
照明用 : []kVA、[6.6]kV、[210/105]V、[]台

エ 高压進相コンデンサ

- ①形式 油入自冷式 (放電コイル内蔵、膨張検出装置付)
- ②定格容量 3 相 []kVar
- ③数量 []台
- ④直列リアクトル : 定格容量 3 相、[]kVA、[]%

オ 低压進相コンデンサ

- ①形式 湿式 (放電抵抗内蔵、膨張検出装置付)
- ②定格容量 3 相 []kVar
- ③数量 []台
- ④改善力率 95%以上
- ⑤直列リアクトル : 定格容量 3 相、[]kVar、[]%

カ 避雷器

- ①形式 酸化亜鉛型 LA×3
- ②定格 []kV、[]A
- ③数量 []台

(5) 特記事項

- ア 高压進相コンデンサは、変圧器損失補償のベースコンデンサとして使用すること。
- イ 低压進相コンデンサの回路は、単独に設けるとともに 3 分割以上とすること。また、

自動力率調整を行い、力率 98～100%を確保すること。

ウ 受電用遮断器の遮断容量は、遮断容量算定の上決定のこと。

エ 変圧器容量は最大負荷時の 110%以上とし、動力用、照明用の各変圧器を設けること。また、照明用変圧器の容量と分割方法については電力会社と協議の上決定すること。

3) 受変電盤

(1) 形式 自立閉鎖型

(2) 主要項目

ア 材質	鋼板製
イ 板厚	扉、監視操作面 [3.2]mm 以上 天井側面板、床、その他 1.6～2.3mm
ウ 指示計	広角度計器（電圧、電流、力率、周波数計等）
エ 故障表示	ランプ点滅及びブザーによる。
オ 塗装	焼付塗装

(3) 盤構成

ア 高圧受電盤

イ 変圧器盤（動力用、照明用） [2面]

主要取付機器は以下を標準とする。

- ・主遮断器（真空遮断器） 定格 []kV、[]A、[]kA、1台
- ・電圧計 []台
- ・電流計 []台
- ・計器用変圧器 []台
- ・計器用変流器 []台
- ・過電流継電器 []台
- ・機器類 1式

ウ 高圧進相コンデンサ盤 []面

主要取付機器は以下を標準とする。

- ・高圧負荷開閉器 定格 []kV、開閉部電流 []A
ヒューズ部最大電流 []A
(動力ヒューズ付) 定格 []kV、遮断電流 []A
電流 []A
- ・直列リアクトル []kVar、[]%
[]台

エ 低圧進相コンデンサ盤 []面

主要取付機器は以下を標準とする。

- ・電磁接触部 420V、[]A 1式
210V、[]A 1式

・直列リアクトル	(乾式自冷 ^{トルト})
	[]kVar、[]%、[]台
・電流計	1台
・機器類	1式
オ 低圧配電盤	[]面
・内訳	(動力用、建築設備用、照明用) []面
・配線用遮断器	1式
・漏電警報器	1式
・電圧計	1式
・電流計	1式
・計器用変圧器	1式
・計器用変流器	1式

(4) 特記事項

- ア 室内の配線はピット、ダクト方式とすること。
- イ 配電方式は、低圧配電盤より各現場動力制御盤へ配電する方式とすること。
- ウ インバータ等高調波を発生する機器に対しては、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波対策ガイドライン」に準拠し、外部に対して高調波障害が起こることのないように配慮すること。
- エ 計装用変流器、計装用変圧器は機械的強度及び熱的強度に十分耐えること。
- オ 接地極埋設位置は埋設標等により表示すること。
- カ 電気室内に接地端子箱を設けること。また、雷害が発生したときに同電位となるようにすること。
- キ 漏電保護は末端にて行うこと。
- ク 接地は INV 用、漏電遮断器用等を含め各々単独接地とすること。
- ケ 扉ハンドルが筐体と接触する箇所には当て板防護すること。また、扉にはドアストッパーを設けること。
- コ 扉面には接地ボンディングを施すこと。
- サ 盤内には充電露出部分がないように保護すること。

3. 動力設備

動力盤は、作業性、保守管理の容易性、能率性、安全性を考慮するとともに、盤の面数、配置、大きさ、構造等は施設の規模に適合したものとすること。

1) 制御及び監視方式

(1) 制御方式

機器の制御は原則として現場操作盤又は動力制御盤において行う方式とすること。

(2) 監視方式

- ア 原則として主要機器の電動機には電流計を取り付けること。ただし、上記以外であっても特に必要と認められる電動機には電流計を取付けること。

イ その他運転表示、機器の故障表示等を行うこと。

(3) 操作方式

機器の操作は現場優先とするが、このため、現場操作盤又は動力制御盤に切替スイッチを設けることやインターロック機構をとるなど安全性を期すこと。

2) 動力制御盤

(1) 形式 自立閉鎖型

(2) 主要項目

ア 材質 鋼板製

イ 板厚 扉、監視操作面 [3.2]mm 以上
天井側面板、床、その他 1.6~2.3mm

ウ 指示計 広角度計器（電圧、電流、力率、周波数計等）

エ 故障表示 ランプ点滅及びブザーによる。

オ 塗装 焼付塗装

(3) 盤構成

ア 動力制御盤 1 式

イ 現場操作盤 1 式

ウ 保守修理用電源箱 1 式

エ 警報盤等 1 式

(4) 特記事項

ア 動力制御盤盤内には点検・補修用コンセント、電源（単相 100V、5A）を設けること。

イ 盤のスイッチ及びランプ等のカバーは全てアクリル等耐食性に優れたものとする。また、表示灯は LED を使用すること。

ウ 制御電源は同一盤内の設備系列ごとに独立させ各々にブレーカーを設けること。なお、計装及び制御電源電圧は全て 100V 以下とすること。

エ 予備がある機器については予備機についてもブレーカーを設け、異常時は選択運転が可能なものとする。

オ 電圧は盤ごとに統一すること。

カ 原則として、動力制御盤内に配線用遮断器、サーマルリレー等を設けた構造とすること。

キ 雷対策としてシーケンサ電源等に避雷器を設けること。

ク シーケンサを使用する場合は二重ループ形式とし、光ケーブルを原則として使用すること。また、シーケンサのプログラム変更はノートパソコン対応型とし、必要設備を付属すること。

ケ 停電復帰時、必要な機器は自動復帰再起動回路を設けること。自動復帰再起動は順次起動（タイマー等）とすること。

コ 警報盤には移報装置を設けること。

サ 扉ハンドルが筐体と接触する箇所には当て板防護すること。また、扉にはドアストッパーを設けること。

- シ 扉面には接地ボンディングを施すこと。
- ス 盤内には充電露出部分がないように保護すること。

3) その他

(1) 電動機

- ア 形式 原則として I E 3 とするが、負荷条件に応じて最も効率の良い形式を選択すること。
- イ 絶縁種別 E 種絶縁以上
- ウ 極数 2 極、4 極又は 6 極（建築設備用小容量電動機は除く。）
- エ 保護方式 全閉外扇[屋外型]
- オ 起動方式 直入、Y-△起動、リアクトル起動、回転数制御等をシステムに応じて適宜採用すること。

(2) 保護方式

原則として、トリップ警報接点付配線用遮断器とサーマルリレーの組み合わせとし、保護協調をとること。

(3) 漏電防止

必要な負荷には漏電遮断器を設けること。ただし、端末で保護できるように保護協調をとること。

(4) 特記事項

各々の機器には稼働積算計を設け、運転稼働時間を管理し、施設の運営（消耗品等の交換時期等）に活用できること。

4. 無停電電源装置（必要に応じて）

主に情報処理装置電源のバックアップ用として設置すること。

- 1) 形式 閉鎖垂直自立型
- 2) 電源 入力 AC100V、50Hz
出力 AC100V、50Hz
- 3) 容量 []kVA、 [30]分間
- 4) インバータ トランジスタ式
- 5) 切換方式 自動／手動、無遮断切換方式
- 6) 用途 情報処理装置、その他

5. 配線・配管工事

1) 受変電工事

(1) 高圧引込

構内第一柱より引き込むものとし、受電盤までは、屋外については地中配線、屋内については金属ダクト、金属管、ピット方式とし高圧危険表示を設置すること。

(2) 高圧及び低圧回路の母線

高圧回路充電部は可能な限り絶縁材で隠ぺいすること。

2) 高圧及び低圧工事

(1) 配線材料

ア ケーブル及び電線類

次に示すケーブル仕様又は同等品以上とすること。また、環境に配慮してエコケーブルを使用すること。なお、光ファイバーケーブルは原則として石英ガラス系とすること。

①高圧引込回路	6,600V	CET ケーブル
②高圧回路（盤内）	6,600V	KPI 電線
③低圧動力回路	600V	CE 又は CET ケーブル
④接地線	600V	IE 線
⑤制御回路	600V	CEE ケーブル
⑥計装・計器回路	600V	CEES ケーブル

イ ケーブル及び電線の表示

ケーブル及び電線には、適切などころに次の事項を容易に消えない方法で表示すること。

- ①公称電圧
- ②ケーブル又は電線の径、断面積及び芯数
- ③始点及び終点の名称
- ④施工年月日

(2) 電線保護物類

ア 屋内配管

ケーブルダクト、ケーブルラック、ケーブルシャフト、電線管などより選択して使用すること。材料仕様は下記のとおりとすること。

- ①ダクト（SUS 製）
- ②ラック（アルミ製）
- ③電線管（HIVE、厚鋼及び薄鋼）
- ④可とう管（2種可とう管）
- ⑤プルボックス（SUS 製又は PVC 製）

イ 屋外配管

波付可とう合成樹脂管などは選択して使用すること。

3) 特記事項

- (1) 周囲温度が 60℃以上に敷設するケーブルは、耐熱ケーブル、耐熱電線を使用すること。
- (2) 電線管とその付属物、支持金物（アングル等）の露出した金属部分はメッキ品又は SUS 製を使用し塗装は行わない。電線管の接続は現地加工が少ないねじなしカップリングを使用すること。なお、露出配管を行う場合には、壁に支持金物を固定し、直付けは行わないこと。
- (3) 動力及び計装配線をダクト、ラック配線とする場合、原則として分割配線とするものとし、同一ダクト、ラック内に配線する場合はセパレータ等を設置すること。なお、動力線のラック上での段重ねは禁止する。
- (4) ケーブルダクトについては点検が容易で、かつ安全対策を十分考慮し、ダクトなどに

納める電線の断面積総和は原則として電気設備技術基準の解釈 181 条に準ずること。

- (5) 原則として、盤類の裏面についても点検用スペースを確保すること。
- (6) 電線管及びラック等内部にてケーブル等電線類の接続点は原則として認めないものとする。
- (7) ダクト、配管及び埋込ボックスはシールを完全に行うこと。
- (8) 雰囲気の良い場所に取り付ける支持金物は SUS 製等の耐食性に優れた材料を使用すること。
- (9) 配管、脱臭ダクト、電気ケーブルラック等が交差又は混雑する部分については、圧迫感がなく効率のよい配置を心掛けること。また、このような部分については照明設備が隠れることのないように十分配慮すること。
- (10) インバータ仕様の電動機の電源ケーブルからの誘導及びノイズ対策に配慮すること。また、原則としてノイズフィルター等を設置すること。
- (11) 電圧の加わる端子部分には全てアクリルカバー等を設け、危険のないように配慮すること。
- (12) 接地工事は母線方式とし種別ごとに配線すること。ただし、ノイズの影響があると思われる機器は単独接地とすること。
- (13) ボックス類（プルボックス等）の設置は、床から原則として 1m 以上とすること。
- (14) ダクト、ラック等は必要な箇所にアースボンドを確実にとること。
- (15) 防火区画を構成する床又は壁をケーブルが貫通する場合は、BCJ 評定品で防火措置を講ずること。
- (16) 配線・配管工事に先立ち、基本計画書を事前に提出し、本町の承諾を得ること。また、配管配線が、プラント機器や配管の運転及びメンテナンスの支障にならないようにするとともに、見た目にも整然としたものとする。

6. その他の電気設備工事

1) 防災設備

消防法等による一切の設備とすること。また自火報の受信機は、管理棟に設置すること。

第10節 計装設備

本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的とし、運転管理に必要な装置及びこれらに関する計器等を含むものとする。本設備は、施設の運転に必要な自動制御装置、これらに関連する機器（指示、記録、積算、警報等）、操作機器、計器盤の製作、据付、配線等の一切を含むものとする。

1. 一般事項

- 1) 計装機器は、可能な限り同一メーカーの製品に統一すること。
- 2) 警報は集中表示とし、ランプの点滅、ブザー等による報知を行うものとする。
- 3) データを入力する計装機器は、停電時（瞬時を含む）にデータ保護を行えるものとする。
- 4) インバータを使用する場合は低騒音型とし、高調波が計装回路・制御回路に影響を与えないよう配慮すること。
- 5) 一部の周辺機器が故障しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画する。
- 6) オペレータの誤動作防止を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画する。
- 7) 対環境性を十分考慮の上、堆肥化プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずること。
- 8) 計装機器は電源回路及び信号回路に対応した避雷器を設置すること。

2. 計装制御計画

監視及び自動制御機能等は以下の機能を有するものとする。

- 1) 計装監視機能
 - (1) レベル、温度、圧力等プロセスデータの表示・監視
 - (2) ホッパ貯留レベルの表示
 - (3) 主要機器の運転状態の表示
 - (4) 受変電設備運転状態の表示・監視
 - (5) 電力デマンド監視
 - (6) 主要な電動機電流値の監視
 - (7) 機器及び制御系統の異常の監視
 - (8) その他運転に必要なもの
- 2) 自動制御機能
 - (1) 動力機器制御
 - (2) 脱臭関係運転制御
 - (3) 給排水関係運転制御
 - (4) 建築設備関係運転制御
 - (5) その他必要なもの
- 3) 計装機器

- (1) 運転管理を安全、確実にするため、適切な計測、調節機器を計画するほか、計装一覧表を作成、提出し、本町との協議及び指示により決定すること。
- (2) 機器の選定においては、設置個所を考慮し、耐久性、耐食性及びメンテナンスの容易な機種とすること。

第11節 雑設備

1. 雑用空気圧縮機（必要に応じて設ける）

- 1) 形式 [圧力開閉式コンプレッサー]
- 2) 数量 []基
- 3) 主要項目
 - (1) 吐出量 []m³/min
 - (2) 吐出圧力 []MPa
 - (3) 空気タンク []m³
 - (4) 電動機 []kW×[]V
 - (5) 操作条件 []
 - (6) 圧力制御方式 []
- 4) 特記事項
 - (1) 耐久性・耐食性のある材質、構造とすること。
 - (2) 騒音が発生しないよう十分配慮すること。
- 5) 付属品 空気タンク、エアフィルタ、エアドライヤー、オートドレン等を必要に応じて具備すること。

2. 工具・測定器具類

本施設の維持管理に必要な工具・測定器具類を一式納入すること。また、リストを提出すること。

3. 説明用備品類

- 1) 説明用プラントフローシートパネル
 - (1) 形式 [説明板]
 - (2) 数量 [1]基
 - (3) 特記事項 サイズ他詳細は、別途協議により決定するものとする。
- 2) 説明用パンフレット
 - (1) 仕様 [カラー印刷]
 - (2) 寸法 [A 4 判]
 - (3) 数量 [2,000]部
 - (4) 特記事項 内容については、別途協議により決定するものとする。また、原紙を本町に提出すること。

4. 備品類

事務用備品類及び機能に必要な備品類を一式納入すること。また、リストを提出すること。

5. 作業車両（重機）

本施設の稼働に必要となる作業車両（ホイールローダー等）について、必要となる作業車両の種類、仕様、台数等をリストで提示すること。なお、電動式重機の使用の可否についても検討すること。

第2-2章 サテライトセンター編

第1節 各設備共通仕様

「第2章 第1節 各設備共通仕様」に準ずる。

第2節 受入供給設備

1. ごみ計量機

「第2章 第2節 1. ごみ計量機」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用とする。

第3節 貯留搬出設備

計量機で計量した車両から直接ダンプングにてコンテナに積み替えし、貯留、場外に搬出を行う設備である。

- 1) 形式 [屋内コンテナ貯留方式]
- 2) 数量 1式
- 3) 主要項目
 - (1) コンテナサイズ 9,000mmL×2,350mmW×2,150mmH (内寸)
 - (2) コンテナ台数 4個
 - (3) 建屋寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
 - (4) 壁構造 []
 - (5) 投入扉
 - ・数量 [4基]
 - ・形式 [電動式]
 - ・サイズ 幅[]m×高さ[]m
 - ・材質 []
 - (6) 車止め
 - ・数量 [4基]
 - ・サイズ 幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
- 4) 付属機器 [防臭装置、床洗浄装置ほか必要な装置一式]
- 5) 特記事項
 - (1) 事業実施区域内の高低差を有効活用したコンテナへの積み替えを計画すること。
 - (2) コンテナの積み替えにあたって、重機（パワーショベル（バックホウ））によって可燃ごみを圧密する計画とし、作業性及び動線については十分考慮すること。
 - (3) 積替え時の必要高さはダンプアップ時10.0m以上を想定している。また、積替場所については、重機での作業の高さも考慮すること。
 - (4) 積み替え場所は、屋根を計画し雨風を防げる構造とすること。
 - (5) ダンプングの際、ごみ汚水及びごみの飛散対策を検討すること。
 - (6) 施設停止後の安全対策上から、投入場所にはシャッター等を設置すること。また、コンテナへのダンプングについては、搬入業者による手投入も考慮して安全対策を計画すること。

- (7) 搬出車両が安全かつ容易に荷積み及び搬出ができ、単純な動線で荷積みができる面積を確保すること。
- (8) 周辺環境に対する影響（臭気の拡散、騒音・振動、害虫等）を適切に管理・処理することができること。
- (9) 発生する汚水（可燃ごみ中の水分、洗浄水）については、集水後、必要であれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とすること。
- (10) 設備点検、補修時においても、臭気の拡散を防止できる対策を講じること。
- (11) ダンプング時等にコンテナ内で火災を確認した際、速やかに消火できるよう、適切な位置に消火設備（消火器と消火散水装置）を設けること。なお、消火設備は投入口周辺とコンテナ設置場所周辺に必要台数を設置すること。
- (12) 1日当たりの外部排出サイクルは、1台×3～4往復による3～4回（工事期間中は2台×2往復による4回）を計画している。

第4節 脱臭・集塵設備

施設から発生する臭気対策を行う設備である。薬剤を噴霧することで、防臭する設備である。

1. 薬液噴霧装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1式
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 噴霧場所 []
 - (2) 噴霧ノズル []
 - (3) 操作方式 [現場手動]
- 4) 付属機器 []
- 5) 特記事項
 - (1) 噴霧ノズルは、出入口扉毎及びコンテナ設置場所に設置すること。
 - (2) 薬液の凍結防止を図ること。
 - (3) 薬液の搬入、注入を容易に行える位置に設置すること。

第5節 給水設備

「第2章 第7節 給水設備」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用を可とする。

第6節 排水処理設備

「第2章 第8節 排水処理設備」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用を可とする。

第7節 電気設備

「第2章 第9節 電気設備」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用を可とする。

第8節 計装設備

「第2章 第10節 計装設備」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用を可とする。

第9節 雑設備

「第2章 第11節 雑設備」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用を可とする。

第2-3章 各種ストックヤード

第1節 各設備共通仕様

「第2章 第1節 各設備共通仕様」に準ずる。

第2節 受入貯留設備

1. ごみ計量機

「第2章 第2節 1. ごみ計量機」に準ずる。生ごみ資源化処理施設との共用とする。

2. 各種ストックヤード（土木建築工事に含む）

各種ストックヤード付近には、洗浄栓、手洗栓を設置すること（他のストックヤードと併用可）。なお、各種ストックヤードは、重機（パワーショベルとホイールローダーを想定）による作業を想定することとし、各貯留物の積み上げ高さは廃棄物処理法の保管基準を考慮して高さ及び面積について十分に確保した計画とすること。

1) プラスチックストックヤード

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 形式 | [屋内式] |
| (2) 数量 | 1 式 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 面積 | [97] m ² 以上 |
| イ 処理体積 | [57.07] m ³ /日 |
| ウ 貯留日数 | 4 日以上 |
| エ 寸法 | 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m |
| オ 積み上げ高さ | []m 以下 |
| カ 床 | [] |
| キ 壁構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (4) 付属機器 | [防臭装置、床洗浄装置ほか必要な装置一式] |
| (5) 特記事項 | |

ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。

イ ヤード床面は、パワーショベルとホイールローダー等の重機による摩耗を考慮し、耐摩耗性に優れた仕上げとすること。

ウ 自然光を極力採り入れること。

エ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。

オ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。

カ 床面には1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。

キ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とす

る。

2) 植木剪定枝ストックヤード

- | | |
|----------|--|
| (1) 形式 | [] |
| (2) 数量 | 1 式 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 面積 | [140] m ² 以上 |
| イ 処理体積 | バラ [24.30] m ³ /日 |
| | 袋入り [37.77] m ³ /日 |
| ウ 貯留日数 | バラ 2 日以上 |
| | 袋入り 5 日以上 |
| エ 寸法 | 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m |
| オ 積上げ高さ | []m 以下 |
| カ 床 | [] |
| キ 壁構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (4) 付属機器 | [床洗浄装置ほか必要な装置一式] |
| (5) 特記事項 | |
| ア | 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、飛散しないよう構造上の配慮をすること。 |
| イ | 植木剪定枝ストックヤードは分画としない計画とすること。 |
| ウ | ヤード床面は、パワーショベルとホイールローダー等の重機による摩耗を考慮し、耐摩耗性に優れた仕上げとすること。 |
| エ | ヤード高さについては、ユンボ付きアームロール車の稼働高さを踏まえて、十分な高さを設けること。 |
| オ | 自然光を極力採り入れること。 |
| カ | 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。 |
| キ | 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。 |
| ク | 床面には 1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。 |
| ケ | ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。 |

3) 白トレイストックヤード

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 形式 | [屋内式] |
| (2) 数量 | 1 式 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 面積 | [8] m ² 以上 |
| イ 処理体積 | [1.05] m ³ /日 |
| ウ 貯留日数 | 14 日以上 |
| エ 寸法 | 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m |

- オ 積上げ高さ []m 以下
- カ 床 []
- キ 壁構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 付属機器 [床洗浄装置ほか必要な装置一式]
- (5) 特記事項
- ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。
- イ 白トレイの受入、保管、搬出時において、飛散防止対策をすること。
- ウ 自然光を極力採り入れること。
- エ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- オ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
- カ 床面には 1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- キ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。

4) 蛍光管・電球等・乾電池ストックヤード

- (1) 形式 [屋内式]
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 容量 ケミカルドラム缶（200L）10 缶程度
- イ 貯留日数 31 日以上
- ウ 寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
- エ 面積 []m²
- カ 床 []
- キ 壁構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 付属機器 [床洗浄装置ほか必要な装置一式]
- (5) 特記事項
- ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。
- イ 自然光を極力採り入れること。
- ウ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- エ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
- オ 床面には 1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- カ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。ヤードか

らの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。

5) 廃食油ストックヤード

- | | |
|----------|---|
| (1) 形式 | [屋内式] |
| (2) 数量 | 1 式 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 容量 | ケミカルドラム缶 (200L) 4 缶程度 |
| イ 貯留日数 | 31 日以上 |
| ウ 寸法 | 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m |
| エ 面積 | []m ² |
| カ 床 | [] |
| キ 壁構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (4) 付属機器 | [床洗浄装置ほか必要な装置一式] |
| (5) 特記事項 | |
| ア | 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。 |
| イ | 自然光を極力採り入れること。 |
| ウ | 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。 |
| エ | 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。 |
| オ | 床面には 1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。 |
| カ | ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること (他のヤードと併用可)。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。 |

6) 資源物ストックヤード

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 形式 | [屋内式] |
| (2) 数量 | 1 式 |
| (3) 主要項目 | |
| ア 面積 | [62] m ² 以上 |
| イ 処理体積 | |
| | 紙パック [0.09] m ³ /日 |
| | 新聞 [0.37] m ³ /日 |
| | 雑誌 [0.48] m ³ /日 |
| | ミックスペーパー [8.27] m ³ /日 |
| | ダンボール [4.02] m ³ /日 |
| | 古布 [0.74] m ³ /日 |
| ウ 貯留日数 | [5] 日以上 |

- エ 寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
 オ 積上げ高さ []m以下
 カ 床・壁構造 鉄筋コンクリート造 耐摩耗仕様
 (4) 付属機器 [床洗浄装置ほか必要な装置一式]
 (5) 特記事項
 ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、雨風によって濡れたり飛散しないよう、構造上の配慮をすること。
 イ 紙パック、新聞、雑誌、ミックスペーパー、ダンボール、古布を個別に受入し、カゴなどで保管できるようにすること。
 ウ 自然光を極力採り入れること。
 エ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
 オ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
 カ 床面には1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
 キ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること(他のヤードと併用可)。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。

7) ペットボトルストックヤード

- (1) 形式 []
 (2) 数量 1式
 (3) 主要項目
 ア 面積 [28] m²以上
 イ 処理体積 [10.29] m³/日
 ウ 貯留日数 5日以上
 エ 寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
 オ 積上げ高さ [4]m以下
 カ 床 []
 キ 壁構造 鉄筋コンクリート造
 (4) 付属機器 [防臭装置、床洗浄装置ほか必要な装置一式]
 (5) 特記事項
 ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、飛散しないよう構造上の配慮をすること。
 イ ヤード床面は、パワーショベルとホイールローダー等の重機による摩耗を考慮し、耐摩耗性に優れた仕上げとすること。
 ウ 自然光を極力採り入れること。
 エ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
 オ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。

カ 床面には1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。

キ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。

8) びん類ストックヤード

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 面積 [68] m²以上
 - イ ヤード容積算定単位体積重量 [] t/m³
 - ウ 貯留日数 [] 日以上 (15t 分)
 - エ 寸法 幅[] m×奥行[] m×高さ[] m
 - オ 積上げ高さ [] m 以下
 - カ 床 []
 - キ 壁構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 付属機器 [床洗浄装置ほか必要な装置一式]

(5) 特記事項

- ア 腰壁構造とする。また、ヤード内貯留物は、飛散しないよう構造上の配慮をすること。
- イ ガラスびんを白、茶色、その他の色で色分け(3分割)して保管できるようにすること。
- ウ ヤード床面は、パワーショベルとホイールローダー等の重機による摩耗を考慮し、耐摩耗性に優れた仕上げとすること。
- エ 自然光を極力採り入れること。
- オ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- カ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
- キ 床面には1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- ク ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。

9) その他資源物スペース

- (1) 形式 [屋内式]
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 面積 [24] m²以上
 - イ 寸法 幅[] m×奥行[] m×高さ[] m
 - ウ 床 []
 - エ 壁構造 鉄筋コンクリート造

(4) 付属機器

[防臭装置、床洗浄装置ほか必要な装置一式]

(5) 特記事項

- ア 主に持ち込みによる少量の金属類や小型電気製品等を一時的に保管できるスペースとする。また、搬出時において、飛散防止対策をすること。
- イ 本スペースは、一時的な不法投棄物及び動物の受入等も兼ねることが想定されるため、受入・貯留スペースを確保すること。
- ウ 自然光を極力採り入れること。
- エ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- オ 床面には耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの積み下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
- カ 床面には1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- キ ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること（他のヤードと併用可）。ヤードからの排水については、集水後、必要あれば排水処理設備で処理を行い、下水道放流とする。
- ク その他資源物スペースは、直接搬入車等の受入等も想定し、管理棟に併設するよう配置計画を立案すること。

第2-4章 仮設施設（必要に応じて）

工事期間中の管理棟機能（事務所・職員の待機場所等）については、葉山町福祉文化会館（葉山町堀内 2220 番地）に移設するものとする。ただし計量業務・場内整理業務・重機の運転業務等は移設せず、クリーンセンターに残るものとする。また、工事期間中の管理機能の移設に伴い、同期間における乗用車（事務所用）1台、2tパッカー車8台、軽ダンプ車2台の駐車機能についても、葉山町福祉文化会館へ移設するものとする。なおこれらの本移設作業については、クリーンセンターから葉山町福祉文化会館への移設作業は工事範囲外とし、葉山町福祉文化会館からクリーンセンターへの移設作業は工事範囲内とする。検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮設施設等については、極力建設しないこととし、以下の順番で検討すること。但し、仮設施設無しで新設施設が施工できない場合は、本要求水準書に記載の仮設施設の仕様を基に計画すること。

①ごみ処理の継続的な安定稼働と安全確保が行えることが可能な施設配置、施工順序を優先的に検討すること。検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮設施設等を建設せずに、新設施設が施工できる提案を優先すること。

②検討の結果、新設施設の施工が実施できないと判断された場合は、検定付計量機・サテライトセンター・各種ストックヤード・洗車場・作業スペースの仮設施設等によるごみ処理を考慮の上、施設配置、施工順序を提案すること。本工事期間中において、仮設サテライトセンター及び仮設各種ストックヤード等が必要な場合は建設し、使用後は撤去すること。

第1節 仮設サテライトセンター

1. 仮設計量機

- | | |
|--|---|
| 1) 形式 | [簡易設置型計量機（検定付き）] |
| 2) 数量 | [1]基 |
| 3) 主要項目 | |
| (1) 最大秤量 | []ton |
| (2) 最小目盛 | 10kg |
| (3) 積載台寸法 | []m×幅[]m |
| (4) 表示方式 | [デジタル表示] |
| (5) 操作方式 | [] |
| (6) 印字方式 | [] |
| (7) 印字項目 | [総重量、車空重量、種別（地域別）、重量、年月日、時刻、車両通し番号、その他必要項目] |
| (8) 電源 | []V |
| 4) 付属機器 | [] |
| 5) 特記事項 | |
| (1) 計量は登録された車両（主に直営車両）が1回、その他の車両は2回計量を基本とする。 | |
| (2) 4tパッカー車の最大寸法に対応可能なものとする。 | |
| (3) 仮設計量機は工事の進捗に合わせて適所に設置できる計画とすること。 | |

2. 仮設貯留搬出設備

仮設計量機で計量した車両から直接ダンプングにてコンテナに積み替えし、貯留、場外に搬出を行う設備である。

- 1) 形式 [コンテナ貯留方式]
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - (1) コンテナサイズ 5,000mmL×2,300mmW×1,800mmH (内寸)
 - (2) コンテナ台数 2 個以上
 - (3) 建屋寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
 - (4) 壁構造 []
- 4) 付属機器 [防臭装置、床洗浄装置ほか必要な装置一式]
- 5) 特記事項
 - (1) 事業実施区域内の高低差を有効活用したコンテナへの積み替えを計画すること。
 - (2) ダンプングステージは基本オープン構造とすること。ただし、汚水処理量が多く見込まれる場合は、建築基準法の居室に該当しない構造により対策を講じること。
 - (3) ダンプングの際、ごみ汚水及びごみの飛散対策を検討すること。
 - (4) 施設停止後の安全対策上から、業務終了後、搬入出路の適所にチェーンを張る等により侵入防止を図るなどの対策を講じること。また、コンテナへのダンプングについては、手投入も考慮して安全対策を計画すること。
 - (5) コンテナの積み替えにあたって、重機によって可燃ごみを圧密する計画とし、作業性及び動線については十分考慮すること。
 - (6) 搬出車両が安全かつ容易に荷積み及び搬出ができ、単純な動線で荷積みができる面積を確保すること。
 - (7) 周辺環境に対する影響（臭気の拡散、騒音・振動、害虫等）を適切に管理・処理することができること。また、作業中及び作業終了後に、噴霧ポンプ等により消臭剤を散布できるように計画すること。
 - (8) 発生する汚水（可燃ごみ中の水分、洗浄水）及び雨天時に発生する汚水（可燃ごみに接触した雨水）については、集水後、関係法令に基づき、産業廃棄物等として適正処理するか、排水処理設備で適正処理を行い、公共用水域に放流または下水道放流とすること。また、下水道放流する場合は、雨水をつながない分流式下水道に放流できるよう屋根を設置する等の適切な措置をすること。なお、排水処理にかかる費用は建設事業者の負担とする。
 - (9) 設備点検、補修時においても、臭気の拡散を防止できる対策を講じること。
 - (10) 搬出するコンテナについては、受け入れ先の計量機で計量を行う予定である。

第2節 仮設各種ストックヤード

仮設各種ごみストックヤードは、新設する各種ストックヤードの内、プラスチックストックヤード、植木剪定枝ストックヤード、白トレイストックヤード、蛍光管・電球等・乾電池ストックヤード、廃食油ストックヤード、ペットボトルストックヤード、びん類ストックヤード（3区分）とする。なお、少量の資源物（紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、古布）の臨時持ち込みがあった際には、一時的に保管対応（他のストックヤードと併用可）できるようにすること。

1. 仮設計量機

「第2-4章 第1節 1. 仮設計量機」に準ずる。仮設サテライトセンターとの共用を可とする。

2. 仮設貯留施設

「第2-3章 第2節 受入貯留設備」に準ずる。仮設貯留施設運用中は簡易トイレを設置すること。

第3節 その他

1. 作業スペース

- 1) 形式 []
- 2) 数量 一式
- 3) 主要項目
 - (1) 面積 [24] m²以上
 - (2) 寸法 幅[]m×奥行[]m×高さ[]m
- 4) 特記事項
 - (1) 臨時持ち込みごみの分別スペース等とすること。
 - (2) 汚水が発生した場合は、集水後、関係法令に基づき、産業廃棄物等として適正処理するか、排水処理設備で適正処理を行い、公共用水域に放流または下水道放流とすること。また、下水道放流する場合は、雨水をつながない分流式下水道に放流できるよう屋根を設置する等の適切な措置をすること。なお、排水処理にかかる費用は建設事業者の負担とする。

2. 洗車場（洗車装置）

- 1) 形式 高圧洗浄装置（水道直結型）
- 2) 数量 [2]基
- 3) 同時洗車台数 [2]基
- 4) 対象車両 2 t パッカー車
- 5) 対象車両寸法 5, 220mmL×1, 850mmW×2, 240 mm H
- 6) 特記事項
 - (1) 洗車は同時2台以上が洗車可能なスペースとすること。
 - (2) 洗車排水は、集水後、関係法令に基づき、産業廃棄物等として適正処理するか、排水処理設備で適正処理を行い、公共用水域に放流または下水道放流とすること。また、下水道

放流する場合は、雨水をつながない分流式下水道に放流できるよう屋根を設置する等の適切な措置をすること。なお、排水処理にかかる費用は建設事業者の負担とする。

3. 駐車場

1) クリーンセンター	2 t パッカー車	4 台	(5, 220mmL×1, 850mmW×2, 240mmH)
	軽ダンプ車	5 台	(3, 390mmL×1, 470mmW×1, 800mmH)
	ホイールローダー	1 台	(5, 940mmL×2, 300mmW×3, 060mmH)
	パワーショベル	1 台	(5, 940mmL×2, 300mmW×3, 060mmH)
	パワーゲート車	1 台	(4, 590mmL×1, 690mmW×1, 890mmH)
	クレーン車	1 台	(5, 130mmL×1, 900mmW×2, 560mmH)

なお、ホイールローダーとパワーショベルについては、オープンスペースとして他のスペースと併用可とする。

2) 福祉文化会館（機能移設）	乗用車（事務所用）	1 台	(3, 390mmL×1, 470mmW×1, 890mmH)
	2 t パッカー車	8 台	(5, 220mmL×1, 850mmW×2, 240mmH)
	軽ダンプ車	2 台	(3, 390mmL×1, 470mmW×1, 800mmH)

第3章 土木建築工事仕様

第1節 計画基本事項

本章で記載している内容については、基本的事項を定めるものであり、実施設計及び施工に際しては、本町の意図を反映させ、機能性、経済性の高い合理的計画とすること。

1. 計画概要

1) 工事範囲

本工事範囲は下記工事一式とする。

- | | |
|--|----|
| (1) 本施設建設 | 一式 |
| (2) その他関連施設（車庫（洗車機能付き）、休憩室、倉庫等）建設 | 一式 |
| (3) 仮設施設の建設・解体・撤去 | 一式 |
| (4) 敷地造成 | 一式 |
| (5) 構内道路整備 | 一式 |
| (6) 駐車場整備 | 一式 |
| (7) 構内排水整備 | 一式 |
| (8) 植栽・芝張整備 | 一式 |
| (9) 門、囲障設置 | 一式 |
| (10) 構内照明設置 | 一式 |
| (11) 構内サイン設置 | 一式 |
| (12) 地中障害撤去(確認された場合で、本町と協議のうえ撤去となった場合) | 一式 |
| (13) 葉山町クリーンセンターの解体・撤去及び仮設工事（第4章で詳述） | 一式 |
| (14) その他関連して必要な工事 | 一式 |

2) 建設予定地

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286 番地

2. 特記事項

1) 災害対策

- (1) 建築物の耐震性能を十分に確保することで、災害時の確実な施設機能の維持を図ること。

2) 周辺地域への配慮

- (1) 本施設は周辺景観と調和を図った圧迫感のない形状や色彩に配慮した外観デザインとすること。

3. 施設配置計画

1) 土地利用計画

(1) 施設配置計画

全体配置計画の策定においては、立地条件や周辺道路からのアクセスを踏まえ、それぞれの建物が互いに連携して効率的に機能し、建築物、外構施設、周辺環境との調和が図れるように十分配慮した計画を行うこと。事業実施区域に建設する施設は下表の整備方針に基づき計画すること。

表 3-1 施設配置における整備方針

施設名称		整備方針
1	工場棟	<ul style="list-style-type: none"> 工場棟には、施設の運営に必要な機械設備を設けること。 工場棟に係る車両の動線に留意した配置計画とすること。
2	管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 管理棟には、施設の運営に必要な従業者のための諸室等を設けること。 管理棟には、搬入出車両の計量・受入業務等を行える諸室を設けること。 ごみの搬入車が特定の時期・期間に集中することを想定し、導入道路から計量機までの間及び計量機から各受入施設までの間の車両待機スペースやバイパス路の確保に配慮した計画とすること。
3	車庫（洗車機能付き）	<ul style="list-style-type: none"> 搬入車両等が洗車を行える洗車機能及び待機スペースを確保すること。 管理諸室からの来場者の視線に配慮すること。 工場棟と合築することも可能とする。
4	休憩室（敷地内）	<ul style="list-style-type: none"> 15人の椅子を並べられる広さとする。
5	倉庫（敷地内）	<ul style="list-style-type: none"> 工具、タイヤ等を置ける広さとする。

(2) 造成計画

①測量図の内容を十分に踏まえて設計・建設を進めること。

2) 動線計画

(1) 車両動線計画

① 本施設で必要とされる主な車両の分類を下記3種に整理する。各種車両の仕様については「第1章 第2節 2. 1) 搬入出車両」に記載の通りである。

イ 搬入車両（生ごみ収集車、可燃ごみ収集車、資源物収集車、直接搬入車、薬剤等搬入車両等）

ロ 搬出車両（堆肥搬出車、可燃ごみ搬出車、資源物搬出車等）

ハ メンテナンス車両（作業車等）

② 構内道路の幅員は、原則として対面通行 8m（2車線）、片側通行 6m以上確保すること

と。

(2) 構内道路計画

- ① 構内道路は原則として一方通行とすること。
- ② 歩行者の安全を確保するため、搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両動線と歩行者動線は明確に分離した計画とすること。

第2節 建築工事

本要求水準書に記載のなき事項については、最新版の「公共建築工事共通標準仕様書（国土交通大臣官房、官庁営繕部監修）」及び「神奈川県土木工事共通仕様書」等の関係仕様・規格、監督官庁指導によること。

1. 設計方針

- (1) 建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適・安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- (2) 各施設の配置は「第3章 第1節 3. 施設配置計画」に基づき、車両動線、歩行者動線、経済性、安全性、美観、維持管理の容易性を考慮して計画とすること。
- (3) 各施設の計画にあたっては、従業者の作業効率を考慮し、明快で安全性の高い計画とすること。
- (4) ユニバーサルデザインの原則に基づいた設計を行い、バリアフリー性能を確保した利便性の高い施設整備を行うこと。
- (5) 各施設及び各室の用途、空間に応じた最適な環境整備や LED 照明等を用いるなど省エネルギー化を図り、環境負荷低減に配慮すること。
- (6) 景観に配慮した施設形状・外観とし、都市計画決定区域全体で調和のとれたデザインとすること。
- (7) 法規・基準・規則は関係法令等を遵守すること。
 - ① 日本建築学会規定
 - ② 国土交通大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書
 - ③ 神奈川県共通仕様書
 - ⑤ 神奈川県建築基準条例・神奈川県建築基準法施行細則
 - ⑥ 葉山町まちづくり条例・葉山町まちづくり条例施行細則
 - ⑦ その他関連法令等

2. 各施設計画

1) 工場棟計画

(1) 整備基本方針

- ① 生ごみ堆肥化施設の機器を収容する各室は処理フローの流れに沿って効率的に計画すること。
- ② 従業者の日常点検作業の動線、補修、整備を行える作業スペースを確保すること。
- ③ 各種機械設備及び各設備の操作室、従業者の更衣・休憩等の諸室、その他必要な諸室

は機能に応じて明確にゾーニングされた有効な配置とし、安全で快適な空間整備に配慮すること。

- ④ 屋外に設置される鉄骨は原則溶融亜鉛めっき仕上げとすること。
- ⑤ 外壁及び屋根の結露防止、断熱性、遮熱性の確保に配慮すること。特に、夏季の従業者の熱中症等の防止に配慮し、外壁及び屋根の仕様を選定すること。
- ⑥ 鳥類の進入対策を講ずること。
- ⑦ ストックヤード付近には、消火器、便所（土足で入れるトイレ（大便器：1基（男女兼用）、小便器2基）を設置すること。

(2) 諸室計画

運転管理上必要と考えられる位置に工作室、作業室、作業員控室、倉庫、休憩室等を整備すること。

2) 管理棟計画

(1) 整備基本方針

- ① 管理棟へは、駐車場からのアプローチに配慮した計画とし、バリアフリー法等を参考にスロープや手摺等を設置し、施設利用者の利便性に配慮した計画とすること。
- ② エントランス前に車寄せスペースを設けること。また、庇を設け、雨天時の車両の乗降にも配慮すること。
- ③ 建築機械設備及び建築電気設備は、原則として建屋内に収容するものとし、騒音、振動、発熱等に配慮した計画とすること。
- ④ 2階以降へのアクセスは階段とし、障害者等は昇降機を利用するものとする。
- ⑤ クリーンセンター出入口、事務所受付において、安全上又は防犯監視上有効と考えられる位置に監視カメラを設置すること。
- ⑥ 携帯電話の電波を確実に受信できるようにすること。

(2) 諸室計画

管理棟には下記の仕様より、諸室を整備すること。

① 職員事務室

設置室数	1 室				
用途	・ 職員が執務を行う室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	6 人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階に配置する。 ・ 玄関に面して来館者等の受付窓口を設けること。設けられない場合は、見学者の受付を行うためのインターホンなどを設けるなどの対策を講ずること。 ・ 搬入出車両の計量・受入業務を行える諸室を設けること。 ・ 隣接した応接室を設けること。 ・ フリーアクセスフロアとすること。 ・ LAN を使用できる仕様とすること。 ・ 空調設備を設置すること。 ・ シンクを設置し、給水及び給湯が可能な仕様とすること。 ・ 冷蔵庫置場を設置すること。 				
什器備品等	事務机	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長用1台(140cmW×70cmD×70cmH) ・ 所員用5台(120cmW×70cmD×70cmH) 			
	事務椅子	・ 6 脚(仕様は提案による。)			
	縦3段キャビネット	・ 6 台(39cmW×62cmD×102cmH)			
	棚	・ 6 台(88cmW×50cmD×88cmH)			
	棚(鍵付き)	・ 6 台(93cmW×50cmD×215cmH)			
	ホワイトボード	・ 2 台(仕様は提案による。)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			
	冷蔵庫(冷凍付)	・ 本町の要求する仕様で1台設けること。			

② 応接室

設置室数	1 室				
用途	・ 職員が執務で来客と対応する室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員等	6 人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリーアクセスフロアとすること。 ・ LAN を使用できる仕様とすること。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	机	・ 台数は提案による。(150cmW×75cmD×70cmH)			
	椅子	・ 台数、仕様共に提案による。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

③ 大会議室（60名：パーティションで3分割可能なこと）

設置室数	1室				
用途	・ 職員の会議等に利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員等	60人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーティションで3分割可能なこと。 ・ 天井の高さは一般の居室より高く計画すること。 ・ 外部に面して開口部を設け、積極的に自然光を取り入れられるよう計画すること。 ・ 無柱空間とすること。 ・ プロジェクター等の使用を考慮した仕様(遮光性等)とすること。 ・ フリーアクセスフロアとすること。 ・ LANを使用できる仕様とすること。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	長机(折畳式)	・ 台数は提案による。(180cmW×75cmD×70cmH)			
	椅子	・ 80脚(仕様は提案による。)			
	テレビ	・ 台数、仕様共に提案による。			
	プロジェクタースクリーン	・ 台数は提案による。(ロール式設置型)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

④ 小会議室

設置室数	1室				
用途	・ 職員が執務を行う室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	4人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上に配置する。 ・ フリーアクセスフロアとすること。 ・ LANを使用できる仕様とすること。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	長机(折畳式)	・ 台数は提案による。(180cmW×48cmD×70cmH)			
	椅子	・ 台数、仕様共に提案による。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑤ ロッカー室（男性）

設置室数	1室				
用途	・ 職員の更衣室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	50人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上に配置する。 ・ 室内には、ロッカーを設置すること。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	2連ロッカー	・ 29台(60cmW×51cmD×178cmH)			
	1連ロッカー	・ 21台(30cmW×51cmD×178cmH)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑥ ロッカー室（女性）

設置室数	1 室				
用途	・ 職員の更衣室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	10 人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階以上に配置する。 ・ 室内には、ロッカーを設置すること。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	1 連ロッカー	・ 10 台 (30cmW×51cmD×178cmH)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑦ 休憩室

設置室数	1 室				
用途	・ 職員の休憩室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	39 人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階以上に配置する。 ・ 空調設備を設置すること。 				
什器備品等	長机（折畳式）	・ 台数は提案による。(180cmW×48cmD×70cmH)			
	椅子	・ 39 脚 (仕様は提案による。)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑧ 給湯室

設置室数	1 室				
用途	来館者対応時に給湯等に利用する。				
規模	床面積	—	利用対象及び 人数	職員	—
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階以上に1室配置する。 ・ シンクを設置し、給水及び給湯が可能な仕様とすること。 ・ 電気調理器を設置すること。 ・ 冷蔵庫置場を設置すること。 ・ 棚を設けること。 				
什器備品等	ミニキッチン	・ 本町の要求する仕様で 1 台設けること。			
	冷蔵庫（冷凍付）	・ 本町の要求する仕様で 1 台設けること。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑨ 倉庫

設置室数	1 室				
用途	・ 備品を保管する室として利用する。				
規模	床面積	16m ² 以上	利用対象及び 人数	職員	—
諸室仕様	・ 被覆、靴等の予備の収納、清掃用具等の収納を予定しているため必要な什器備品は具備すること。				
什器備品等	棚	・ 台数は提案による。(88cmW×50cmD×88cmH)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑩ 書庫

設置室数	1 室				
用途	・ 町所有の書類等を収蔵する室として利用する。				
規模	床面積	16m ² 以上	利用対象及び 人数	職員	—
諸室仕様	・ 書架を設置すること。				
什器備品等	棚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 125 箱分の可動式書棚を設置すること。 箱(高さ 27cm×横 35cm×奥行 40cm)が 25 個入る可動式書棚×5 架 ・ その他書棚を設置すること。 高さ 180cm×横 90cm×奥行 40cm×1 架 			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑪ 風呂・シャワー室（男性：4 人用風呂、シャワー4 台、同時使用有）

設置室数	1 室				
用途	・ 職員の風呂、シャワー室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	—
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階以上に配置する。 ・ 脱衣所、風呂、シャワーを設置すること。 ・ 風呂、シャワーは同時使用を考慮すること。 				
什器備品等	風呂	・ 本町の要求する仕様で 4 人用を設けること。			
	シャワー	・ 本町の要求する仕様で 4 台設けること。			
	風呂場ロッカー	・ 台数、仕様共に提案による。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑫ 風呂・シャワー室（女性：シャワー2台、同時使用有）

設置室数	1室				
用途	・ 職員のシャワー室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	2
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上に配置する。 ・ 脱衣所、シャワーを設置すること。 ・ シャワーは同時使用を考慮すること。 				
什器備品等	シャワー	・ 本町の要求する仕様で2台設けること。			
	風呂場ロッカー	・ 台数、仕様共に提案による。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑬ 乾燥室

設置室数	1室				
用途	・ 職員の洗濯室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	-
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機、乾燥機を設置すること。 ・ 物干しスペースを確保すること。 ・ 屋外から直接アクセスできること。 ・ 什器備品等とは別に雨具等を乾燥させる設備を設けること。 				
什器備品等	洗濯機	・ 6台(仕様は提案による。)			
	乾燥機	・ 6台(仕様は提案による。)			
	物干し	・ 台数、仕様共に提案による。			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			

⑭ 便所

- イ 1階は、男性用大便器1基・小便器1基、女性用兼バリアフリースイートイレ1基とする。
- ロ 2階は、職員の人数を考慮し男性用・女性用便所を設置すること。
- ハ バリアフリースイートイレは、1階にのみの設置でもよい。
- ニ トイレは、温水洗浄付きとすること。

⑮ その他

- イ 2階以降へのアクセスは階段とし、障害者等は昇降機を利用するものとする。
- ロ 携帯電話の電波を確実に受信できるようにすること。

(3) 車庫（洗車機能付き）

事業実施区域内に駐車場とは別に車庫（洗車機能付き）を設置すること。

- 形式 : 屋内式
- 駐車台数 : [2]台
- 対象車両 : 2tパッカー車
- 対象車両寸法 : 5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH
- 構造 : []

特記事項

- イ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。
- ロ 洗車は同時2台以上が洗車可能なスペースとすること。
- ハ 洗車機は2基とし、形式は高圧洗浄装置（水道直結型）とする。
- ニ 洗車排水は、集水後、雨水をつながない分流式下水道へ放流すること。その際、必要に応じて排水処理を行うこと。下水道接続に必要な、屋根を設置する等の適切な措置をすること。

(4) 休憩室（敷地内）

① 休憩室

設置室数	1室				
用途	・ 職員の休憩室として利用する。				
規模	床面積	提案による	利用対象及び 人数	職員	15人
諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備を設置すること。 ・ 敷地内の適所に設置すること。 ・ シンクを設置し、給水及び給湯が可能な仕様とすること。 ・ 冷蔵庫置場を設置すること。 				
什器備品等	椅子	・ 15脚(仕様は提案による。)			
	カーテン・ブラインド	・ 仕様は提案による。			
	冷蔵庫（冷凍付）	・ 本町の要求する仕様で1台設けること。			

② 便所

- イ 便所（大便器：1基（男女兼用）、小便器：2基）を設置すること。
- ロ トイレは、温水洗浄付きとすること。

(5) 倉庫（敷地内）

① 倉庫

設置室数	1室				
用途	・ 工具、タイヤを保管する。				
規模	床面積	32m ² 以上	利用対象及び 人数	職員	—
諸室仕様	・ 12m ² 程度の工具、タイヤ置き場、20m ² 程度のステーションボックスの収納スペースを確保すること。				

3. 構造計画

1) 基本方針

- (1) 建築物は上部・下部構造とも十分な強度及び剛性を有する構造とすること。
- (2) 振動を伴う機械は十分な防振対策を行うこと。また、必要に応じてエキスパンションジョイントにて躯体を分離すること。
- (3) 地震対策について、本施設は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に準拠するものとし、地震力に対し構造耐力上安全であり、大地震発生時に対して十分な耐力的余裕を確保すること。

表 3-2 耐震安全性の分類

	安全性の分類	耐震化の割り増し係数
構造体	Ⅱ類	1.25
非構造部材	A類	—
建築設備	甲類	—

2) 構造計算

- (1) 構造計算は「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して官庁施設として必要な性能の確保を図ること。新耐震設計の趣旨を十分に生かした設計とすること。
- (2) 構造計算にあたっては、構造種別に応じ、関係法規、計算規準によって計算を行うこと。
- (3) プラント機器の据付用アンカーボルトの設計は、「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して行うこと。また、引き抜きが発生しやすいプラント機器のアンカーボルトは埋込式を原則とし、その他工法による場合は、本町と協議の上、決定すること。

3) 基礎構造

- (1) 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じさせない基礎計画とすること。
- (2) 杭の工法については、荷重条件、地質条件を考慮し、地震時及び風圧時の水平力を十分考慮して選定すること。なお、「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して、杭の保有水平耐力を算出して安全性を確認すること。
- (3) 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- (4) 残土は原則として事業実施区域内で有効利用を図るものとするが、それでも残土が発生する場合は、本町と協議のうえ建設事業者が事業実施区域域外へ搬出し、適切に処分すること。

4) 一般構造

(1) 屋根

- ① 屋根は軽量化に努めるとともに、風圧や機器荷重に対し十分な強度を有するものとする。また、気密性を確保し臭気の漏れない構造とすること。
- ② 工場棟の屋根は、自然光を積極的に取り入れるなど採光に配慮し、換気装置を設けるものとし、雨仕舞、耐久性、結露防止に配慮すること。夏季に内部が高温になりすぎないように遮熱性能に配慮すること。
- ③ エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
- ④ 防水は耐久性、耐候性を有するものとする。

(2) 外壁

- ① 構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とすること。
- ② 生ごみ資源化処理施設の外壁は気密性を確保し臭気の漏れない構造とすること。
- ③ 耐震壁、筋交いを有効にかつバランス良く配置するものとし、機能性及び意匠性を損なわないよう配慮すること。

(3) 内壁

- ① 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙）を満足するものとする。

(4) 床

- ① 機械室の床は必要に応じ、清掃・水洗などを考慮した構造とすること。
- ② 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、又は小梁を有効に配置するなど配慮して構造強度を確保するとともに、剛性を確保して振動に配慮すること。
- ③ フリーアクセスフロアは、用途や機能に応じて強度や高さを設定すること。なお、床下は防じん塗装以上の仕上げとすること。
- ④ 屋内床は防滑防じん流し展べ仕上げ（低変色対応）とすること。

(5) 建具

- ① 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨に耐えられる耐久性・気密性を確保すること。
- ② ガラスは、管理上、機能上、意匠上などの条件を考慮して選定すること。
- ③ 建具（扉）のうち、特に防臭、防音を要求されるものについてはエアタイト型とし、防音扉においては、内部吸音材充填とし、締付けハンドルなどは遮音性能を十分発揮できるものを選定すること。
- ④ 建具（扉）のうち、一般連絡用扉にはストップ付ドアチェック（防火戸は除外）、シリンダー本締錠を原則とする。なお、マスターキーシステムとし、詳細は本町と協議の上決定すること。機器搬入用扉は開放時に使用する煽り止めを取り付けること。
- ⑤ 機材の搬入出に用いる扉は、搬入出が想定される機材の最大寸法を考慮して形状及び大きさを設定すること。

- ⑥ 建具（扉）のうち、ドアは原則としてフラッシュ扉とすること。
- ⑦ 建具（扉）のうち、シャッター及びオーバースライダーは耐食性のある材料とし、必要に応じ電動式とすること。
- ⑧ 網戸を設けること。
- ⑨ 建具（扉）には、必要に応じて室名札などで室名表示を行うこと。

4. 仕上げ計画

仕上げ計画においては、断熱、防露に使用する材料は、室内外の環境条件を考慮し最適な材料及び最適な工法を選定すること。

1) 外部仕上げ（外部仕上げ表参照）

- (1) 立地条件・周辺環境に配慮した仕上げ計画とし、清潔感のあるものとする。
- (2) 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が高く、優れたものを選定すること。

外部仕上げ表（参考）

対象施設	構造	外壁	天井・屋根
生ごみ資源化処理施設	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	複層仕上塗材、ALCパネル張複層仕上塗材、金属サイディング	アスファルト防水又は折板葺、長尺鉄板瓦棒葺
サテライトセンター	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	複層仕上塗材、ALCパネル張複層仕上塗材、金属サイディング	アスファルト防水又は折板葺、長尺鉄板瓦棒葺
管理棟	鉄筋コンクリート造	複層仕上塗材、ALCパネル張複層仕上塗材	アスファルト防水又は折板葺、長尺鉄板瓦棒葺
各種ストックヤード	鉄筋コンクリート造（腰壁まで）、鉄骨造	金属サイディング	アスファルト防水又は折板葺、長尺鉄板瓦棒葺

外部仕上げ表は上記を標準の位置づけとし、建設事業者にて提案すること。

2) 内部仕上げ（内部仕上げ表参照）

- (1) 各部屋の機能、用途に応じて必要な仕上げを行うこと。
- (2) 薬剤、油脂の取り扱い、水洗などそれぞれの作業に応じて必要な仕上げ計画を採用し、温度、湿度など環境の状況も十分考慮すること。また、床水洗する場所、水の垂れる部屋、粉じんのある部屋の床は、防水施工とすること。
- (3) 降雨時に滑りにくいよう防滑性に優れた床材を選定すること。
- (4) 内壁は、不燃材料、防音材料等それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等も考慮して選定すること。
- (5) 建材はVOCを含有していないものを使用すること。
- (6) 居室に使用する建材はホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆以上とすること。

内部仕上げ表（参考）（1/2）

No.	室名	床	巾木	壁	天井
1	玄関・ 玄関ホール	磁気質タイル・長 尺塩ビシート貼	磁気質タイル H=100・ビニル 巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版
2	職員事務室	フリーアクセスフ ロア下地タイルカ ーペット	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版
3	応接室	フリーアクセスフ ロア下地タイルカ ーペット	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版
4	大会議室	フリーアクセスフ ロア下地タイルカ ーペット	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版
5	小会議室	フリーアクセスフ ロア下地タイルカ ーペット	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版
6	ロッカー室 (男・女)	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	ビニールク ロス貼	化粧石 膏ボー ド貼
7	休憩室	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	ビニールク ロス貼	化粧石 膏ボー ド貼
8	給湯室	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	耐水石膏ボ ード・耐水ク ロス	化粧石 膏ボー ド貼

内部仕上げ表（参考）（2/2）

No.	室名	床	巾木	壁	天井
9	倉庫	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	化粧石 膏ボー ド貼
10	書庫	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	化粧石 膏ボー ド貼
11	脱衣所 (男女)	長尺塩ビシート貼	EP 塗装	EP 塗装	バスリ ブ（断

					熱材裏打ち)
12	シャワー室 (男女)	磁器タイル	磁器タイル	磁器タイル	バスリ ブ(断 熱材裏 打ち)
13	風呂(男女)	磁器タイル	磁器タイル	磁器タイル	塩ビ製 浴室天 井板
14	乾燥室 (洗濯室)	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	ビニールク ロス貼	化粧石 膏ボー ド
15	便所	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	耐水石膏ボ ード・耐水ク ロス	化粧石 膏ボード
16	休憩室 (敷地内)	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	PB下地＋ ビニールク ロス貼	化粧岩 綿吸音 板貼
17	倉庫 (敷地内)	長尺塩ビシート貼	ビニル巾木 H=60	石膏ボード・ ビニールク ロス貼	岩綿吸 音版

内部仕上げ表は上記を標準の位置づけとし、建設事業者にて提案すること。また運用上、必要と考えられる什器については(2)諸室計画をもとに建設事業者にて設置すること。

5. 建物内備品・什器

建物内備品・什器は「第2節 2. 2) (2) 諸室計画」を基本として、その他必要な備品は本町と協議すること。

第3節 土木工事及び外構工事

1. 土木工事

1) 造成工事

- (1) 「第1章 第1節 3. 全体計画」を参照し、適切に造成計画すること。
- (2) 工事はすべて、町の承諾を得て実施すること。

2) 山留・掘削

- (1) 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- (2) 残土は原則として事業実施区域内で有効利用を図るものとするが、それでも残土が発生する場合は、本町と協議のうえ建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処分すること。

2. 杭工事

工法については構造等の諸条件を満たすこと。

- 1) 杭打工法 []工法
- 2) 杭長 []m
- 3) 杭材質 []杭
- 4) 杭径 []m

3. 外構工事

外構施設については、必要機能の確保、敷地の地形・地質との整合、周辺環境との調和、積雪、施工及び維持管理の容易さ、経済性などに配慮した合理的な計画とすること。

1) 構内道路

- (1) 十分な強度と耐久性を持つ構造及び、効率的な動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識を設け、構内の交通安全を図ること。
- (2) 構内道路の設計は道路構造令、舗装設計便覧等によること。
 - ① 交通量 計画搬入車両台数 []台/日 []交通
 - ② 設計CBR CBR試験を実施すること
- (3) 舗装面積 []m²
- (4) 舗装仕様
 - ① 表層厚（アスファルト） []cm以上
 - ② 路盤厚（再生クラッシュラン 40～0） []cm以上
 - ③ 路床置換（再生クラッシュラン 40～0） []cm以上
- (5) 埋設配管は凍結深度に留意するとともに荷重による破損が生じないようにすること。

2) 駐車場工事

- (1) 計画する駐車場は下記の通りとする。なお、新設施設に必要な車庫（洗車機能付き）とは別に①と②を計画すること。

① 駐車場（常設）

- | | | | |
|-----------|-----|----|------------------------------|
| 乗用車（事務所用） | ・・・ | 1台 | (3,390mmL×1,470mmW×1,890mmH) |
| 2tパッカー車 | ・・・ | 4台 | (5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH) |

- 軽ダンプ車 . . . 5 台 (3,390mmL×1,470mmW×1,800mmH)
- パワーゲート車 . . . 1 台 (4,590mmL×1,690mmW×1,890mmH)
- クレーン車 . . . 1 台 (5,130mmL×1,900mmW×2,560mmH)

② 駐車場（オープンスペースとして他のスペースと併用可）

- 2tパッカー車 . . . 8 台 (5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH)
- 軽ダンプ車 . . . 2 台 (3,390mmL×1,470mmW×1,800mmH)
- ホイールローダー . . . 1 台 (5,940mmL×2,300mmW×3,060mmH)
- パワーショベル . . . 1 台 (6,910mmL×2,490mmW×2,860mmH)

③ 駐車場（工事期間中：常設）

- 2tパッカー車 . . . 4 台 (5,220mmL×1,850mmW×2,240mmH)
- 軽ダンプ車 . . . 5 台 (3,390mmL×1,470mmW×1,800mmH)
- パワーゲート車 . . . 1 台 (4,590mmL×1,690mmW×1,890mmH)
- クレーン車 . . . 1 台 (5,130mmL×1,900mmW×2,560mmH)

④ 駐車場（工事期間中：オープンスペースとして他のスペースと併用可）

- ホイールローダー . . . 1 台 (5,940mmL×2,300mmW×3,060mmH)
- パワーショベル . . . 1 台 (6,910mmL×2,490mmW×2,860mmH)

3) 構内排水工事

敷地内に適切な雨水排水設備を設け、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とし、既存集水桝に接続すること。具体的には、本町と協議しながら設計を行うこと。

4) 植栽・芝張工事

- (1) 緑化に際しては地域の植生を踏まえ、調達、維持管理の容易な、地域になじみのある樹種を選定し、地被類、低木、高木等バランスよく植栽を施し、周辺への良好な景観形成に寄与するよう配慮すること。
- (2) 既存樹木の保全及び調和に配慮した緑化計画とすること。
- (3) 植物の維持管理のため、必要に応じ散水栓を設置すること。
- (4) 樹種等については実施設計時に本町と協議の上決定すること。

5) 門・圍障工事

(1) 門柱

- ① 基数 []式
- ② 構造 []製
- ③ 仕上げ []
- ④ 幅高さ [] m×[] m
- ⑤ 付属品 []

(2) 門扉

- ① 材料 []

- ② 幅高さ [] m×[] m
- ③ 施設銘板 材質 [], 大きさ[mm× mm]
- ④ 特記事項

ア 容易に開閉できる仕様とすること。

(3) フェンス

- ① 材料 亜鉛めっき製
- ② 高さ 1.5m
- ③ 延長 [] m
- ④ 特記事項

ア 設置範囲は本町と協議による。

(4) 表札

- ①材料 []製 -
- ②幅高さ [] m×[] m

6) 構内照明工事

- (1) 構内照明は省エネ型（ハイブリッド外灯含む）とし、構内道路等、事業実施区域内の要所に設け、夜間の必要な照度を確保すること。
- (2) 構内照明は、ポール型照明を基本とし、自動点灯（自動点滅器、タイマー併用）とする。
- (3) 照明の設置に際しては、周辺への光害や夜間活動する鳥類の保全に配慮し、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること。
- (4) 点滅は、自動操作（自動点滅、タイマー併用）及び手動操作とする。
- (5) 常夜灯回路とその他の回路に分けて設け、個別操作ができるよう配慮すること。
- (6) 昆虫の誘引効果の低い波長や仕様とすること。

7) 構内サイン工事

- (1) 安全でわかりやすい動線を形成できるよう事業実施区域内に適切な箇所に誘導案内表示を設けること。
- (2) 事業実施区域入口となる門柱には施設名称を記した看板を設けること。
- (3) サインの表記、デザイン等は本町と協議して決定すること。

第4節 建築機械設備工事

1. 基本的事項

建築機械設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とすること。また、設備機器の清掃、点検、更新等の容易な、メンテナンス性に優れた計画とすること。また、凍結や結露等への対策を十分に考慮した計画とすること。

2. 空気調和設備工事

従業者が利用する居室を対象とすること。

- 1) 温度条件は次表に示すとおりとすること。

表 3-3 室内温度条件

	室内 乾球温度
夏季	28 °C
冬季	22 °C

- 2) 熱源

熱源は冷暖房ともに電気式とすること。

- 3) 空気調和設備

冷暖房対象室は建築設備リストを提出し、各形式の冷暖房負荷及び算出根拠を記載すること。

3. 換気設備工事

- 1) 工場棟及び管理棟の各居室について、換気計画とその算出根拠を記載すること。
- 2) 作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする部屋に応じた換気を行うこと。
- 3) 建物全体の換気バランスをとるとともに、位置及び構造を十分に考慮すること。
- 4) 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。
- 5) 換気設備の機器及び風道等は、工場棟の特殊性（腐食ガス）が想定される場合は、その特殊性を考慮して使用材料を選定すること。
- 6) 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレス又は塩ビコーティング鋼板製を使用すること。また、耐火区画の貫通部については、耐火性のダクト又はサヤ管式を採用すること。
- 7) 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定すること。
- 8) 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所に配慮すること。
- 9) 換気装置にフィルタを設ける場合、フィルタは低所で取り替え可能なものとし、消音チャンバと防鳥虫対策を行うこと。

4. 給排水設備工事

- 1) 給水量は、本町職員として提示した人数を参考に建設事業者にて提案すること。
- 2) 給水量は以下の条件から計算すること。
 - (1) 事務職員 []L/人・日 (6人)
 - (2) 清掃作業員等 []L/人・日 (39人)
- 3) 生活排水の処理においては、雨水をつながない分流式下水道放流とする。

5. 衛生設備工事

- 1) 男女別及びバリアフリートイレを適切に計画すること。利用者数に対して適正な便器数を計画し、算定根拠を記載すること。

表 3-4 便所設置箇所

設置箇所		設置する仕様
管理棟	1階	男性用大便器：1基、小便器1基 女性用兼バリアフリートイレ1基
	2階	男性用・女性用（職員の人数を考慮し提案によること。）
工場棟	従業者用便所	ストックヤード付近に土足で入れる男女兼用便所（大便器：1基、小便器1基） 休憩室（敷地内）に大便器：1基、小便器1基

- 2) 衛生設備の仕様は下記の通りとする。
 - (1) 便所の手洗いは自動水栓とすること。
 - (2) 洋式便所は温水洗浄便座とし、消音設備を設けること。
 - (3) バリアフリートイレ及び小便器は自動洗浄センサー付きとすること。
 - (4) シャワーの水栓はサーモスタット付き水栓（シャワー付き）とする。
 - (5) 便器は、節水型とすること。

6. 消火設備工事

消防署と協議のうえ、消防法規、条例などを遵守した消火設備を設けること。

7. 給湯設備工事

- 1) 給湯室、浴室、便所の手洗い他必要な箇所に給湯設備を設けること。
- 2) 給湯室の調理器は、電気式とすること。

8. 昇降設備工事

- 1) 上下階への移動は昇降機とすること。
- 2) 設置場所は、車いす・荷物等の昇降を想定し階段に設置し、折り畳み又は脱着可能な仕様とすること。

9. 配管工事

各設備の配管材質は下記を参考に選定すること。

表 3-5 配管材質（参考）

種別	区分	材 料 名	略 号	規 格
給水管	屋内埋設	内外面ライニング鋼管	SGP-VD	WSP-034
給水管	屋内一般	硬質塩化ビニールライニング鋼管 水道用硬質塩化ビニール管	SGP-VB HIVP	JWWA-K-116 JIS-K-6742
給水管	屋外	内外面ライニング鋼管 水道用硬質塩化ビニール管	SGP-VD HIVP	WSP-034 JIS-K-6742
給湯管（一般）	埋設 その他	耐熱性塩化ビニールライニング鋼管 耐熱塩化ビニール管 ステンレス鋼管	SGP-HVA HTVP SUS	JWWA-K-140
污水管	1階便所	硬質塩化ビニール管 排水用鋳鉄管	VP CIPメカニカル	JIS-K-6741 HASS-210
污水管	2階以上の便所	排水用鋳鉄管	CIPメカニカル	HASS-210
雑排水管及び通気管		硬質塩化ビニール管 亜鉛鍍金鋼管	VP SGP-W	JIS-K-6741 JIS-G-3452
屋外排水		硬質塩化ビニール管 遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）	VU HP	JIS-K-6741 JIS-A-5303
衛生器具との接続		排水用鉛管	LP	HASS-203
消火管	地中埋設	外面ライニング鋼管	SGP-VS	WSP041 (JISC-3452)
消火管	屋内一般	配管用炭素鋼管	SGP-W	JIS-G-3442

第5節 建築電気設備工事

1. 基本的事項

- 1) 建築電気設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とすること。
- 2) 設備機器の清掃、点検、更新等の容易な、メンテナンス性に優れた計画とすること。

2. 動力設備工事

建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備などの建築設備の動力負荷及び電灯分電盤に対する電源設備で、動力制御盤及び電灯分電盤の設置ならびに電気室主幹盤より動力制御盤及び電灯分電盤までの工事を行う。

3. 照明コンセント設備工事

- 1) 照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。各室の照度は、用途に応じ十分なものとし、機器の運転管理上特に必要な箇所には局部照明装置を設けること。
- 2) 一般照明及び非常用照明電灯、誘導灯ならびにコンセント設備の設置と、電灯分電盤からこれらの器具に至る工事を行うこと。
- 3) 照明設備は、原則、天井埋め込み型とし、一括のON・OFFが可能なものとすること。
- 4) 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿、防水、防じんタイプ、ガード付等を適宜選定して使用すること。
- 5) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して、設置すること。
- 6) 自然光を積極的に取り入れるとともに、LED照明器具、人感センサー等、長寿命で省エネルギー性能に優れた機器を採用すること。
- 7) 高天井の照明は、電球及び機器の更新等が容易にできるよう配慮すること。
- 8) 構内照明はポール型照明を基本とし、自動点灯（自動点滅器、タイマー併用）とする。
- 9) コンセントは利便性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨、防爆、防湿型とし、床洗浄を行う部屋については原則、床上80cm以上の位置に取り付ける。

4. その他電気設備工事

1) 自動火災報知設備工事

消防法に準拠し、自動火災報知設備を必要な箇所に設置する。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 受信盤 | []型[]級[]面 |
| (2) 感知器 | 種類[], 形式[] |
| (3) 配線及び機器取付工事 | 一式（消防法に基づき施工） |
| 受信盤設置場所 | 職員事務室、その他必要な箇所 |

2) 電話・通信設備工事

- (1) 光通信及び構内LANケーブルの設置に係る配管配線工事を行うこと。
- (2) 管理棟の諸室にはインターネット環境（無線LANを含む。）を整えること。

7) 機械警備設備工事

防犯上の機械警備設備の設置が可能とするため電気配管工事(空配管工事)を行うこと。

8) その他

必要に応じて予備配管を設けること。

第4章 解体・撤去及び仮設工事仕様

第1節 解体・撤去工事

1. 概要

本施設建設に伴い既存の焼却施設、不燃物処理施設、し尿処理施設及びストックヤード（以下「解体対象施設」という。）の解体を行うこと。

2. 解体・撤去施設概要

解体・撤去の工事対象設備は以下のとおり。

1) 焼却施設（休止中）

(1) 公称能力	40t/日（10t/8h×4 炉 2 系列）
(2) 方 式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
(3) 主体構造	鉄筋コンクリート造
(4) 面積	約 1,660 m ²
(5) 竣工年月	昭和 52 年 3 月
(6) 設計施工	東洋技研(株)（株荏原製作所）
(7) 改造工事	排ガス高度処理整備工事平成 15 年 3 月
(8) 改造工事施工	株OTTO

2) 不燃物処理施設

(1) 公称能力	破砕機（4～6t/h）、圧縮機（2.5 t/h）
(2) 方 式	破砕・選別処理
(3) 主体構造	鉄骨造
(4) 面積	約 190 m ²
(5) 竣工年月	昭和 53 年 3 月
(6) 設計施工	三井建設(株)横浜支店

3) し尿処理施設（休止中）

(1) 公称能力	32kl/日（32kl/8h）
(2) 方 式	多段式焼却方式（2 炉）
(3) 主体構造	鉄筋コンクリート造
(4) 面積	約 460 m ²
(5) 竣工年月	昭和 56 年 8 月
(6) 設計施工	大阪熱管理工業(株)

4) 容器包装プラスチックヤード

(1) 方 式	3 分割屋外式
(2) 主体構造	鉄筋コンクリート造
(3) 面 積	約 100 m ²

5) びん類ストックヤード

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 方 式 | 屋外式 |
| (2) 主体構造 | コンクリート床 |
| (3) 面 積 | 約 100 m ² |

6) 植木剪定枝置場

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 方 式 | 屋外式 |
| (2) 主体構造 | コンクリート床 |
| (3) 面 積 | 約 130 m ² |

7) 布団置場

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 方 式 | 屋内式 |
| (2) 主体構造 | 軽量鉄骨造波板 |
| (3) 面 積 | 約 60 m ² |

8) ペットボトル置場

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 方 式 | 屋外式 |
| (2) 主体構造 | コンクリート床 |
| (3) 面 積 | 約 60 m ² |

9) その他施設等

各ストックヤード、管理棟、受変電設備、給水設備、トラックスケール、地中障害物（し尿貯留槽、浄化槽、配管等）等

なお、廃止予定の微量 PCB 廃棄物（単層変圧器：1 基、定格容量：10KVA、製造者名：三菱電機、総重量：95 kg（油量 22L）、保管状況：容器で保管）については、本町の指示に従って、本町の指定する場所（事業敷地周辺を予定）へ適正に保管すること。

3. 解体工事内容

1) 解体工事範囲

「第 4 章 第 1 節 2.」に示す施設とする。

2) 解体・撤去物の処理

解体・撤去物は各法令に基づいて適切な処理処分を行う。なお、有価物の売却費が発生した場合はその金額を見積金額から控除したことがわかるように内訳書等を作成すること。（後に有価物の取得の証明ができるものを提出すること）

3) 残留物の除去処分

各設備、装置内の残留物等は安全に除去処分する。また、施設内に残留する消石灰、活性炭、砂、接触材、汚水、油等がある場合の処理処分も本工事に含む。

4) 残置物の撤去処分

施設内及び福祉文化会館から新設管理棟へ引っ越しする際に残置された什器備品類や事務用品等の撤去処分については、「第1章 第4節 2. 建設工事 4) 工事条件 (6) 建設廃棄物」及び「第4章 第5節 3. 廃棄物の保管方法及び処理処分方法」を参考に適正に処理すること。ただし、残置物の一部については、新設管理棟で使用するため、残置物の処理・処分に当たっては本町に確認をとること。なお、残置が想定される什器・什器備品類については、下表を参考とする。

廃棄備品等の想定 (参考)

種類	個数	種類	個数
応接テーブル	3	黒板	2
会議机	2	エアコン	5
袖無机	1	スポットエアコン	3
片袖机	12	テレビ	3
両袖机	4	冷蔵庫	10
長机	14	洗濯機	11
食堂机等	11	乾燥機	7
肘付回転椅子	17	除湿器	1
肘なし回転椅子	8	監視カメラ	4
安楽椅子	2	監視カメラ管理機	1
角椅子	4	レジスター	1
ソファ	4	計量器プリンター	1
パイプイス等	97	送風機	1
書庫	10	風管	1
保管庫	12	ブロー	1
ファイリングキャビネット	3	ポンプ	6
置台	2	無線用送受信機	1
ロッカー1連	3	掃除機	2
ロッカー2連	41	洗車機	1
ロッカー3連	9	高圧洗浄機	1
コインロッカー 縦4個2連	5	ベルタイマー (チャイム付き)	2
げた箱	6	縦型自動巻セット動噴	1
ホワイトボード	7	—	—

5) その他

解体工事範囲内にあるその他全ての機械・配管、電気・計装設備、雑設備等は解体撤去する。また、地中埋設の電線ケーブルの位置等が不明なため、それを踏まえて撤去等を行うこと。

第2節 ダイオキシン類のばく露防止対策等

1. 概要

本施設はごみ焼却施設及びし尿の焼却炉を有することから、工事に先立ち平成30年度に本町にてダイオキシン類の調査を行っている。

解体撤去工事にあたって、ダイオキシン類の調査結果を考慮し、工事施工計画書と合わせてダイオキシン類のばく露防止対策計画を作成し、本町の承諾を得て実施する。計画は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年4月25日付け 基発第401号2及び平成26年1月10日付け 基発0110第1号厚生労働省労働基準局長通知）」及びその別添の「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守して行うこと。

2. 周辺環境及び作業環境のダイオキシン類の濃度の測定

周辺環境及び土壌の測定位置は、表4-1のとおりとする。また、作業環境は、「解体工事マニュアル」及び「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等 汚染防止対策要綱」に基づき決定する。

なお、産業廃棄物等の処理に必要な事前把握については、必要な分析項目、分析箇所、分析方法を明らかにし、本町に提示すること。

表 4-1 測定時期及び測定箇所（ごみ処理施設、し尿処理施設別）

時期	ダイオキシン類濃度等の測定項目	サンプリング箇所	回数
解体前	周辺環境（事業実施区域境界周辺） 大気	土壌 4 箇所（東西南北各 1 箇所） 購入土 1 箇所 大気 4 箇所（土壌と同じ地点）	1 回
	作業環境	主たる作業箇所 4 箇所	1 回
解体中	周辺環境（事業実施区域境界周辺） 大気	土壌 4 箇所（東西南北各 1 箇所） 購入土 1 箇所 大気 4 箇所（土壌と同じ地点）	2 回（除染中、解体中）
	解体中の作業環境	主たる作業箇所 4 箇所	2 回（除染中、解体中）
	周辺環境（粉じん）	4 箇所（試料の保管含む）	1 回（除染中）
	水質環境	1 箇所（排水処理設備の汚水排水口）	1 回（除染中）
解体後	周辺環境（事業実施区域境界周辺） 大気	土壌 4 箇所（東西南北各 1 箇所） 購入土 1 箇所 大気 4 箇所（土壌と同じ地点）	1 回

1) 調査箇所及び分析項目

(1) 周辺の状況調査

「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づいて、解体工事を行う焼却施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること（焼却施設をそのまま撤去する場合（溶断・切断することなく煙突の分離のみを行う場合を含む。）を除く。）。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン（大気環境調査にあつては、ダイオキシン類、水銀及びひ素）とする。

(2) 解体工事の着手前の調査

ア 土壌環境調査

解体工事の着手前に、解体工事を行う焼却施設を中心にした 4 方向の事業実施区域内の場所で、土壌を概ね 1 平方メートル（深さ 1cm）の範囲で採取し、当該土壌について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（環境庁水質保全局土壌農業課）」、その他の物質については「土壌汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）」に定める分析方法に基づき分析すること。ただし、解体工事を行う焼却施設が設置されている敷地内に採取する土壌がない場合については、それに代わる方法により実施すること。

イ 大気環境調査

解体工事の着手前に、前号アの土壤環境調査と同じ場所において大気試料を採取し、当該大気試料を保管しておくこと。この場合において、大気試料の採取は、粉じん捕集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(3) 解体工事の期間中の調査

ア 水質環境調査

解体工事の期間中に発生した汚水を排水処理設備により処理して場外に排出する場合にあっては、解体工事の期間中で、排水処理設備に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水口（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類については「JIS K0312」、その他の物質については「県生活環境保全条例施行規則別表第9の備考11」に定める分析方法に基づき分析すること。

イ 大気環境調査

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、前号(2)の大気環境調査の場所と同じ場所において大気試料を採取し、当該大気試料を保管しておくこと。この場合において、大気試料の採取は、同号イの大気環境調査の方法と同じ方法で行い、1週間連続（解体工事の期間が1週間以内の場合は、当該解体工事の期間中）吸引すること。

(4) 解体工事の終了後の調査

ア 土壤環境調査

解体工事の終了後に、1) (1)アの土壤環境調査と同じ場所及び方法で土壤1) (1)アのただし書きにより土壤以外の試料を採取する場合は当該試料（以下この号において同じ。）を採取し、当該土壤について分析すること。

イ 大気環境調査

1) (1)アの土壤環境調査及び前号アの土壤環境調査の結果から、解体工事によるばいじん等の飛散の疑いが生じたときは、1) (1)イ及び1) (1)イの大気環境調査により保管していた大気試料について、ダイオキシン類については「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課）」、水銀及びヒ素については「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境庁大気保全局大気規制課）」に定める分析方法に基づき分析すること。

2) 常時監視項目

解体作業中の安全管理を行うにあたって、以下の常時監視を行い、そのデータについては公表データとして管理し、必要に応じて町に報告すること。

(常時監視)

集塵機出口及び事業実施区域境界 デジタル粉塵計

微差圧計連続測定 (テント内)

風向・風速測定 (事業実施区域境界周辺)

騒音振動連続測定 (事業実施区域境界周辺)

3. 解体作業計画の届出

解体作業計画の届出については、あらかじめ本町へ書類を提出し、承諾を受けて遅滞ないよう行うものとする。

1) 労働基準監督署への届出

建設事業者は、ダイオキシン類濃度の分析結果を基に「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき解体工事の計画の届出書を作成し、建設事業者の責任施工として労働基準監督署等と十分協議の上、作業開始 14 日前までに届出を行うこと。

なお、ダイオキシン類濃度の測定等に関して、労働基準監督署等との協議により検体が増加した場合は、建設事業者の負担及び責任において必要な測定等を行うこと。

2) その他の届出

建設事業者は必要に応じ、解体工事の計画を作成し、建設事業者の責任として、届出等を行うこと。

4. 解体工事体制表

建設事業者は、受注後ただちに解体工事に必要な資格者を配置した体制を整え、本町の承諾を受けるものとする。

5. ダイオキシン類ばく露防止に関する安全対策

1) 安全対策

(1) 作業場所等の検討及び設計

ごみ焼却施設、し尿処理施設解体に伴うサンプリング、付着物除去、解体作業に従事する作業者が、ダイオキシン類にばく露することを防止するための作業場所を検討すること。

(2) 作業員の更衣室及び休憩室

作業員の更衣室と休憩室は作業人員にあった大きさとし、分離して設置する。休憩室で作業衣に着替えを行い、保護具の着替えは、解体区域を隔離した作業出入口に隣接して設置した更衣室にて行うこと。

(3) エアシャワーの設置

焼却灰等を取り扱った作業者が、焼却灰が付着した作業衣のまま休憩室に入ることを防止するために作業場と更衣室の間にエアシャワーを設置すること。

(4) 保護具選定に係る管理区分の明確化

作業員の安全を確保するために、管理区域及び、管理区域に応じた保護具の選定を確実に
 に行うこと。

(5) 作業場周辺への影響

焼却施設解体作業場周辺に作業員以外立入禁止区域を設定すること。

2) 安全衛生特別教育

解体工事作業に従事する者に対して、表 4-2 に示す項目について特別の教育を行うと共に、
 健康診断を実施すること。

解体工事着工前に、各責任者及び作業員を集め、元請業者作成の「工期開始前教育用テキ
 スト」等を用い、当工事の性格、近隣状況、作業安全の心構え、施工要領等を十分に説明し、
 安全に対する教育を行うこと。また、毎朝の朝礼時に、当日の作業内容の確認及び注意事項
 について説明を行うこと。

表 4-2 安全衛生特別教育（ダイオキシン類）

科 目	範 囲	時 間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0.5 時間
作業方法及び事故の場合 の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5 時間
作業開始前の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備 についての作業開始時の点検	0.5 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保 守点検の方法	1 時間
その他ダイオキシン類の ばく露防止に関し必要な 事項	法令及び労働安全衛生規則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するための当該業 務について必要な事項	0.5 時間

注) 労働安全衛生規則 第 36 条、第 592 条の 7 安全衛生特別教育規程第 21 条による。

3) 作業指揮者

化学物質についての知識を有する有資格者を作業指揮者に選任し、作業員の保護具着用状
 況とダイオキシン類を含む発散源の湿潤化の確認を行うこと。

4) 作業に使用する保護具及び作業場所の管理

(1) 呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。

(2) 作業員に対しては作業開始時に、実施訓練により保護具の正しい装着方法、装着手順を
 習得させること。

(3) 第 3 管理区分の管理区域への作業出入口には、エアシャワールームを設置し、そこから
 のみ出入りさせるものとする。

- (4) 労働者の作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩場所が汚染されないように措置を講じること。
 - (5) エアシャワールームの入口には、ウォーターシャワー及びエアシャワー等の汚染除去設備を備え、十分に湿らせたマットを敷き、作業員の足部に付着した焼却主灰等を除去すること。また、出口には「前室」を設けること。なお、洗浄作業時は、エアシャワー入口付近に設置するシャワールーム（除水用エアガン併設）で付着物除去後エアシャワールームに入ること。
 - (6) エアシャワールームには、作業衣等に付着した灰を除去し、なおかつ内部を負圧にするための負圧除じん機を設置すること。
 - (7) 床の清掃及びマットの交換については、毎日一回以上行うこと。
 - (8) 汚染された作業衣等は、更衣室以外に持ち出すことを禁止し、それ以外の衣類から隔離すること。
 - (9) 更衣場所には、洗顔、洗眼及びうがい用の流し等を設け、これらとは区別して作業衣用の洗濯機を設置すること。また、使用しやすい場所にシャワー等の洗身設備を設置し、洗濯機等の排水は、付着物除去の洗浄水と同様の処理を行うこと。
 - (10) 作業場所から離れた場所に休憩場所を設け、その場所以外での飲食、喫煙等は禁止する。作業場所での飲食、喫煙、又はこれらの持ち込みは厳禁とする。
 - (11) 解体作業は、足場、開口部の養生、安全柵、親綱の設置等の転落防止対策を講じると共に、高所作業では必ず安全帯を使用し、垂直梯子の昇降においてはセーフティブロックを必ず使用すること。
 - (12) クレーン作業時には、玉掛け者との合図確認を行い、無線、笛、手合図等、確実にクレーン運転手へ伝達できる方法を計画すること。
 - (13) 気象条件によっては作業を中止すること。
 - (14) 消火器、散水設備を各作業所付近に常備すること。
- 5) 健康診断
- (1) 作業員に対して、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に行わせ、健康管理に努めること。
 - (2) 解体作業前のダイオキシン類濃度測定結果により、第3管理区域にて作業を行う作業員については、作業前後に血中ダイオキシン類濃度を測定すること。なお、測定データは建設事業者が30年間保管するものとする。

6. 解体作業管理区域の決定

解体作業を行う事業者は、解体作業設備の汚染物のサンプリング調査結果を用いて、解体方法の選択のために解体作業管理区域の決定を行い、適切な解体方法で工事を行うこと。

7. 解体方法の決定

1) 解体作業管理区域の決定

解体作業第1管理区域で選択できる解体方法及び使用機材は、次のとおりとする。なお、溶断による工法を採択する際には、4)に示す措置を講じること（ただし、金属部分〔汚染

物の完全な除去が可能な形状のものに限る。] であって、汚染物の完全な除去を行ったものについては、4) の(5)の措置に代えて同一管理区域内の労働者にレベル1の保護具〔呼吸用保護具はレベル2〕を使用させることができる)。

- (1) 手作業による解体 : 手持ち電動工具など
- (2) 油圧式圧砕、剪断による工法 : 圧砕機、鉄骨切断機等
- (3) 機械的研削による工法 : カッター、ワイヤソー、コアドリル
- (4) 機械的衝撃による工法 : ハンドブレーカ、削孔機、大型ブレーカ等
- (5) 膨張圧力、孔の拡大による工法 : 静的破碎材、油圧孔拡大機
- (6) その他の工法 : ウォータージェット、アブレッシブジェット、冷却して解体する工事等その他粉じんやガス体を飛散させないための新しい工法
- (7) 溶断による工法 : ガス切断機等

2) 解体作業第2管理区域内での解体作業

解体作業第2管理区域内で選択できる解体方法は1) の(1) から(6) に掲げる方法とする。

3) 解体作業第3管理区域内での解体作業

解体作業第3管理区域で選択できる解体方法及び使用機材は、次のとおりとすること。1) の(1) 及び(2)。なお、解体物の構造上汚染除去がそれ以上できない場合であって、遠隔操作、密閉化、冷却化又は粉じんの飛散やガス状物質を発生させないその他の解体方法を選択する場合は、その解体方法を用いても差し支えない。

4) 解体作業第2管理区域及び解体作業第3管理区域で溶断によらない解体方法が著しく困難な場合の特例

事前サンプリングの結果、対象設備が解体作業第2管理区域又は解体作業第3管理区域に分類された場合で、溶断によらない解体方法が著しく困難な場合は、以下に掲げる必要な処置を講じた上で溶断による解体を行うことができる。パイプ類及び煙道設備等筒状の構造物等を溶断する場合は内部の空気を吸引・減圧した状態で、外部から作業を行うこと。

- (1) 溶断対応箇所及びその周辺で点熱等により加熱が予想される部分に汚染物がないことを確認すること（この場合、解体部分の汚染状況を写真等により記録すること）。
- (2) 溶断作業を行う作業場所をシート、シートパネル等により養生し、養生された内部の空気が外部に漏れないように密閉し区別すること。また、溶断作業中、外灯作業を行う労働者以外の立ち入りを禁止すること。
- (3) 作業場所の内部を、移動型局所排気装置を用いて換気し、外部に対して負圧に保つこと。
- (4) 移動式局所排気装置の排気を HEPA フィルター及びチャコールフィルターにより適切に処理すること。
- (5) 溶断作業を行っている間、同一管理区域内の労働者にレベル3の保護具を使用させること。

8. 保護具の選定

保護具は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱別紙5」に従い、管理区域に応じて必要な保護具を選定し、サンプリングを行う場合はレベル3の保護具を着用して作業現場に入ること。

保護具・保護衣等を着用する場合は、顔面、首筋、手首、足首等が露出しないように注意し、他の作業員が是非を点検すること。また、呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。

9. 事後分析

- 1) 全てのダイオキシン類洗浄作業が完成した後に、ダイオキシン類が除去されたことを確認するため、ダイオキシン類濃度の分析を行うこと。分析結果はただちに本町に報告し、承諾を得た後に解体作業に入るものとする。
- 2) 付着物除去に用いる排水処理装置に残留する排水は、ダイオキシン類濃度の分析を行い、適切な方法で処理・処分を行うこと。
- 3) 排水処理汚泥は、「ダイオキシン類及び重金属類等を含む産業廃棄物に係る判断基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号：測定項目（27項目）による濃度の分析を行い、密閉容器に保管し、適切な方法で処理・処分を行うこと。
- 4) 全ての解体作業完成時に周辺環境調査及び土壌調査を行うこと。

10. ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に係る書類の保管

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に係る書類は、写しを本町に提出するとともに請負者においては30年間確実に保管すること。

11. 分析調査機関

ダイオキシン類濃度分析調査については「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理方針」（平成12年11月14日）に基づいて国が認定した機関によって調査すること。

第3節 ダイオキシン類付着物除去工事

ダイオキシン類付着物除去工事は、おおむね次のように行うこと。なお、本要求水準書と同等又はそれ以上の方法及び工法がある場合は、その採用を妨げないが監督職員の承諾を得た上で施工すること。

1. 仮設工事

1) 足場組立

ダイオキシン類付着物除去工事、解体作業中の粉じん等飛散防止のために、焼却施設の機械設備には防音パネル及びシートによる密閉養生を施工すること。

2) 更衣室及び現場事務所設置

最大労務人工数を検討し、更衣室、現場事務所の大きさを決定すること。

3) シャワールーム

シャワールームは、作業場付近に設置すること。また、作業場から距離がある場合は数カ所に設置し、作業員の負担の軽減を図ること。

4) 作業区域の隔離

飛散防止対策を図るために、開口部（煙突頂部を含む）の養生や隙間の目張り等を施して、建屋全体を密閉化して、換気設備を設けて建屋を常に負圧に保ち、排気ファンの排出側（出口側）にプレフィルター、HEPA フィルター又はチャコールフィルター等を設置し、適切な処理を行い排気すること。排気は定期的に粉じん量の分析を行うものとするが、回数は本町と協議して決定すること。また、内部の管理区域を明確にし、各作業区域を確実に隔離して、それぞれの区域に換気設備を設けること。

5) 飛散防止対策

- (1) 作業区域内の発散源の湿潤化を行うこと。
- (2) 作業管理区域を隔離して開口部には必ず蓋をすること。
- (3) 各作業管理区域別に換気装置を確実に設置すること。また、必要箇所には空気逆流防止装置を設置すること。換気装置の排気を測定すること。
- (4) 作業区域の出入口に、圧縮空気によるエアシャワー等の付着物除去設備を設置すること。
- (5) 汚染のおそれのない場所に休憩室等を設置すること。
- (6) 解体作業及び付着物除去等によって発生した廃棄物は、密閉容器に密閉し、作業の妨げにならない場所に一時保管すること。

6) 排水流出防止対策

- (1) 解体作業工事中に発生する洗浄水等の排水の流出を防止すること。
- (2) 解体工事前に行う付着物の湿潤化の水、付着物除去の高圧洗浄水及び解体作業、清掃作業に使用する用水の排水の流出を防止すること。
- (3) 浸透性のおそれのある床は、ビニールシート等で養生し、流出を防止すること。
- (4) 洗浄水等の飛散防止にビニールシートで養生すること。
- (5) 作業場の床に流出防止の防液堤を設けること。
- (6) 排水の集水を行うための排水溝及び集水ピットを設けること。
- (7) 集水ピットの排水を移送ポンプ設備により貯蓄設備に移送すること。

7) 排水処理装置

付着物除去工事に使用した排水は、洗浄水として再利用することとし、このための排水処理装置を設置すること。また、最終的に排水処理装置に残る排水及び発生する汚泥は、場外に搬出し、関係法令に基づき、分析後、適正に処理・処分すること。

2. 付着物除去工事

付着物除去工事の工法は、高圧洗浄工法を採用することとし、必要に応じて高圧洗浄に研磨剤等（砂、ドライアイス等）を混入する工法も採用できるものとする。

ただし、機械設備の設置状況によって乾式による除去が適している場合は乾式を採用すること。

1) 粉じん回収作業（設備機器以外の部分）

- (1) 粉じん対応型の高圧吸引車及び水を張ったバキューム車（レシーバータンクの役割）を連結させて粉じん等を吸引すること。
- (2) 吸引ホースの途中にアタッチメントを取り付け、そこに水道ホースを接続し、吸引ホース内に給水を行うこと。
- (3) 上記により回収されなかった粉じん等は高圧吸引車に回収すること。
- (4) 広いスペースのフロアや壁等の部分は、マスターノズルを取り付けて効率よく吸引を行うこと。
- (5) 炉壁の固着した部分は、エアピック又はケレンにより削り、吸引すること。

2) 高圧洗浄作業

- (1) 高圧洗浄は、高圧洗浄装置を使用すること。
- (2) ホース先端にガンを取り付け、投入口より作業員が炉内、設備内に入り洗浄を行うこと。
- (3) 洗浄により発生した排水は、排水処理装置へ送水すること。また、洗浄作業中は常時全量回収を行い、場外への排水の流出のないように行うこと。
- (4) 洗浄により発生した排水は、全量回収し排水処理装置で処理し再利用すること。

3. 除去物の一時保管及び処理処分

付着物除去工事により発生した廃棄物は、関係法令に基づき、適正に処理・処分すること。なお、処分する廃棄物は、処分業者の資格、処分方法、処分量、処分先等を明確にし、マニフェストを作成して保管すること。

1) 焼却主灰・付着物及び排水処理汚泥など

ダイオキシン類の分析結果、付着物のダイオキシン類濃度が、3ng-TEQ/g を超えているものについては、無害化等の処理を行う必要がある。湿式により除去した付着物は、現地に設置した排水処理設備により、凝集沈殿・吸着等を行うこと。除染後に発生する汚泥はダイオキシン類の含有量及び重金属類の溶出量を測定し、廃棄物処理法に基づき、適正に処分を行うこと。乾式により除去した付着物についても、廃棄物処理法に基づき適正に処分を行うこと。

2) 耐火物

解体された耐火レンガ等の廃棄物は、ダイオキシン類の含有量及び重金属の溶出量を測定し、その結果に応じて管理型処分場への最終処分又は、中間処理を経て最終処分を行うこと。

3) 鋼材

ダイオキシン類の付着した鋼材（スクラップ）は現地で十分に付着物を分離し、建築資材や特殊鋼等に再生すべく、資源化处理を行うこと。

4. 付着物除去の確認

付着物除去工事の終了後に作業指揮者は必ず除去の確認を行い、汚染物除去記録報告書を本町に提出すること。また、ダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果をもって安全が確認されるまで次の工程である解体撤去工事に着手しないものとする。

第4節 アスベストのばく露防止対策等

(アスベスト含有建材除去)

1. 概要

本施設では、工事に先立ち平成30年度にアスベストの調査を行っており、調査結果では非飛散性アスベストを含む建材の使用が認められている。

解体撤去工事にあたって、アスベストの調査結果を考慮し、アスベスト含有建材の取り外しに係る作業計画を作成し、監督員の承諾を得て実施すること。計画は、「石綿障害予防規則」、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（平成17年3月）を遵守して行うこと。

2. 解体作業計画の届出

作業計画の届出については、あらかじめ本町へ書類を提出し、承諾を受けて遅滞なく行うものとする。

1) 労働基準監督署への届出

建設事業者は、「石綿障害予防規則」に基づき作業計画の届出書を作成し、建設事業者の責任施工として労働基準監督署と十分協議の上、作業開始14日前までに届出を行うこと。

2) その他の届出

建設事業者は必要に応じ、解体工事の計画を作成し、建設事業者の責任として、届出等を行うこと。

3. 解体工事体制表

建設事業者は、受注後ただちに解体工事に必要な資格者を配置した体制を整え、本町の承諾を受けるものとする。

4. アスベストばく露防止に関する安全対策

1) 安全対策

(1) 作業場所等の検討及び設計

解体・撤去作業に従事する作業者が、アスベストにばく露することを防止するための作業場所を検討すること。

(2) 作業員の更衣室及び休憩室

作業員の更衣室と休憩室は作業人員にあった大きさとし、分離して設置する。休憩室で作業衣に着替えを行い、保護具の着替えは、解体区域を隔離した作業出入口に隣接して設置した更衣室にて行うこと。

(3) レベルに応じた保護具選定

アスベストが確認された場所では、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」におけるレベルに対応した保護具の選定を行うこと。

(4) 作業場周辺への影響

解体作業場周辺に作業員以外立入禁止区域を設定すること。

2) 安全衛生特別教育

解体工事作業に従事する者に対して、表 4-3 に示すアスベストに関する特別の教育を行うこと。

表 4-3 安全衛生特別教育（アスベスト）

科 目	範 囲	時 間
石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5 時間
石綿の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1.0 時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1.0 時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	0.5 時間
前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1.0 時間

注) 平成 17 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 132 号による。

3) 石綿作業主任者

解体工事作業を安全で適切に作業を実施するために「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し、その者に作業を指揮させるとともに、規程に適合した作業内容等を点検させる。

4) 作業に使用する保護具及び作業場所の管理

- (1) 呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにする。
- (2) 作業員に対しては作業開始時に、実施訓練により保護具の正しい装着方法・装着手順を修得させる。
- (3) 休憩場所が汚染されないように次の措置を講じる。
 - ア 休憩室の入口には水を流し、又は十分に湿らせたマットを敷き、作業員の足部についた付着物を除去する。
 - イ 床の清掃及びマットの交換については、更衣室以外持ち出すことを禁止し、それ以外の衣類から隔離する。
 - ウ 汚染された作業衣等は、更衣室以外に持ち出すことを禁止し、それ以外の衣類から隔離する。
- (4) 更衣場所には、洗眼、うがい用の流しを設け、これらとは区別して作業服用の洗濯機を設置すること。洗濯機の排水は付着物除去の洗浄水と同様の処理を行うこと。
- (5) 作業場所から離れた場所に休憩所を設け、その場所以外での飲食、喫煙等は禁止する。

作業場所での飲食、喫煙、又はこれらの持ち込みは厳禁とする。

- (6) 解体作業は、足場、開口部の養生、安全策、親綱の設置等の転落防止対策を講じると共に、高所作業では必ず安全帯を使用し、垂直梯子の昇降においてはセーフティブロックを必ず使用する。
- (7) クレーン作業時には、玉掛け者との合図の確認を行い、無線、笛、手合図等、確実にクレーン運転手へ伝達できる方法とする。
- (8) 気象条件によっては作業を中止すること。
- (9) 消火器、散水設備を各作業所付近に常備すること。

5) 健康診断

作業員に対して、労働安全衛生法に基づく一般健康診断及び石綿健康診断を確実に行わせ、健康に努めること。

5. 解体方法

解体工事は、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従い実施すること。

非飛散性アスベストの成形板等を撤去するにあたっては、撤去作業に先立って、工事現場周辺を粉じん等の飛散防止幕を設置すること。

撤去作業中は、散水などにより成形板等を十分に湿潤状態にすること。また、成形板等の撤去作業は原則手作業とするなど、成形板等を極力、破壊せず原型のまま撤去すること。

非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針の流れを表 4-4 に示す。

表 4-4 飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針

現場の養生	撤去作業に先立って解体等現場の周辺には粉じん等の飛散防止幕及び散水装置等を設置する。
↓	
アスベスト成形板等の撤去	<p>1) アスベスト成形板 原則手作業とし、アスベスト成形板を原型のまま撤去する。やむを得ず機械等によって撤去する場合は、散水等によって、アスベスト成形板等からアスベストの飛散防止装置を講じる。</p> <p>2) 撤去や取り扱いに留意の必要なアスベスト成形板等 煙突用ライニング材、屋根折り版用断熱材等は密度が小さくもろいので撤去時及び撤去後のアスベストの飛散防止や分別方法に留意する。</p>
↓	
アスベストの成形板等の撤去後の措置	現場において、撤去後のアスベスト成形板の切断等は最小限とし、解体物の破碎にあたるような作業は実施しない。

注) 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針(平成17年3月環境省有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)による。

6. 発生した石綿含有建材の処理方法

施設の解体に伴い発生するアスベスト使用建材の処理方法は、廃棄物処理法施行規則第6条の5第1項第1号に基づき運搬を行い、同規則第6条の5第1項第2号トに基づき中間処理を行うものとする。さらに平成17年8月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部から出された「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」を遵守すること。参考までに「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」で示されている収集運搬・中間処理等に関する部分を表4-5に抜粋する。

表 4-5 発生した石綿含有建材の処理方法

分別収集・運搬	廃石綿等の収集・運搬にあたっては、廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。（廃棄物処理法 令第6条の5第1号による。）
中間処理	廃石綿等の中間処理は、特別管理産業廃棄物たる廃石綿等として埋立処分を行う場合を除き、熔融設備を用いて熔融する方法により行うものとする。（廃棄物処理法 令第6条の5第2号ト、厚生省告示第194号第13号による。）
最終処分	廃石綿等の最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事に許可を受けた最終処分場で行う。 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。 1) 大気中に飛散しないようにあらかじめ、次のいずれかの措置を講ずること。 ①耐水性の材料で二重に梱包すること。 ②固形化すること 2) 埋立処分は、最終処分場のうち一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。

注) 廃石綿等処理マニュアル（暫定）（平成17年8月環境省有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）による。

7. 保護具の選定

保護具は、「石綿粉じんのばく露防止マニュアル」に従い保護具を着用して作業現場に入ること。

8. 石綿障害予防規則に係る書類の保管

石綿障害予防規則に係る書類は、写しを本町に提出すると共に、請負者においては40年間確実に保管すること。

9. 環境測定

建設事業者は、必要に応じて、第三者機関による空気中の石綿濃度測定を行い、本町に速やかに報告すること。測定の時期、頻度及び地点数は協議で決定する。

第5節 解体・撤去工事

1. 概要

- 1) 解体撤去工事は、付着物除去工事終了後、ダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果をもって安全が確認できた後に着手すること。
- 2) 解体処分に当たっては、関係法令等に準拠し、適正な処理処分に努めること。
- 3) 施設から発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別を行い再資源化に努めること。
- 4) コンクリートガラ等については、ダイオキシン類濃度を含む重金属の溶出試験等を速やかに行い、監督員に報告書を提出すること。

2. 機械設備解体

以下に機械設備の解体方法の一例を示す。ただし、以下のものと同等以上の方法がある場合は、監督員と協議し承諾を得た上で、その採用を妨げるものではない。

1) 焼却設備解体

- (1) 焼却炉内部の耐火物除去作業を行うこと。
- (2) 本体の解体中に粉じんが発生するおそれがあるため、耐火物はハツリ残しのないよう十分配慮し作業を行うこと。
- (3) ハツリ落とした耐火物は、飛散防止のために密閉容器等で保管すること。
- (4) 本体を圧砕又は電動切断機等にて解体し、必要により二次洗浄を行い、重機で搬出すること。

2) その他の機器等

- (1) 付属機器を撤去すること。
- (2) 本体を圧砕又は電動切断機等にて解体し、必要により二次洗浄を行い、重機で搬出すること。
- (3) 各種水槽の残留水を除去する。残留水はダイオキシン類に汚染されている可能性はないが、現場に設置する排水処理設備で適切に処理した後、除染水として再利用すること。

3) 建屋内機器・設備解体撤去の確認

建屋内機器・設備解体撤去後、必要に応じて洗浄を行い、作業指揮者が必ず除去の確認を行うこと。

3. 廃棄物の保管方法及び処理処分方法

1) 廃棄物等の保管方法

解体作業中に発生する廃棄物は、一時保管するための十分なスペースを確保して適正に保管し、他の作業区域から隔離すること。また、処理処分廃棄物と売却物を区分けして保管すること。特に、コンクリートガラ等については、発生先を明確にするとともに、「2) 廃棄物等の処理処分方法」に基づき再利用対象と処分対象を適正に分別して保管し管理すること。なお、保管にあたっては、雨水にふれることのないようフレコンバック等に詰めて管理すること。

2) 廃棄物等の処理処分方法

- (1) 特別管理産業廃棄物は、密閉容器に保管し、関係法令に基づき適切に場外搬出し、適切に処理処分を行うこと。
- (2) コンクリートガラ等は、建設リサイクル法において特定建設資材としてリサイクルが義務づけられている。発生材は極力現地にて再利用を行うこととし、ダイオキシン類の測定を行い土壌汚染対策法に抵触しないことが確認された場合には、埋め戻し材としての要件を満たすよう必要に応じ破碎処理等を行い、跡地整備工事において再利用することを基本とする。なお、建設リサイクル法に基づく手続きは建設事業者で行うこと。
- (3) 鋼材（スクラップ）は、リサイクル資源として有用であるため、建設資材や特殊鋼等に再生すべく、再資源化処理を行う。排出の際には、オンサイトでの種類別分別（普通鋼、ステンレス、非鉄）を行い、必要に応じ裁断、付着ダストの飛散防止を行うこと。
- (4) その他の発生した廃棄物については、建設リサイクル法の趣旨に基づき可能な限り選別、再資源化を行うことと、解体工事に先立って建設リサイクル法に準じて適正な処理計画を立てて実施するよう努めること（「3）建設発生材の処理処分」参照）。

3) 建設発生材の処理処分

建設事業者「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月改正 建設事務次官通達）」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について 平成 23 年 3 月 30 日 環廃産第 110329004 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）別添」等に基づき、発生量抑制、再利用、適正処理に努めること。

- (1) 廃材搬出時及び受入場所等の写真を撮影し、監督員へ提出すること。
- (2) 運搬及び処分は、許可業者による建設系廃棄物マニフェストにより管理すること。なお、処分場は処分容量を確認の上、搬出すること。
- (3) 発生材運搬時の運搬ルートへ粉じん等飛散しないような処置を講じて運搬し、さらに建設事業者の責任において対策をすること。
- (4) プラント機器類については、実際に受け入れる中間処理業者のリストを作成し、許可証の写しを添付して監督員に報告すること。

(5) リサイクル計画の作成

建設事業者は工事着手にあたって、リサイクル計画を作成し施工計画書に含めて監督員に提出すること。

(6) リサイクル報告書の作成

建設事業者は工事着手にあたって、リサイクル報告書を取りまとめて監督員に報告すること。なお、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」第 18 条の内容と適合すること。

(7) リサイクル状況記録写真

建設事業者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出すること。

ア 撮影内容

積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）現場内での分別状況、再資源の状況等を撮影すること。

イ 撮影方法

運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、堆積物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影すること。

現場内利用や工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影すること。

再資源化施設の状況や最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影すること。

(8) マニフェストの提示

ア マニフェストの提示

建設事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、建設事業者（排出事業者）が保管するべきものについては、ファイルを整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

イ 集計表の提示

建設事業者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提示すること。

ウ リサイクル伝票の提示

建設事業者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要がない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土など）については、「リサイクル伝票」（写しで可）を監督員に提示すること。

その様式は、建設事業者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。

エ リサイクル証明書の提示

建設事業者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合や、高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しで可）を監督員に提示すること。

(9) 建設廃棄物の取り扱い

工事により発生した建設廃棄物は、発生量そのものを削減し、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出を極力抑制する。また、搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受けること。

(10) 発生材の再利用

ア 発生土の再利用については、現場で発生した建設発生土は、埋め戻しに使用することができる。

イ 「3. 2) 廃棄物等の処理処分方法」に該当しないコンクリートガラ等は、優先して場内の埋め戻しに使用することができる。なお、使用にあたっては地盤沈下等に留意し、十分な締め固めが可能となるよう材質、粒径、土との配合、まき出し厚、締め固め方法等を設定し、その品質管理方法を含め、監督員と協議のうえ決定する。

ウ 鉄骨・鉄くず等については、有価物として処分すること。なお、有価物の取得費を見積金額から控除したことがわかるように内訳書等を作成すること。（後に有価物の取得の証明ができるものを提出すること）

(11) 廃棄物の処理処分の管理方法

産業廃棄物として処理・処分する廃棄物は、処理業者の資格、処分の方法、処理量、処分先等を明確にするとともに、マニフェストの写しを保管すること。

4) ばいじん等の飛散防止

- (1) 解体施設の全体を隔離するため、シートにより開口部の目張りの措置を行うこと。
- (2) ただし、全体を覆うことが困難な煙突等については、作業を行う箇所ごとに隔離する等の飛散防止対策を実施すること。また、焼却炉室については窓に目張り等することによりシートで被うことは除外する。
- (3) 解体作業を行う場所の内部の空気を排気処理設備の設けた排風機により一定方向に誘引する場合には、必ず作業箇所を外部に対し減圧された状態にすること。
- (4) 解体作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。
- (5) 解体作業場所で使用した車両、機材、保護具等を作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。

5) 排気の処理

- (1) 排気の処理の管理目標は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）」別表の大気の基準値とする。
- (2) 排気の処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないよう維持管理を行うこと。

6) 排水処理

- (1) 二次洗浄等に使用した排水は、洗浄水として再利用することとし、このための排水処理装置を設置すること。最終的に排水処理装置に残る排水は、場外へ搬出し、関係法令に基づき、分析後、適正に処理・処分すること。また、発生する汚泥は、場外へ搬出し、関係法令に基づき、分析後、適正に処理・処分すること。
- (2) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合には、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講じること。

- (3) 前項の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収剤を用いての回収、排水処理設備への移流等により速やかに排除すること。
- (4) 焼却施設の基礎部分及び周囲で、コンクリート等の不浸透性材料で覆われていない部分は、十分な強度を有するシート等で養生し、発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、焼却施設内部に溜まった汚水が外部へ流出しないようにこの汚水を吸収剤等で速やかに回収する等の措置を講じること。
- (5) 工事期間中に発生する排水（解体物に接触した雨水を含む）は、適切に処理し、公共水域への排出は行わない。処理した排水については、必要に応じダイオキシン類等の測定を行い、関係法令以下であることを確認すること。確認できない場合は、適正に処理を行うこと。また、工事期間中に発生する排水を極力少なくするため、解体中は、雨水にさらされる箇所、期間が極力少なくなるよう計画すること。